

短期大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 1 9 年 6 月

大妻女子大学短期大学部

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	短期大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	9
基準 3	教員及び教育支援者	15
基準 4	学生の受入	23
基準 5	教育内容及び方法	29
基準 6	教育の成果	45
基準 7	学生支援等	51
基準 8	施設・設備	61
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	68
基準 10	財務	77
基準 11	管理運営	84
	別添資料一覧	97

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 短期大学名 大妻女子大学短期大学部

(2) 所在地 東京都千代田区三番町1-2

(3) 学科等の構成

学科：家政科、国文科、英文科

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学科1,606人

専任教員数：32人

助手数：11人

2 特徴

本学は平成20年に創立100周年を迎え卒業生数は11万人を超えている。その間一貫しているのは、女子に対して中等・高等教育の機会を提供し、私学における女子高等教育の拠点として、社会からの信望に応えるべくその実践に励んできた姿勢である。とりわけこの20年では、そのような伝統を維持し、新時代の変化に対応できる人材養成に向けて、改組ではなく拡充に重点を置いて取り組んできた経緯を振り返ることができる。

創立100年の間、実践・体験から生まれた教育観の迫力は、多くの支持者を得、さらに多くの子女に学びの機会を与えてきた。学祖大妻コタカの時代を先見した、女性の自立に役立つ裁縫などの生活技術教育とともに、家庭と社会の調和の基盤となる報恩と貢献を重んじる教育観が本学の教育の基盤となっている。

その第一の特徴は、社会の最小単位としての「家庭教育の重視」である。どのような時代であれ、家庭人として、社会人として、そして特に女性の担いうる役割からみても、この家庭教育の重視は、古くて新しい人間形成の要である。

第二の特徴は、学祖が日課としていた「心の美人」に象徴されている。雑誌『主婦の友』（昭和28年1月号）に掲載され、内面の美を生活信条とする契機が世に知られるところとなった。

第三の特徴は「徳育の重視」である。高等女学校当時の入学式式辞では、「従順・謙遜・正直」すなわち、自らを律する人であることを説いた。

第四の特徴は「生涯教育の必要性」である。卒業後、さらに勉学を志す人達のためにも、学びの機会がもてるようにという強い思いに端を発している。

大正6年3月に校訓として制定された「恥を知れ」は、もともと大妻家の家訓でもあった。大妻コタカは、この「恥を知れ」について「これは決して他人に対してでは

なくて、あくまでも自分に対して言うことである」と自律のための訓であることを強調した。

教育方針「良き妻、良き母」は、いわゆる「良妻賢母」として、風評はこの教育方針「良妻賢母」と校訓「恥を知れ」によって、大妻の名を世に知らしめるものになった。この考え方は時代を越えて解釈されるべきであり、家庭生活の重視にその真意がある。昭和38年に「中国新聞」が掲載した大妻コタカのこぼれに「女性は塩のごとく、根のごとく」がある。「良妻賢母」や「恥を知れ」は文言の固定概念のまま一人歩きをしがちであるが、女性のあり方を「塩」や「根」と表すところに、学祖の女子教育に求めるものをみることができる。

また、「らしくあれ」というモットーがあるが、女性らしく、学生らしく、社会人らしく、というように、教え子たちはそれを座右の銘として育っていった。これらの特徴は、トータルには報恩感謝・勤労勤勉・創意工夫・質素儉約・質実剛健など家庭生活・社会生活における作法として尊重すべき処世訓となり、本学の校風を醸成してきた。徳育重視の教育精神は、一に家庭教育に収斂するのみではなく、社会生活における人と人とのファミリアな関わりの重要性として生きている。

これらの特徴を具現した大妻コタカがその周りに集い学んだ学生から「お母さま」と慕われたという話は、現在も多くの同窓生の間で語り継がれている。

Ⅱ 目的

＜序＞

学校法人大妻学院寄附行為の前文において、その目的は、「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適應すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」と明示しており、これは本学の建学の精神でもある。

この精神は、象徴的に大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の校訓「恥を知れ」に凝縮されて広く人々に知られるところとなった。この校訓の意味するところは、「汝自身を知れ」ということでもあり、高次の人間存在の理念に照らして自らを省みる「自己の至らなさに恥じよ」ということでもある。

本学教職員及び学生は、日頃からこのような省察を是とする姿勢を培い、高等教育機関として、随時、組織創生の環境整備に努めており、ここに建学の精神の実践がある。

この建学の精神を礎とする教育理念は、古くは良妻賢母として表現され、その言葉の固定概念のままに本学のイメージの一端として定着してきた。しかし、時代が女性に対してより多様で多面的な生き方を求めていることは言うまでもなく、そのため本学は、常に迎えようとする新しい時代における女性の在り方を模索し、その教育の先駆としての役割を果たしつつ現在に至っている。

さらに今後は、新たな時代の女子教育の在り方として、学祖大妻コタカの建学のことに新たな息吹を与えることができるように、どの分野においても自ら啓発し、真に自立した女性の人間形成への努力こそが、本学における現代的な教育目標である。

このような建学の精神及び教育の理念、さらには教育目標の実現と達成に向けて、教員は教育研究に精進し、職員は教員と一体となって本学の運営に不可欠な業務の遂行に努めている。

＜総論＞大妻学院の教育理念

大妻学院は、平成20年に創立100周年を迎える。そのような本学100年の教育精神は、「徳育重視の一貫教育」であった。学祖大妻コタカは、この教育哲学を私塾の教育精神として、さらに私学経営、女子高等教育の拠点として創設した女子大学の教育理念とした。

昭和23年4月、戦後転換期の大妻学院は大学設置認可申請書を時の文部大臣森戸辰男宛に提出し、新制大学が認可がされた。

昭和23年7月25日に定められた「大妻女子大学設置要項」の「一、目的および使命」には、次のように述べられている。「本大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める所に従い、広く知識を授けると共に深く学芸を教授研究し、応用的能力の展開を期し人格の完成に努め、心身共に健全な女性を育成することを目的とする。新日本建設に於ける婦人の任務は重大である。今や日本の婦人は何時までもお台所にくすぶって居る良妻賢母一本で安閑とすることは許されない。男子と共に文化国家を担う婦人は速やかに高度な文化を吸収研磨して、その地歩を高め、まず、生活を科学化能率化して、経済的にも社会的にも政治的にも進出し、民主日本の新環境にふさわしい実力を養ってこそ、始めて人類の文化に寄与し世界平和に貢献し得る所以であらう。本大学は大学設置基準に基づいて設立しこの使命達成の為に努力する。」

昭和24年3月25日、本学は、文部省から家政学部食物学科・被服学科・家庭理学科の設置認可を受けた。さらに、昭和25年3月14日には短期大学部の設立認可を受け、家政科第一部および第二部が誕生している。戦後の学制改革とともに、女子高等教育機関としての実質的なスタートと言える。私塾からここまで発展することのできた本学院は、学祖大妻コタカの女子教育に対する誠実で情熱的な実践の轍の上を、着実に、そして先見的に歩んできたのである。

1. 大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学の理念

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、一には、その伝統を基とした生活・実践・研究の統合的な知の継承を図り、二には、時代を先見しながら、その要請に応えつつ不断の改革を目ざし、女子教育に相応しい総合大学としての高等教育・研究の拠点であることを目指している。ともすると伝統が固陋な体制の保持に傾斜

しがちであるが、本学は、いくたびかその試練を克服してきた。私塾として声をあげた女子教育の実践は、着実にその実績を固めつつ、戦後の学制改革を期に、女子高等教育の府としての新たなスタートを切ったのである。

大妻家の家訓である生活作法としての「恥を知れ」を基にして、私塾としての女子教育では、実践者の知としての「恥」を掲げ、さらに私立大学としての女子高等教育においては、専門の知としての「恥」を建学の精神として、教育・研究の精神的礎にしたのである。100年を経ようとする本学の歴史の歩みは、このように校訓「恥を知れ」の意味づけ自体を深めて、常にその時代とその将来を見据えて、女子教育の在りようとして「自らを律する」ところに一貫した教育の理念をおいている。時代の要請に応えて、女子の人間形成および自己実現を果たせるように学修の支援を行ってきた。良き伝統と革新をバランスよく保ちつつ、現在では、本短期大学部のほか、5学部、4研究科を擁する女子教育の総合大学として、健全な運営を続けている。

2. 大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学の使命

本学は、学祖大妻コタカが創設した我が国における女子高等教育の機関として、明治41年（1908年）に源を発し、以来100周年を迎える伝統を有し、これを誇りとしている。当時は、女子が高い教育を受けること、ましてや職業婦人として、社会に出て働くことなどは容易に実現できるものではなかった。しかし、女子も自ら学び、社会に貢献できる力を身につけ、その力を広く世の中で発揮していくことが、女性の自立につながるという学祖の確信を継承して、現在も努力が続けられている。その使命に適う教育課程の編成は不断に検討され、改善されてきた。

(1) 女子教育の伝統を基にした総合的な人間教育

その教育の目的である「女子の実学を身につけた生活者の育成」という重要な役割を達成するためには、社会の構成員としての自覚を持ち、相互貢献を旨とした人間教育が重要となる。

(2) 女性の専門職の育成教育

さらに、女子として社会に進出して積極的に指導的な役割を果たす専門職者の育成を果たすべく、それぞれの分野の学芸の修得に自信をもたせ、さらなる教育・研究に取り組む力を養成することが使命となっている。

(3) 女子高等教育の後継者育成

女性の高学歴化は、将来の社会が求めるものであるとの認識に基づき、大学院修士課程、博士後期課程を設置して、女子高等教育の後継者の育成を図っている。

(4) 地域との連携における研究中枢的役割及び指導的人材の養成と社会参加

地域との連携を図ってその地域における研究上の中核的な役割を果たし、必要なニーズに応じて学生が教員ともども地域活動に参加すると同時に、指導的な役割を果たせる人材の養成を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

大妻女子大学短期大学部の建学の理念と基本的な方針は大妻学院寄附行為の前文及び第3条に、また、本学の目的は大妻女子大学短期大学部学則第1条において定められている。(資料 1-A)

資料 1-A 本学の目的

○ 本学の理念と基本的方針（寄附行為前文及び第3条）

前文 この法人は、大妻良馬及び大妻コタカの夫妻が日本女子に対し廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめることを目的とする生前処分による寄附行為をもって設立した財団法人大妻学院の組織を変更し、その事業を継承するものである。

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、女子に対し、恥を知り、広く恩に報いることを基本とする道德心と、時代の進歩にふさわしい学芸を授け、有為な社会人を育成することを目的とする。

(出典 学校法人大妻学院寄附行為)

○ 本学の目的（大妻女子大学短期大学部学則 第1条）

第1条 本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする。

(出典 大妻女子大学短期大学部学則)

○ 時代を超えて受け継がれる大妻コタカの精神（大妻 Web ページ）

本学の校訓は「恥を知れ」です。言葉の響きに驚かれるかもしれませんが、創立者・大妻コタカは言っています。「これは決して他人に対して言うことではなく、あくまでも自分に対して言うことです。人に見られたり、聞かれて恥ずかしいことをしたかどうかと自分を戒めることなのです」。本学の就職状況が好調な理由のひとつに、この「恥を知れ」スピリッツを体現した多くの卒業生達の活躍があります。地に足の着いた「自立した女性」を育み続ける本学の学生にとって「恥を知れ」という校訓は、今もよき伝統として根付いています。

(出典 大妻女子大学 Web ページ <http://www.otsuma.ac.jp/gakuin/aboutotsuma/policy.html>)

校章（資料 1-B）は、この建学の理念を図案化し円の中に糸車を入れたもので、円は円満、和合、親和、心の鏡（鑑）を表し、糸車は技能を表し、豊かな人格の形成と専門知識・技能の修得という理念を示しており、学生に配付する履修ガイド等で紹介されている。校訓「恥を知れ」については、学生バッジの校章の裏（資料 1-B）にも本学の教育理念として刻印され、ホームページや大学案内パンフレット「総合ガイド 2007」（別添資料 1-1-①-1）においても紹介されている。この校訓は、ホームページで「時代を超えて受け継がれる大妻コタカの精神」として掲載しているとおり、大妻コタカが「これはあくまでも自分に対して言うこと」と

資料 1-B 学生バッジ



戒めていることが学内外に膾炙し伝統として定着している。

養成する人材像や達成しようとする基本的な成果については、「恥を知れ」の校訓や学則が示すとおり、学生の倫理的、感性的、論理的能力を向上し、社会人としての人格形成、自らの人生の意味・目的の発見等である。

創立者大妻コタカ、校主大妻良馬の精神は、その後も継承・発展されて、時代の求める学科を設置している。

その学科では、家政、文学の分野での高度な知識と総合性を涵養し、家庭人としても職業人としても活躍できる新時代の社会人として、女性の視点を活かして豊かな社会づくりに参画する意欲と能力の養成を教育目的としている。

(寄附行為・学則・各種規則・規程等については学内 Web ページ「大妻学院規程集」を参照)

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、教育研究活動の基本的な方針や、養成する人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、校訓や学則に明確に定められていると判断できる。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

大妻女子大学短期大学部学則第 1 条において「本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び実生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする」と定め、学校教育法第 69 条の 2 の「大学は、第 52 条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。」に準拠している。さらに、この自己評価書の関連箇所ですすように、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、文部科学大臣告示などに基づき、法令遵守を最低限の義務として常に諸制度を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学則第 1 条に定めたとおり、学校教育法第 69 条の 2 に沿った短期大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断できる。

観点 1-2-①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

「学校法人大妻学院設立の目的」を記した銘板をキャンパス入口付近に設置し、教職員及び学生に周知しているほか、学則等が記載された履修ガイド（別添資料 1-2-①-1）、創立者大妻コタカの著書「ごもくめし」の CD（別添資料 1-2-①-2）を教職員及び学生に配布し、ホームページ(<http://www.otsuma.ac.jp>)にも要点が示され、周知している。

学生には、入学式、オリエンテーション、卒業式等の行事を通じて教育目的を伝達し、式辞等の本学目的に関連する学長の談話や所信は、機会あるごとにホームページに掲載し一般にも公開し周知している。

教職員には、学長・副学長が教授会や各種委員会に陪席し、教授会構成員との質疑など、本学の理念・目的と

その具体的な実践方法について、複数の情報経路（拡大常任理事会での教授会審議概要の報告や職員事務連絡会報告、学内教職員専用ホームページ「学内教職員へのお知らせ」、学長とのメール等）によって随時情報交換し、機会あるごとにホームページに学長が所信（資料 1-C）を述べ周知を図っている。

大妻コタカ記念会館 1 階に大妻コタカが学長として生前起居していた旧宅を移築し、展示公開されていて、6 畳和室一間での質素な生活を見学できるようにしている。教育に一生を捧げた実生活における学祖の姿から、教職員・学生が自ら教育や学習の理念を問い掛ける機会として役立っている。

また、図書館 1 階カウンター付近の展示ケースに創立者大妻コタカ、校主大妻良馬の著書や関係書物を展示し、貸し出しも行っており、いつでも教育の理念や建学の精神を確認できるよう便宜が図られている。

資料 1-C 年頭のご挨拶 — 自律と他律 — 学長 佐野 博敏

あけましておめでとうございます。

ご承知のように、私たちの大妻学院は今年で白寿を迎え、百周年記念行事の準備も具体化しつつあり、それに先立って本年は大学・短期大学が第三者評価を受ける年でもあり、新しい脱皮あるいは発展に備える年でもあります。

その年の初めに、ここで本学院の伝統とする「自律」の心について考えてみたいと思います。

私たちの属する社会には、遵守すべき規範が存在します。法令や規程などはその最低限の規範ですが、これらは「他律」というべきものであり、自らが考えるまでもなく違反すれば明らかに指弾される規範ということになります。

自律においては、この最低限の規範の遵守ではなく、自らが自身に課す規範だけに、明確な規定の難しさがあります。「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」はその自律の心の好例であり、「梨や瓜を盗まなければ自由だ」というのは他律さえ犯さなければ恥じない他律依存の例と言えます。自律には個人による判断・裁量が求められ、独自に規定する難しさがあります。だから時には、安易にそれを他に問いかけ、さらにはその範囲を他律とも言うべき限界にまで拡張解釈する場合すら見かけられるのでしょう。

そのように拡大した自由を主張すれば、行動範囲が広がるという誤解も見かけられますが、それは社会という多様な構成員への配慮の欠如や軽視を必然的に伴うので、社会の中での人としての心の豊かさは逆に狭まり、人格や人徳は失われることになります。校訓「恥を知れ」が、自ら恥の規範を磨く努力をすることにより、この自律の心の精進を勧めていることはご存知のとおりです。

自律の精進が不足すれば、社会は相補的に他律の内容を増やして秩序を守らざるを得なくなります。たとえば、昨年はいろいろな面で教育の問題が話題となり、個人も家庭も学校も自律の歯止めを失った事例が多く指摘され、ついに年末には戦後 60 年続いた教育基本法も改正に至りました。

その新しい改正教育基本法では、旧法にはなかった章立てをし、4 章にわたる具体的な内容・表現になっていることに気づきます。世間では、愛国心の表現(第 2 条)が主にクローズアップされ論議を呼びましたが、そのほかにも、生涯学習(第 3 条)、障害者支援(第 4 条)、国・地方公共団体の責任(第 5 条)、学校での規律(第 6 条)、大学とその社会貢献(第 7 条)、私学振興(第 8 条)、教員の研修(第 9 条)、家庭教育(第 10 条)、幼児教育(第 11 条)、学校・家庭・地域の連携協力(第 13 条)、教育施策推進・組織的体系的学校教育振興(第 16、17 条)、などの条項や内容が新設されています。このような具体的な条項までも基本法に新設をせざるを得なくなったのは、自律を失いつつある社会の現状を反映していると思われます。

旧基本法では、教育の理念が全 11 だけの条文で格調高く述べられていて、心の豊かさが感じられました。しかし改正基本法では、具体的記述の必要な事態を迎えて、もはや理念による条文だけでは、社会やその構成員が自律的に対処できない教育環境を招いたという危機感・切迫感から、他律が大幅に増して、心の豊かさから醸し出される自律の余地が減少した観があります。(ついでながら、旧法から唯一の削除となったのが、旧第 5 条の男女共学の条文であるのも、その必要が解消したという時代の変化が見て取れます。)

そのような現状を考えると、「恥を知れ」という自律の心を校訓としてきた教育の場にある私たちの責任の重大性を改めて考えざるを得ません。それは、他律の条文を増やしても自律の心の養成にはつながるとは限らず、むしろ心を貧しくしかねないいか

らです。他律の条文に従うことで最低限の秩序の維持は当面できたとしても、急速に変貌する時代や社会に必要な新しい対応には、つねに自らが自らに問いかけて、自らの規範を設ける心の豊かさがなければ、新しい秩序の創造も維持もできないからです。

私たちの学園が、その豊かな心でそれぞれの自律の精神の育つ環境であってこそ、新しい社会に活躍できる教育の先進的な場であり続け、新しい発展を遂げることができると期待されます。

本年の各位のご多幸と学院の繁栄を祈念する次第です。

(出典 学内教職員専用ホームページより学長年頭挨拶)

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、本学の理念・目的とその具体的な実践方法は複数の情報経路で随時、短期大学部の構成員(教職員・学生)に周知されていると判断できる。

観点 1-2-②: 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学ホームページ(<http://www.otsuma.ac.jp>)や総合ガイド(別添資料 1-1-①-1)等で教育理念を公表している。(資料 1-D) 約 100 年の歴史を有する「大妻」の名称は、社会に広く認知されており、多くの卒業生、教職員、父母などによって、建学の精神、理念・目的が学内外に伝えられ、改めてそれらの周知の手段によらなくても、学園生活で自然に知る雰囲気がある。しかし、その状況に甘んずることなく、例えば創立 100 周年記念事業や、ホームページ等、機会あるごとに新時代における建学の理念を周知している。

総合ガイド(別添資料 1-1-①-1)及び短期大学部ガイド(別添資料 1-2-②-1)(資料 1-E)を全国の高等学校に配布し、本学の教育理念や目的、具体的教育活動を公開し、教職員による主要高校 262 校への説明会でも周知している。オープンキャンパスや学生父母との懇談会などでも、学科の理念や目的を説明し、在学生の父母には、「千鳥会」(父母の会)会報(別添資料 1-2-②-2)で学長はじめ短期大学部長が教育理念・目的を周知している。

資料 1-D 本学の教育理念

「女性が自立すること」 大妻の教育の根底にあるのは、今も昔も変わらない大妻の校訓「恥を知れ」の精神です。コタカは、「これは決して他人に対して言うことではなく、あくまでも自分に対して言うことです。人に見られたり、聞かれて恥ずかしいことをしたかどうかと自分を戒めることなのです」とつねづね教えてきました。「恥を知れ」という四文字には、自らを厳しく磨き、自立した女性に成長してほしいというコタカの強い願いが込められているのです。そしてこの想いこそが創立 98 年を迎えた今も変わることのない大妻の教育理念といえます。

(出典 総合ガイド 2007 P.4)

資料 1-E 大妻女子大学短期大学部「三つの特性」

- 1 100 年の伝統を持ち、建学の精神“恥を知れ”を実践する女子教育
- 2 女性の繊細で豊かな能力を開発し、他者への思いやりの心を培う教育環境
- 3 学生の個性や感性を触発し、育成していく都心型キャンパス

(出典 短期大学部ガイド 表紙見返し・抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、目的が社会に広く公表されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ キャンパス入口付近に「学校法人大妻学院設立の目的」を記した銘板を設置している。
- ・ 学祖大妻コタカ、校主大妻良馬の著作や、学長としての大妻コタカ生前の生活姿勢に接する機会が設けられている。
- ・ 機会あるごとに学長が所信を述べており、それをホームページなどで公開している。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の建学の理念と基本的な方針は、大妻学院寄附行為の前文に「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」と明示され、本学の目的は、学則第 1 条に「本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び实际生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする」と明示している。

この学則第 1 条に定められた目的に基づき、学生の倫理的、感性的、論理的能力を向上させることで、社会人としての人格を形成し、自らの人生の意味、目的を発見できるように支援している。

「学校法人大妻学院設立の目的」の銘板もキャンパス入口付近にあり、教職員・学生は日常で目にしている。さらに、大妻コタカ、良馬の著作や大妻コタカの生前の生活姿勢に接する機会も設けられている。また、大妻コタカの著書「ごもくめし」のCDを教職員・学生に配布し、ホームページに公開するなど、教育理念の周知を図っている。

校訓「恥を知れ」は、本学の教育理念の象徴として学生バッジの校章の裏にも刻み、大妻コタカが「これはあくまでも自分に対して言うこと」との戒めであることが学内に膾炙し伝統として根付いている。

家政及び文学の両分野で、高度な知識と総合性を涵養し、家庭人としても職業人としても活躍できる新時代の社会人として、女性の視点を活かし、豊かな社会づくりに参画する意欲と能力の養成を教育目的としている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

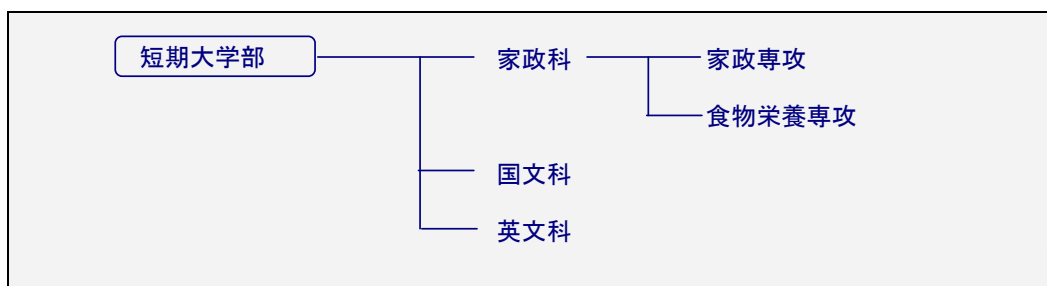
観点 2-1-①： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学則第 1 条において、一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び実際生活に必要な能力を有する人材の育成を目的と定め、家政科・国文科・英文科の 3 学科を設置し、家政科には家政専攻と食物栄養専攻を置いている。（資料 2-A）

家政科家政専攻は、現代社会に即応できる幅広い知識や専門的・実践的知識および技術や応用力を身につけることで教養を高めるとともに、生活マナーの実践を通して、知性豊かな大妻の気質を育むことが出来る人材を育てることを目的とする専攻である。家政科食物栄養専攻は、食と栄養の専門家である栄養士の育成を目的とし、食や健康に関わる知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った人材の育成を目的とする専攻である。国文科は、現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、それを論理的に分析できる能力、確かな日本語能力を身につけるとともに、人間の生き方を学び、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材の育成を目的とする学科である。英文科は、英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通して、21 世紀の世界に向かって発信していける人材の育成を目的とする学科である。

資料 2-A 大妻女子大学短期大学部 組織図



【分析結果とその根拠理由】

本学では、家政・食物栄養・国文・英文と、多彩な分野に展開し、現代社会が大きく変化している現実を見据え、新時代にしっかりと対応できる能力や知識・技能を身につけ、時代や環境に流されない自立心あふれる人材の育成を行っている。

以上のことから、学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教養科目は、「Ⅰ思想・芸術」「Ⅱ国際社会」「Ⅲ人間と社会」「Ⅳ自然の理解」「Ⅴ情報処理」「Ⅵ外国語」「Ⅶ体育・スポーツ」の 7 区分からなる。各区分には、原則として本学の専任教員が担当する科目を設置し、非常勤講

師の担当科目とともに、教養教育の実現を図っている。専任教員は、所属する家政科・国文科・英文科からそれぞれ選出されている。

また、教養教育の円滑な実施を図るために短期大学部教養教育委員会を設置し、教務委員会及び併設大学を含む全学教養教育委員会と連携をとりながら運営している。

短期大学部教養教育委員会は、短期大学部教授会規則第9条により定められた大妻女子大学短期大学部教養教育委員会規程に基づいて組織され、教務委員長と各学科から選出された委員により構成されている。任務は、(1) 教養教育の基本方針の策定（企画・調整）(2) 教養教育に関する開講科目、シラバス及び時間割の立案、調整 (3) 教養教育に関する非常勤教員人事の連絡、調整 (4) 教養教育科目に関する必要経費の検討・調整 (5) 関連する学内、学部内委員会との協力及び連絡 (6) その他教養教育に関する必要な事項となっている。平成 18 年度は 7 回の委員会を開き、短期大学部における教養教育に関する検討・審議を行った。

【分析結果とその根拠理由】

教養科目の各区分に専任教員が担当する科目を原則設置し、非常勤講師の担当科目とともに教養教育の実現を図っている。また、短期大学部に教養教育委員会を設置し、教務委員会、全学教養教育委員会と連携をとりながら教養教育に関する検討・審議を行い、教養教育の円滑な実施を図っている。

以上のことから、教養教育の体制は適切に整備され機能していると判断できる。

観点 2-1-③： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-④： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、全学的なセンターとして、併設大学と共用であるが、情報メディアセンター及び生活科学資料館を設置している。

情報メディアセンターは、学習支援部門、教材制作部門、計算機部門で構成され、視聴覚器機・メディアを利用する授業・自主学習等、全学的な情報処理教育を支援し、学内の視聴覚設備、IT環境を充実し管理運営している。

生活科学資料館は、資料の保存の他、平成 17 年度に「ファッションショー 女性美の変貌～過去・現在・未来

～（ヨーロッパ衣裳の時代変遷史）」、平成 18 年度には「The 食（わが国の食物の歴史）」の特別展を学内外に公開し、大学の社会貢献となっている。（資料 2-B）

資料 2-B 生活科学資料館特別展

開催期間	テーマ
平成 16 年 9 月 16 日～10 月 6 日	ファイバー展 スーパー繊維、光で発色する繊維などの展示
平成 17 年 10 月 9 日～10 月 10 日	ファッションショー 女性美の変貌～過去・現在・未来～
平成 17 年 10 月 9 日～10 月 10 日 10 月 17 日～10 月 21 日	きものの四季 〃
平成 18 年 10 月 8 日～10 月 10 日	The 食 食生活の変遷展示 さつまいも料理コンテストも合わせて実施

【分析結果とその根拠理由】

本学は、全学的なセンターとして、情報メディアセンター及び生活科学資料館を設置しており、多彩な分野にわたる短期大学部の教育研究に貢献している。

情報メディアセンターは、学則に基づき設置され、大妻女子大学情報メディアセンター規程に従って運営されている。同センターは、視聴覚機器・メディアを利用した授業や学習等の全学的な情報処理教育にかかる学生への学習支援や、教員の教材作成にも対応するなど、教育支援の一端を担っており、本学における教育研究の目的を達成する上で適切な役割を果たしている。

生活科学資料館は、学則に基づき設置され、大妻女子大学生生活科学資料館規程に従って運営されている。資料の保存、特別展の他、収集した資料の研究及びその成果の発表をするなどして、教育研究目的を達成する上で適切な役割を果たしている。

以上のことから、これら全学的なセンター等の活動は、本学における教育研究の目的を達成する上で適切なものと判断できる。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学に教授会を設置し、教授、准教授、助教及び講師により、学則第 37 条に掲げられた重要事項を審議している。（資料 2-C）教授会には、構成員の他、学長及び副学長も陪席しており、それぞれ併設大学と兼務しているため、求められたときには意見を交換し、併設大学の各学部教授会との意志疎通の円滑化が図られている。

資料 2-C 大妻女子大学短期大学部学則（抜粋）

（第 9 章 教授会）

第 36 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は本学専任の教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

第 37 条 教授会は次の事項を審議する。

一 教員の任免、昇任及び資格審査に関する事項

- 二 学則及び諸規則に関する事項
- 三 教育及び研究に関する諸施設の設置改廃に関する事項
- 四 教育課程に関する事項
- 五 授業科目の担当その他教授上重要な事項
- 六 学生の学業成績に関する事項
- 七 学生の入学、退学、休学、復学、転学、留学、再入学及び卒業に関する事項
- 八 学生の賞罰に関する事項
- 九 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- 十 その他、学長の諮問する事項、又は教授会において必要と認めた事項

定例教授会は、教授会規則に基づき、月 1 回開催すると定められ、必要に応じて臨時教授会も開催される。平成 18 年度は、定例教授会が 10 回開催されており、その審議内容は毎回の議事要録に記録されている。

【分析結果とその根拠理由】

教授会を設置することは学則に規定され、重要事項を審議する中枢的な機関として機能している。

また、教育研究活動に係る重要事項を審議するため、年間 10 回程度、定期的に開催されており、その審議内容は毎回の議事要録に記録されている。教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会の他、各種委員会からの報告が随時行われ、本学の教育活動に係わる重要事項の審議が実質的に広く議論され、必要な活動が行われていると判断できる。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教務全般に関する検討を行うために、教授会規則第 9 条に基づいて定められた各種委員会内規によって教務委員会が組織され、各学科から選出された委員（家政科 3 名、国文科 2 名、英文科 2 名）によって運営されている。教務委員会は、原則月 1 回開催され、履修から進級・卒業に関する事項をはじめ、本学における教務事項全般を審議しており、教務委員会で検討された事項は、教授会において審議又は報告している。

さらに、学長、副学長の他、本学をはじめ併設大学各学部の教務委員長等が委員となる大妻女子大学教務委員会を設置し、主として(1)教養教育及び専門教育の基本方針、(2)カリキュラム及び時間割の検討・立案、(3)学部、学科、専攻等にわたる単位互換、(4)学部間兼任の立案・調整、(5)その他全学教務に関する事項を審議している。

平成 18 年度には、年間授業期間、GPA 制度、科目の半期化、Web によるシラバス作成と履修登録の導入等、全学に係わる教育課程及び教育方法等の検討を行ってきた。

【分析結果とその根拠理由】

短期大学部の教務全般に関する検討を行う教務委員会が設置され、平成 18 年度は 9 回開催されている。

併設大学を含む全学に係る教育課程及び教育方法等の円滑な実施を図るための事項を検討する、大妻女子大学教務委員会を設置し、平成 18 年度は 3 回開催されている。

以上のことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織体制が整備され、適切な構成であり、

また、必要な回数の会議が開催されていることから、実質的な検討が行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 家政・食物栄養・国文・英文と、多彩な分野に展開し、現代社会が大きく変化している現実を見据え、新時代にしっかりと対応できる能力や知識・技能を身につけ、時代や環境に流されない自立心あふれる人材の育成を行っている。
- ・ 教養教育の円滑な実施を図るため短期大学部教養教育委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教養教育委員会と連携をとりながら運営している。
- ・ 教授会には、構成員の他、学長及び副学長が陪席しており、それぞれ併設大学と兼務しているため、併設大学の各学部教授会との意思疎通の円滑化が図られている。
- ・ 教務全般に関する検討を行うために、教務委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教務委員会と連携をとりながら運営している。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学は、家政科・国文科・英文科の3学科からなり、家政科には家政専攻と食物栄養専攻を置いている。家政科家政専攻は、現代社会に即応できる幅広い知識や専門的・実践的知識および技術や応用力を身につけることで教養を高めるとともに、生活マナーの実践を通して、知性豊かな人材を育てることを目的とする専攻である。家政科食物栄養専攻は、食と栄養の専門家である栄養士の育成を目的とし、食や健康に関わる知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った人材の育成を目的とする専攻である。国文科は、現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、それを論理的に分析できる能力、確かな日本語能力を身につけるとともに、人間の生き方を学び、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材の育成を目的とする学科である。英文科は、英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通して、21世紀の世界に向かって発信していける人材の育成を目的とする学科である。

また、全学科において教養教育の円滑な実施を図るために、短期大学部教養教育委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教養教育委員会と連携をとりながら運営している。教養教育は、「Ⅰ思想・芸術」「Ⅱ国際社会」「Ⅲ人間と社会」「Ⅳ自然の理解」「Ⅴ情報処理」「Ⅵ外国語」「Ⅶ体育・スポーツ」の7区分からなり、原則として各区分に専任教員を配置するよう努め、非常勤講師とともに、教養教育の実現を図っている。

本学では、全学的なセンターとして、情報メディアセンター及び生活科学資料館を設置し、多彩な分野にわたる学科の教育研究に貢献している。情報メディアセンターは、学習支援部門、教材制作部門、計算機部門の3部門を設置し、視聴覚機器・メディアを利用した授業、学習等、全学的な情報処理教育に対する支援を行っている。生活科学資料館は、資料の保存、特別展の運営などを行っており、収集した資料の研究及びその成果の発表をするなどして、教育研究目的を達成する上で適切な役割を果たしている。

教授会は、「教授会規則」に則り、月1回の定例教授会を開催し、教育研究の遂行に必要な重要事項の全てにお

いて実質的に広く議論がなされ、意思決定機関として機能している。教授会には構成員の他、慣行として学長及び副学長が陪席しているが、それぞれ併設大学と兼務しているため、求められたときには意見を交換し、法人及び併設大学の各学部教授会との意思疎通の円滑化が図られている。

さらには教務全般に関する検討を行うために短期大学部における教務委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教務委員会と連携をとりながら、教育課程及び教育方法等を検討する体制を整えている。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

教員組織編制の基本原則は、短期大学設置基準等の法令に準拠した上でカリキュラム本位に行うことを基本方針として調和的に秩序よく行われてきた。法令遵守は教育の府である短期大学の基本的条件であり、その上で各学科のバランスを保ち、相乗的に教育・研究の効果をもたらすようなカリキュラム本位主義をとっている。すなわち、各学科のカリキュラムの教育効果実現のために最適な人材の任用と配置を決める教員組織編制の原則が長い歴史の経験から生み出された。

各学科とも、基幹の科目は、専任の教授、准教授、助教及び講師が担当するよう配置し、必要に応じ非常勤講師を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学における教員組織編制は、短期大学設置基準の法令に準拠し、かつ、教育目的達成のためのカリキュラムを原則とし、実施されている。

以上のことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断できるが、今後の短期大学部運営のためには、教員組織編制のための基本方針を明文化しておくことは有益である。

観点 3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

各学科・専攻の教育方針に則り、カリキュラムを遂行する上で適正な専門的知識と能力を備えた専任教員を確保するとともに、多くの非常勤講師を委嘱して教育内容の充実を図っている。

学生定員 1,400 人に対し、教養科目では、専任・非常勤合わせて 62 人の教員が延べ 178 コマの授業を実施し、専門科目では、専任・非常勤合わせて 135 名の教員が延べ 731 コマの授業を実施している。(資料 3-A, 3-B)

資料 3-A 教養科目担当教員数・担当コマ数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生定員数	開講科目数	専任教員担当		非常勤講師担当	
		担当教員数	担当コマ数	担当教員数	担当コマ数
1400 人	40 科目	8 人	32 コマ	54 人	146 コマ

* 学生定員数は 1・2 年合計

資料 3-B 専門科目担当教員数・担当コマ数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

		学生定員数	開講科目数	専任教員担当		非常勤教員担当	
				担当教員数	担当コマ数	担当教員数	担当コマ数
家政科	家政専攻	400 人	64 科目	9	97 コマ	31	111 コマ
	食物栄養専攻	400	38	6	77	30	142
国 文 科		300	65	8 (1)	62	27	86
英 文 科		300	75	9	112	16	44
合 計		1,400	242	32 (1)	348	104	383

* 学生定員数は 1・2 年合計

* (1) は、現在海外研修中の人数で内数

【分析結果とその根拠理由】

教育方針に則り適正な専門的知識と能力を備えた専任教員と非常勤講師がおり、教育課程を遂行するために必要な教員は確保されていると判断できる。

観点 3－1－③： 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

短期大学設置基準に定める必要専任教員数 31 人に対し、32 人の教員を配置し、教育の質の責任を果たすため約 69%が教授であり、各学科・専攻のカリキュラムを遂行する上で適正な人数を確保している。なお、実験・実習には助手を配置している。（資料 3-C）

資料 3-C 平成 19 年度各学科専攻の専任教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学科・専攻		総定員	専任教員数						短大設置基準数	
			教授	准教授	講師	助教	合計	助手	イ表	ロ表
家政科	家政専攻	400	5	3	1	0	9	5	6	7
	食物栄養専攻	400	4	2	0	0	6	6	6	
国 文 科		300	5	3	0	0	8	0	6	
英 文 科		300	8	1	0	0	9	0	6	
合 計		1,400	22	9	1	0	32	11	31	

【分析結果とその根拠理由】

本学の専任教員数は、短期大学設置基準第 22 条「専任教員の数は、別表第一に定める数以上とする」に適用されている。また、同基準の別表・備考一で定められている、専任教員数の「三割以上は教授とする」にも適用されており、教育課程を遂行するための専任教員数も確保されている。

以上のことから、各学科に必要な専任教員は確保されていると判断できる。

観点3-1-④： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学専任教員は、平成19年5月1日現在32人（資料3-D）であり、法令等に準拠し各学科に配置している。

資料3-D 短大専任教員32名の内訳（平成19年5月1日現在）

職種	教 授 22 人 (68.8%) 准教授 9 人 (28.1%) 講師 1 人 (3.1%) 助教 0 人	
性別	男性教員 15 人 (46.9%) 女性教員 17 人 (53.1%)	
年齢構成	30 歳以下	0 人
	31～40 歳	2 人 (6.3%)
	41～50 歳	8 人 (25.0%)
	51～60 歳	10 人 (31.3%)
	61～70 歳	8 人 (25.0%)
	71 歳以上	4 人 (12.5%)

教員組織の活動をより活性化するため、以下に示すような制度等の措置がある。

(1) 公募制

新任採用は公募制により、教育研究の能力・実績を重視している。なお、英語教科の教育研究の活性化のために、外国人の専任教員1人の他、外国人の非常勤講師3人が担当している。

(2) 任期制

平成19年度から採用した助教に任期制を導入し1期3年後、教授会の推薦と理事会承認を経てさらに3年間の任期延長、また、任期付再雇用制度は定年(60歳)後、教授会の推薦と理事会承認を経て任期5年間の再雇用、さらに5年間の任期延長、その後1年の任期更新を2度（最終退職年齢は72歳）という制度がある。

(3) 学内諸学会の組織と補助

学内諸学会には、家政科に家政学会、国文科に国文学会、英文科に英文学会があり、それぞれが千鳥会（父母の会）及び(財)大妻コタカ記念会からの賛助を受け、機関誌等を発行し、組織的活動を続けている。

(4) 国内・国外研修支援の制度

国内・国外研修は、私学研修福祉会と日本私立学校振興・共済事業団の補助を受け、派遣している。（資料3-E）

資料3-E 短期大学部国内・国外研修人員・期間・研修先一覧

年度	人員	期 間	研 修 先
16	1	平成16年4月1日～平成17年3月31日	京都大学大学院
18	1	平成18年4月1日～平成19年3月31日	ロンドン大学（イギリス）
19	1	平成19年4月1日～平成20年3月31日	プリンストン大学（アメリカ）

(5) 個人研究図書費・学会出張旅費支給の制度

学科に交付される教育研究費、図書費の他、一部千鳥会（父母の会）の補助も含め 1 人当たり年間個人研究図書費 180,000 円、学会出張等旅費 80,000 円が別途支給される。

(6) 大妻コタカ学術奨励補助金の制度

特に若年層教員の教育研究奨励の一助として、大妻コタカ学術奨励補助金制度がある。

【分析結果とその根拠理由】

全教員数における年齢構成は、51～60 歳が 10 人と 31.3%を占め、中核をなしている。一方、定年である 60 歳まででは、20 人と 62.5%となり、バランスの取れた年齢階層を形成しているといえるが、71 歳以上が 12.5%を占めるため、教員組織の活性化を図るべく対応策を検討している。

女性教員の割合の全国平均は、平成 18 年度学校基本調査によると 47.5%であり、本学では 53.1%と、全国平均を上回っている。女子の短期大学部という設置形態及び家政科という学科特性によることも一因であるが、国文科・英文科にも複数の女性教員が在籍し、同性による教育環境整備による性別構成となっている。

公募制、任期制、研修及び学術奨励の支援状況からみて、教員組織の活動をより活性化するための措置はとられていると判断できる。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準や昇格基準については、大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任に関する選考基準（資料 3-F）があり、公募採用については「大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任の選考に関する手続（内規）」によって実施している。

資料 3-F 大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任に関する選考基準（抜粋）

（助教）

第 3 条の 2 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、担当予定の授業科目に関して教育研究上の能力があると認められる者とする。

- （1）大学等において助教の経験がある者
- （2）大学院博士課程修了者又は単位取得退学者で、著書 1 以上又は研究論文 3 編以上を有する者
- （3）大学院修士課程修了者で、大学・短期大学において助手 3 年以上又は研究機関等に 3 年以上在職し、その間において著書 1 以上又は研究論文 3 編以上を有する者
- （4）実技的、実務的な指導を必要とする授業科目については、大学院修士課程終了後、実務経歴が 3 年以上あり、顕著な業績が認められる者

（准教授）

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、担当予定の授業科目に関して教育研究上の優れた能力があると認められる者とする。

- （1）大学等において准教授の経験がある者
- （2）助教又は専任講師の経歴が 5 年以上あり、その間において著書 2 以上又は研究論文 5 編以上を有する者

(3) 大学卒業後、研究機関等に 10 年以上在籍し、その間において著書 2 以上又は研究論文は家政系においては 5 編以上、文系においては 10 編以上を有する者

(4) 実技的、実務的な指導を必要とする授業科目については、助教又は専任講師経験 5 年以上又は大学卒業後実務経歴が 10 年以上あり、顕著な業績が認められる者

(5) 前各号と同等以上の資格が認められる者

(教授)

第 5 条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、担当予定の授業科目に関して教育研究上の特に優れた能力があると認められる者とする。

(1) 大学等において教授の経歴がある者

(2) 大学等において准教授の経歴が 8 年以上あり、その間において著書 2 以上又は研究論文 7 編以上を有する者

(3) 大学卒業後、研究機関等に 18 年以上在籍し、その間において著書 2 以上又は研究論文は家政系においては 7 編以上、文系においては 15 編以上を有する者

(4) 実技的、実務的な指導を必要とする授業科目については、准教授経験 8 年以上又は大学卒業後実務経歴が 18 年以上あり、顕著な業績が認められる者

(5) 前各号と同等以上の資格が認められる者

採用・昇任の審査に際して、書類及び面接時にそれまでの教育上の経歴及び教育に対する見解を確認している。

また、昇任に際しては、各学科及び人事委員会での審査において、それまでの研究業績に加えて教育上の経歴確認等が行なわれている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇格に関しては、選考手順及び条件が明確かつ適切に定められ、それぞれの規程に則って候補者の人物並びに教育研究業績が審査されるとともに、教育・研究上の指導能力評価も明確にされており、適切に運用されていると判断できる。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

短期大学部各種委員会内規第 2 条によって F D 委員会が組織されている。F D 委員会では、前期・後期にそれぞれ行われる学生による授業評価の実施、授業公開の設定、F D 講演会の設定を行っており、それらの活動を「F D 活動報告書」(別添資料 3-2-②-1) にまとめている。

授業評価は、専任及び非常勤講師の全員を対象として実施し、その結果を担当教員にフィードバックし、その結果についての見解(実施結果アンケート)を求めている。教員のアンケートの多くには、今後の授業改善の資料としたい旨の表明が記述され、授業内容・方法等の見直しに資するところが期待できる。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する定期的な評価は、F D 委員会が実施し、その結果把握された事項については「F D 活動報告書」にまとめて、授業評価を受けた専任・非常勤の教員全員に配付するとともに、教員室・図書館に架蔵

し公開している。短期大学部の学生はもとより、全学の学生及び教職員の閲覧に供し、結果について周知している。

このことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、その結果把握された事項について適切な取組がなされていると判断できる。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

カリキュラムには、家政学・国文学・英文学に関連した幅広い分野を扱う多様な科目が開講されており、これらの科目は関連分野を専門とする教員が担当している。教育課程、教育内容に直接結びつく研究活動が多くを占め、授業関連の研究成果は、紀要あるいは学内刊行物（別添資料 3-3-①-1）で見ることができ、また、研究活動（資料 3-6）は、学内及び学外における学会において、活発に展開されている。

資料 3-6 主な教員の担当授業科目と研究活動等

学科等名及び教員名	授業科目名	研究活動及び主な研究業績等
家政科家政専攻 呑山 委佐子	服飾造形論及び実習 衣環境論	高齢者の衣服について（その 2） （「大妻女子大学家政系研究紀要第 42 号」平成 18 年 3 月）
家政科家政専攻 下坂 智恵	食生活論	若年女子の食生活と健康に関する研究 （「大妻女子大学家政系研究紀要第 42 号」平成 18 年 3 月）
家政科食物栄養専攻 塚越 恵久子他	栄養指導論 給食管理	女子大生における栄養摂取と生活時間 （「大妻女子大学家政系研究紀要第 41 号」平成 17 年 3 月）
国文科 城殿 智行	映像からみた文化	中上健次の映像表現 （昭和文学会、平成 18 年度春季大会、平成 18 年 6 月）
国文科 渡部 満彦	日本文学・文化講義	「子規の俳論」の伊東静雄 （「大妻女子大学紀要 - 文系 - 第 37 号」平成 17 年 3 月）
英文科 豊田 暁	ビジネスイングリッシュ ユ	英文セールス・レターにおけるリード・パラグラフの構造 （「TOTSUMA REVIEW」No.39 平成 18 年 7 月）
英文科 中野 節子	英米児童文学	ウェールズ文化の保存に尽くして （「大妻女子大学紀要 - 文系 - 第 38 号」平成 18 年 3 月）

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、教育課程、教育内容に直接結びつく研究活動が多くを占め、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断できる。

観点 3-4-①： 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

学校法人大妻学院の事務組織及び事務分掌規程に基づき、教育・学生支援センター、キャリア支援センター、情報メディアセンター及び図書館において、適切な事務職員等が配置されている。（資料3-H, 3-I）

資料3-H 事務職員等の配置状況

職員数	事務職員		情報メディア職員		図書館職員		教務系職員（事務助手等）	TA
	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	
	76	30	8	2	11	4	21	13

資料3-I 事務職員のうち、教育支援に関係する部署の配置状況

職員数	教育・学生支援センター（部長1名）		キャリア支援センター（部長1名）	
	課長2名		課長2名	
	専任	非専任	専任	非専任
	17	4	6	6

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、事務職員等は適切に配置され、教員の教育支援及び学生の学習支援にあたっていると判断できる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の教員組織編制はカリキュラム本位でなされていて、教育課程、教育内容に直接結びつく研究活動が多くを占めている。

【改善を要する点】

- ・ 教員組織編制のための基本方針を明文化することについて検討する必要がある。
- ・ 教員組織の年齢バランスについて、検討する必要がある。

（3）基準3の自己評価の概要

教員組織編制は、短期大学設置基準等の法令に準拠した上で、カリキュラム本位に行うことを基本方針として各学科のバランスを崩さないよう調和維持が保たれている。専任教員は短期大学設置基準に定められた必要人数31人に対し32人であり、専門知識と能力を備えた専任教員を適正に配置している。また、英語教科の教育研究の活性化のために、外国人教員は専任1人、非常勤講師3人を配置している。

専任教員の採用に際しては、公募制、任期制を取り入れ、「大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任に関する選考基準」、「大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任の選考に関する手続(内規)」によって実施している。

採用・昇任の選考に際しては、書類及び面接時にそれまでの教育上の経歴及び教育に対する見解を確認している。また、昇任に際しては、各学科及び人事委員会での審査において、それまでの研究業績に加えて教育上の経歴確認等が行なわれている。

教員組織の活動を活性化するための措置として、学内諸学会を組織し、助成すると同時に、国内・国外研修支援、個人研究図書費・学会出張旅費支給、大妻コタカ学術奨励補助金の制度があげられる。

教員の教育活動に関する評価に際してはFD委員会が組織され、前期・後期に行われる学生による授業評価の実施、授業公開の設定、FD講演会の設定を行っており、それらの活動を「FD活動報告書」にまとめている。この報告書は、専任・非常勤の教員全員に配付するとともに、教員室・図書館に架蔵し公開している。短期大学の学生はもとより、全学の学生及び教職員に公開し、結果について周知している。なお、授業評価は、専任及び非常勤講師の全員を対象として実施し、その結果を担当教員にフィードバックするなど、改善のためのシステムが整っており、適切な取組が行われている。

教育の目的を達成するための基礎として、カリキュラムには、家政学・国文学・英文学に関連した幅広い分野を扱う多様な科目が開講されており、これらの科目は関連分野を専門とする教員が担当し、研究活動は学内及び学外における学会において、活発に展開されている。教員の研究は、毎年度、家政科所属教員は、大妻女子大学家政系研究紀要に、国文科と英文科教員は、大妻女子大学紀要一文系一に掲載され、また、「大妻国文」（大妻女子大学国文学会発行）、「OTSUMA REVIEW」（大妻女子大学英文学会発行）の学内学会誌にも研究成果が掲載され、教育内容等と関連する研究活動が確認できる。

教育課程を遂行するための支援者として、図書館、情報メディアセンター、事務局による事務職員組織の他、助手・TAがそれぞれ適切に配置され、教員の教育支援及び学生の学習支援にあたっている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の入学受入の基本方針は、各学科・専攻で定めたアドミッション・ポリシーに即した学生を多様な入試方法により選抜し受け入れることである。具体的には、「意欲や何かに打ち込んできたものがある人はアドミッション・オフィス（AO）入試」「学力試験で力を発揮したいという人は一般入試A方式」など、多様な入学試験について基本方針を定めている。

また、本学の教育理念のもと、家政科・国文科・英文科にそれぞれ教育理念が定められており、それに基づき各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを明確に定めている。アドミッション・ポリシー（資料 4-A）は、「総合ガイド 2007」（別添資料 1-1-①-1）や「短期大学部ガイド 2007」（別添資料 1-2-②-1）、大学ホームページに具体的に示されており、年数回開催されるオープンキャンパスや高等学校での説明会でも学科・専攻の教育の特色及び入学試験に関する説明を行い、周知している。オープンキャンパスでは説明会の他、在学生とふれあう機会や体験授業・実習を実施し、学科が求める学生像を体験できる機会を設けている。また、総合ガイドは専任教職員にも配付し、学内周知も図っている。

資料 4-A 短期大学部アドミッション・ポリシー（「総合ガイド 2007」P.17）

家政科 家政専攻	教育理念	生活の基盤である衣・食・住生活、環境、健康、人間関係、保育などについて、体験・実学を重視し、幅広い知識や専門的・実践的知識および技術や応用力を身につけることで教養を高める。さらに、生活マナーと実践を通し、知性豊かな大妻の気質をはぐくむこと。
	求める人	人が生きていく上で、将来どのような生活を創り上げていくかに関心を持ち、よく考えて自立して行動できる人。具体的には、1. 社会の動きや日々の生活にも興味と関心を示す意欲的な人。2. 誠実で思いやりのある人。
家政科 食物栄養専攻	教育理念	健康に対する志向が高まり、生活の質の向上が求められている今日、日々の食生活を担う栄養士としての役割は大切である。食に関する知識と技術を身につけて、健康づくりに貢献できる人材を育成すること。
	求める人	1. 食に関心を持ち、心身ともに健康で明るい人生を送ろうと考えている人。2. 何事にも意欲的に取り組み、労力を惜しまない人。3. 自分や家族の健康管理ができるようになりたい人。4. 食を通して社会に貢献したいと考えている人。
国文科	教育理念	国際化する現代社会で活躍できる人材を育成すること。具体的には、1. 確かな日本語能力を養うこと。2. 文学を学ぶことによって表現能力を高め、さらに、文化全体についての理解を深めること。3. 現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、それを論理的に分析できる能力を養うこと。
	求める人	1. 日本の言語と文学・文化に興味を持っている人。2. 自分がどのような時代・社会に生きているのか、積極的に知りたいと思っている人。3. 社会に出る前の 2 年間、真剣に自分の将来について

		考えたい人。
英文科	教育理念	英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って、日本の将来を考え、自分の主張を組み立ててそれを英語を通して、21 世紀の世界に向かって発信していける人材を育成すること。
	求める人	1. 英語を通して、21 世紀の世界に向かって自分のメッセージを発信してみたいと強く望んでいる人。2. 英語能力を向上させるための科目を積極的に学び、それに並行して、世界の諸文化や国際情勢に関心を持って、そこにテーマを見出し、それを掘り下げて自分の意見を形成したいという意志を強く持っている人。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜の基本方針は、各学科・専攻で定めたアドミッション・ポリシーに即した学生を多様な入試方法により選抜し受け入れることにあり、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーは、「総合ガイド 2007」や「短期大学部ガイド 2007」に記載され、全国の高校(155 校)、オープンキャンパスの来場者(延べ 10,427 人)、専任教職員に配付している。配付部数は 47,215 部に及び、ホームページにも掲載されていることから、本学アドミッション・ポリシーに関して十分に公表され、周知されていると判断できる。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

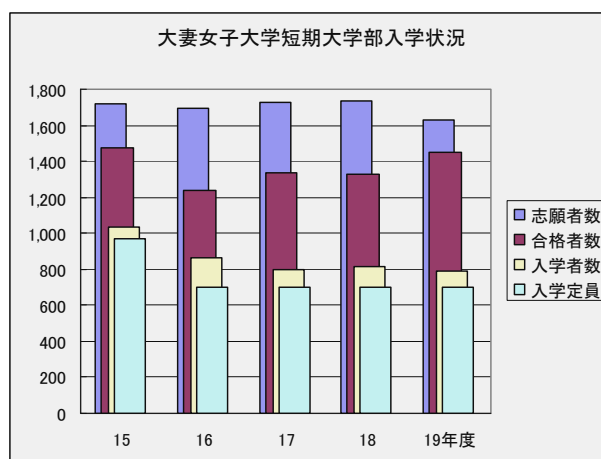
本学では、アドミッション・ポリシーに沿って AO 入試Ⅰ期・Ⅱ期（別添資料 4-2-①-1）、公募推薦入試、同窓子女推薦入試（別添資料 4-2-①-2）、指定校推薦入試（別添資料 4-2-①-3）、一般入試 A 方式Ⅰ期・Ⅱ期、一般入試 B 方式（大学入試センター試験利用）Ⅰ期・Ⅱ期（別添資料 4-2-①-4）を実施し、多様な入試制度を導入している。なお、特徴的な選抜を行う入試についてはその趣旨を募集要項で公表し、また、アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するために、各学科・専攻が、その特色に応じた試験科目や選抜方法を実施して適切な学生の受け入れを行っている。

一般入試 A 方式では、各学科・専攻の特色に応じ試験科目を設定し、入学後に必要な基礎的学力や語学力等を評価している（例えば、食物栄養専攻では入学後の学習に必要な化学又は生物を、国文科では国語、英文科では英語を試験科目としている）。

資料 4-B 過去 5 年間の入学状況

AO 入試は、書類選考と面接等により実施しているが、各学科・専攻で「選考において重視する項目」（別添資料 4-2-①-1）を受験生に明示・公表し、受験生の将来の目標や夢とそれを実現するために短大で学びたいことを提出書類で書かせるなどして、それぞれの学科・専攻で求める学生が選抜できるように工夫している。

推薦入試についても、指定校推薦入試では、各学科・専攻で高校を指定しその推薦基準を定め、また、公募推薦入試では、各学科・専攻で小論文の課題（別添資料 4-2-



①-5) を課している。

また、各入試における面接では「アドミッション・ポリシーに基づいた面接における評価項目」(別添資料 4-2-①-6) を設定し、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜を実施している。

全学科において毎年入学定員以上の志願者があり、入学者も入学定員を満たしている。(資料 4-B)

【分析結果とその根拠理由】

「総合ガイド2007」にアドミッション・ポリシーを明示するとともに、各学科・専攻の特徴に合わせて適切な試験科目や多種多様な選考方法を採用している。

その結果、全学科において毎年入学定員以上の志願者があり、入学者も入学定員を満たしている状況が続いていることから、その受入方法が実質的に機能していると判断できる。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

大妻女子大学入学者選抜施策委員会において、募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本的方針について検討を行っている。この委員会は、学長を委員長とし、理事長や副学長、各学部長、短期大学部長、各学部から選出された委員、事務局長で構成されており、全学的視野からの審議が行われている。

入試委員会においては、入学試験の実施について検討を行っている。この委員会は、短期大学部教授会規則第 9 条に基づき設置され、各種委員会内規により各学科から選出された委員が各学科の意向を集約しながら入学者選抜の実施に関わる具体的事項の審議を行っている。

具体的な入試実施体制は、入試委員会、大学入試センター試験実施委員会及びアドミッションオフィスを中心に実施されている。書類審査方法や当日の役務(面接・試験監督・誘導等)は、その実施方法がマニュアル化(別添資料 4-2-③-1)されており、一般入試や推薦入試など規模が大きく複雑な入試の実施に際しては、事前に説明会を開催している。さらに、公正な選抜を行うため、一般入試 A 方式の作問では、作問者とは別に査読者を設け出題ミスの防止を図り、面接は複数人により実施するなどの体制をとっている。

合否の判定に関しては、当該学科・専攻において判定案を検討し、各学科会議を経て判定委員会で合否の判定を行っている。判定委員会において議決した結果については教授会に報告し了承を得ている。

入学者選抜のための判定委員会は、短期大学部長を委員長とし、各学科・専攻から選出された委員で構成されるが、副学長、常任理事、事務局長、アドミッションオフィス部長が陪席し、合否判定の公正さを担保している。

【分析結果とその根拠理由】

募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本的方針について検討を行う大妻女子大学入学者選抜施策委員会や入学試験の実施について検討を行う入試委員会、合否の判定を行う判定委員会が設置されており、様々な委員会で検討を重ねることによって適切な意思決定プロセスが形成されている。合否判定に際しては、判定委員会

に副学長、常任理事、事務局長、アドミッションオフィス部長が陪席し、公正さを担保しており、実施方法のマニュアル化や事前の説明会、複数人による面接の実施などにより、入学者選抜の実施において適切性・公平性が確保されている。

以上のことから、本学の入学者選抜は適切な体制により、公正に実施されていると判断できる。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

利用した入試の種類と入学後の成績との関連を調査した、成績追跡調査（別添資料 4-2-④-1）を毎年実施し、入学者選抜方法の改善に利用している。また、一般入試においては入試問題ごとに正解者数を集計し、作問等における見直しの材料としている他、入学試験の種類別・各学科専攻別に志願者数、合格者数、入学者数を始めとする様々な入試結果についての集計がされ、検討材料となっている。これらの検討材料をもとに、各学科や入試委員会、教授会、大妻女子大学入学者選抜施策委員会等において改善策を検討している。

平成 18 年度入試から、AO 入試において、出願資格を明確にし、アドミッション・ポリシーに即した選抜を行う目的から、出願資格を改定すると同時に学科・専攻ごとに「選考において重視する項目」を設けた。また、多様な入試方法で基礎学力の把握が困難になった状況を踏まえ、家政科食物栄養専攻における推薦入試の出願資格において「(1) 化学Ⅰ及び生物Ⅰを履修している者、(2) 化学Ⅰ及び理科総合Bを履修している者、(3) 生物Ⅰ及び理科総合Aを履修している者、のいずれかに該当すること」とし、改善が図られた（別添資料 4-2-④-2）。

【分析結果とその根拠理由】

入学後の成績追跡調査や様々な入試結果についての集計がされ、その調査結果等を踏まえ、出願資格や入試方法等の改善策が実行に移されている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断できる。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年度の各学科・専攻の入学定員充足率（資料 4-C）は、1.03～1.22 倍で、短期大学部全体では 1.13 倍であった。過去 5 年間の平均は、1.16 倍であり、若干超過傾向ではあるが、少人数で多様な授業が進められるように十分な開講コマ数を用意し対応をしている。

平成 16 年度における食物栄養専攻の入学定員充足率が 1.25 倍と入学定員を超過した際には、クラス編成を 1 クラス増加し、全科目のコマ数を 1 クラス分増やすなどの緊急対策を取った。

資料 4-C 過去 5 年間の入学者状況

短期大学部		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
家政科 家政専攻	入学定員	350	200	200	200	200
	志願者数	581	513	499	527	371
	合格者数	562	289	351	321	341
	入学者数	401	241	238	249	220
	入学充足率	1.14	1.20	1.19	1.24	1.10
家政科 食物栄養 専攻	入学定員	200	200	200	200	200
	志願者数	499	474	418	421	517
	合格者数	289	331	276	348	438
	入学者数	219	250	200	207	207
	入学充足率	1.09	1.25	1.00	1.03	1.03
国文科	入学定員	200	150	150	150	150
	志願者数	294	304	363	350	358
	合格者数	283	291	347	344	342
	入学者数	189	177	178	183	183
	入学充足率	0.94	1.18	1.18	1.22	1.22
英文科	入学定員	220	150	150	150	150
	志願者数	346	404	443	438	383
	合格者数	337	327	359	311	325
	入学者数	228	192	180	178	184
	入学充足率	1.03	1.28	1.20	1.18	1.22

合格者数には繰上げ合格者を含む

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、入学定員と実入学者数との関係の適正化は図られていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 組織的に確かな分析を基に十分な審議を経て学生の受入方針が立てられ、教職員が協力して入学者選抜にあたり、アドミッション・ポリシーに適した質の高い学生の確保のために努力している。
- ・ 大学入試ガイドやホームページはもとより、オープンキャンパス等において、教職員や在校生との直接のふれあいを通して、アドミッション・ポリシーの実際を把握できるようにし、本学の特色をアピールしている。
- ・ アドミッション・ポリシーを各学科・専攻の特徴に合わせて設定し、多様な入学者選抜方法を導入している。
- ・ 募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本方針については、理事長、学長、常任理事、副学長、各学部長、短期大学部長及び各学部から選出された委員、事務局長で構成される大妻女子大学入学者選抜施策委員会において全学的な視野からの審議が行われている。

【改善を要する点】

該当なし

（３）基準４の自己評価の概要

本学の教育理念に沿ったアドミッション・ポリシーは、家政科・国文科・英文科においてそれぞれ明確に定められ、「総合ガイド」「短期大学部ガイド」及び本学ホームページに掲載され、広く公表し周知している。

本学では、各学科・専攻ともアドミッション・ポリシーに沿って、ＡＯ入試、公募推薦入試、同窓生子女推薦入試、指定校推薦入試、一般入試Ａ方式及び一般入試Ｂ方式（大学入試センター試験利用）等の多様な入学者選抜方法を導入している。また、特徴的な選抜を行うＡＯ入試や同窓生子女推薦入試においては、その選抜方法の趣旨が明確に定められており、このことは募集要項で公表、周知している。

入試の実施体制は、入試委員会やアドミッションオフィスを中心に遺漏が無いよう実施されている。書類審査方法や当日の役務（面接・試験監督・誘導等）は実施方法がマニュアル化されており、一般入試や推薦入試など規模が大きく複雑な入試の実施に際しては、事前に説明会を開催するなどして適切な実施が行われるよう努めている。さらに、一般入試の作問では、作問者とは別に査読者を設け出題ミスの防止を図り、面接は複数人で実施するなど万全を期す体制を整え、公正に実施している。

入学者選抜方法に関しては、利用した入試の種類と入学後の成績との関連について、成績追跡調査を実施して検証を行い、入学者選抜施策委員会に改善案を提案するシステムを構築し、選抜方法の改善に利用している。一般入試Ａ方式においては問題ごとに正解者数を集計し、作問等における見直しの材料としている他、入試結果についての様々なデータは各学科や入試委員会、教授会、大妻女子大学入学者選抜施策委員会において検討されている。

本学過去５年間の入学定員充足率の平均は、１．１６倍であり、若干超過傾向ではあるが、少人数で多様な授業が進められるように十分な開講コマ数が用意されており、教育・研究に支障はなく、食物栄養専攻における入学定員超過の際には、クラス編成を１クラス増加し、全授業のコマ数を１クラス分増やすなどの緊急対策をとった。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜短期大学士課程＞

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

本学の授業科目は、建学の理念に基づく大妻女子大学短期大学部学則に則り、短期大学士養成のため、教養科目と専門科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は幅広い教養と豊かな人間性を備え、現代社会の中での確かな判断力をもって行動できる資質を養うことを目的とし、専門科目は、それぞれの学科・専攻の教育理念を達成するため、諸課程科目はその目的に応じて資格取得に必要な科目を設けている。教養科目、専門科目及び諸課程科目とも講義、演習、実習・実験・実技等の科目、必修科目、選択必修科目及び選択科目を設置し、それぞれの学科・専攻の目的に応じてバランス良く教育を実施している。（資料 5-A）

家政科家政専攻では、生活全般について総合的に研究し、積極的な社会参加を通じて、その変動に対し柔軟に対応できる個性豊かな女性を育成することを目的としていることから、家政学のコア科目である衣・食・住・保育の科目を必修とし、実学的成果が得られる実験・実習を多く設定している。

食物栄養専攻は栄養士養成課程であり、厚生労働省が栄養士法施行規則で定めた教育内容、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に沿って展開している。

国文科では、高い知性と豊かな情操を養い、明るく聡明な女性を育てることを目的とし、日本の言語・文学・文化を通じて、現代を理解し、現代に生きる力を養うために、1年次での必修科目「日本文学・文化講義」をはじめ、多種多様な専門科目を設定している。

英文科の教育目的は、①英語力を短期間で、目に見える形でつけさせる ②国際的知識・教養を身につけ自分で考え判断できる人間を育てる ③知識に育まれた価値基準を持ち、国際社会に意見を発信し、貢献できる人間を育てることである。こうした教育目的の達成のため、語学教育における基礎科目と研究科目を設置し、その関連において関連科目を設定している。

資料 5-A 各学科の科目配置数

家政科家政専攻 科目配置数

	教養科目		専門科目						合計
			基礎科目		応用科目		自由科目		
配置年次	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	
必修			6						6
選必・選択	26	17	4		14	31	9		102
	1								
計	44		10		45		9		108

※ 自由科目は4科目8単位を限度として専門科目の、応用科目の単位に含めることができる。

家政科食物栄養専攻 科目配置数

	教養科目		専門科目		合計
配置年次	1 年	2 年	1 年	2 年	
必修			21	17	38
選必・選択	26	17	1	2	85
	1				
計	44		41		123

国文科 科目配置数

	教養科目		専門科目		自由科目		合計
配置年次	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	
必修			4	1			5
選必・選択	26	17	8	5	9		97
	1		31				
計	44		49		9		102

※ 自由科目は4科目8単位を限度として専門科目の単位に含めることができる。

英文科 科目配置数

	教養科目		専門科目								合計
			基礎科目		研究科目		関連科目		自由科目		
配置年次	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	
必修	2		8	2							12
選必・選択	24	17	10			27	16		9		107
	1				3						
計	44		20		30		16		9		119

※ 自由科目は4科目8単位を限度として専門科目の単位に含めることができる。

【分析結果とその根拠理由】

教養科目、専門科目及び諸課程科目とも講義、演習、実習・実験・実技等の科目、必修科目、選択必修科目及び選択科目を設置し、それぞれの学科・専攻の目的に応じてバランス良く教育を実施している。また、専門科目は、それぞれの学科・専攻の教育目的に沿って設定され、教育の効果があがるよう計画されている。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断できる。

観点5－1－②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

家政科、国文科、英文科からなる本学は、それぞれの学科の教育目的により専門科目を構成している。

家政科家政専攻には、被服系科目に衣料管理士の資格を取得するために必要な理論、演習・実習等の科目が用意され、厳密な審査を受け、認定校となっている。家政専攻には食物系科目も設定され、「食生活論」を必修科目としているが、学生一人一人が正しい栄養の知識に基づいた適切な食生活を営むことができるように願っていることである。また、保育・健康系科目を設定し、家政学の根幹の一つである保育学を通して人間について考えることを根本に据え、人間関係の基礎を培っている。

家政科食物栄養専攻では、栄養士として食に関する知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる人材を育成するため、栄養士法関連法令に基づき専門教育が展開されている。

国文科では、日本語学・日本文学・中国文学・日本文化の4本の柱による教育体系を基本カリキュラムとしている。伝統的な国文学にとどまらず、近・現代文学への理解を通して時代を考え、さまざまな現代文化の様態にふれることで、生きている今を理解することが、国文科の教育目標であり、各年次における標準履修単位を設定し、バランスの取れた学修が実現できるようにしている。

英文科では、2年間で英語による表現力を高め、英米をはじめとした世界の文化に関心をもつことを教育目標とし、基礎科目と専門科目の適正な配置を図るとともに、英語力の向上のため、1クラス24名程度のクラスを習熟度別に分け、段階に応じたきめ細かい英語教育を実践している。

教養科目は、7つの区分に設定され、その目的・性格に照らして、適正な科目配当が行われており、2年間で修得するよう学年配分がなされている。

また、授業の内容（資料 5-B）は、各学科とも教養課程から各々の専門課程へいざなうように、学生による授業評価の結果等を参考にして、テキストや教材の選定に心をくだいて、興味深い授業の開設に努めている。

資料 5-B 授業の内容

教科科目区分名	授業科目名	授 業 科 目 の 概 要 等
教養科目	市民と法学	私たちは、日常社会生活において、意識するとしなにかかわらず、法律関係に立ち入ってしまっています。平和で幸福な社会生活を営んでいくためには、出生から死亡に至るまで身の回りに網の目のように張りめぐらされている法律を避けて通ることはできません。法律を人生の各場面に沿って学び、法的なものの見方と法律の基礎知識を身につけます。1. 序論（大学生の日常生活と法との密接な関わり、法律上の一人前）、2. 労働法・憲法と女性の地位（男女雇用機会均等法、セクシュアル・ハラスメント、男女同一賃金の原則、育児休業法、男女共同参画社会基本法等）、3. 婚約と婚姻（婚約・婚姻の成立とその効果、離婚の手續と効果、離婚原因、内縁等）、4. 出生と親子関係（胎児の権利、嫡出子・非嫡出子、生殖補助医療による子、養子縁組等）、5. 未成年者の保護と福祉（児童の権利条約、児童虐待防止法、少年法の特徴・厳罰化等）、6. 高齢者と福祉（老親の扶養と介護、在宅介護・施設入所、介護休業法、介護保険、成年後見制度等）、7. 死亡と相続（安楽死、特別な死亡、脳死と臓器移植、相続人・相続分、遺言、遺留分等）
専門科目	食文化論	幼い頃からの、お祭りや年中行事を想い浮かべるとき、一つや二つ、必ずおきまりの食べ物をイメージできることでしょう。そのときに何故、この食べ物がこのような食べ方をされてきたのだろうか、という疑問を持ったことはないでしょうか。また、食は人間の生理的条件や栄養的条件を満たせば済む物ではなく、美味しさ、楽しさ、満足感、豊かさを求める行動でもあ

		ります。この満足感や豊かさは、文化的な意味づけや社会的感情に負うところが多いのです。このような多種多様な側面を持つ「食」というものを、我々や世界の人々がたどってきた自然環境や社会状況からとらえ、現代の食生活に役立てていきます。1. 食文化とは、2. 行事と食べ物、3. 講義時期に合った行事食、4. 日本各地の伝統食・郷土食、5. 受講学生の出身地等の郷土食、6. ヒトの一生の儀礼と食べ物、7. 料理様式の変遷、8. 世界と日本の食材の歴史、9. 世界の食文化、10. 受講学生が興味のある世界の食文化、11. 飲食店の変遷、12. 食具・食器の変遷、13. 料理技術の変遷・まとめ
専門科目	日本語の発生と展開	「日本語の発生と展開」という授業名であるが、主として室町末期までの音韻史を扱う。高校までに全く触れたことのない領域であるので、受講生にとってなじみにくい内容ではあるが、国文専攻の学生にとっては必須知識の一つである。「いろは歌」をきちんと覚えることから始めて、その「いろは歌」が日本語の歴史の上でいかなる意味を有するのか、ということの説明し、さらに、それに関連した「あめつちの詞」「たみへの歌」についての音韻史上の意味を概説する。また、遡って奈良時代の発音はいかなるものであったかを、「上代特殊仮名遣」を中心に説明する。1. 「いろは歌」の日本語史上における意義、2. 「あめつちの詞」「たみへの歌」、3. 「上代特殊仮名遣」とは何か、4. 「上代特殊仮名遣」と動詞の活用、5. 「上代特殊仮名遣」と完了「り」、6. 平安時代から室町末期に至る音韻の変遷、7. 「キリシタン文献」の概要、8. 「キリシタン文献」のローマ字表記から見た音韻の特徴、9. 合拗音・四仮名・開合、10. 「天草本平家物語」のローマ字表記、11. 「天草本平家物語」の語法(1)、12. 「天草本平家物語」の語法(2)、13. 「天草本平家物語」の語法(3)、14. 徳川時代(江戸語)の音韻の特徴、15. 授業のまとめ
専門科目	英米の生活と文化ⅡA	日本人の二郎がイギリスを旅行する想定教科書を用いて、英語の主としてリーディング、リスニングの練習を行うのが授業のねらいです。合わせて、イギリス英語とアメリカ英語の違いについて学んでいきます。さらに、「ラウンド・アバウト」に見られるようなイギリス人の知恵についても考えていきます。1. Jiro arrives in London、2. At the Car Hire、3. Jiro's First Day in London、4. At the Tower of London、5. Imagine、6. At Madame Tussaud's、7. At the "Jolly Angler"、8. Jiro Goes Shopping、9. In the Taxi、10. Jiro Arrives in Brighton、11. Dinner at the Wards、12. Alone Again、13. Jiro at the Seaside、14. At the Marina、15. 試験

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容は、教養科目、専門科目とも、それぞれに特色を持ち、「女性の自立する力の育成」という教育理念に基づいて組まれており、授業科目も1年次から体系化され、バランスよく開設されており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したのものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、専門科目を中心に担当教員の研究分野を前提とした授業科目が多く配置され、シラバスの「授業内

容」(別添資料 5-1-③-1)にあるテキスト・教材は主に各科目の基礎研究の成果に基づいていて、シラバスの記述から授業に研究成果が用いられている様子が窺える。また、授業での配付プリントなどの教材資料等にも教員の研究活動が反映されている。(別添資料 5-1-③-2) 家政科家政専攻の「服飾文化論」、「アパレル設計・生産論」では、最新情報として新聞記事等を利用している他、パリをはじめとするファッション状況をインターネット検索し、学習に反映している。国文科の「日本文学を読む(古典)」では、自治体での公開講座と連動した内容を授業で取り上げ、今日性を目指している。英文科の卒研セミナーでは、教員自らが最近翻訳した作品を取り上げ、英語表現と日本語表現との違いを身近に体験させている。

【分析結果とその根拠理由】

授業で使用しているテキスト・教材・プリント等は、教員各自の基礎研究に基づき作成されたり、最新研究成果が授業に活かされていることがシラバスや配付プリント等から窺うことができる。

以上のことから、授業の内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものと判断できる。

観点 5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生の多様なニーズや学術研究の動向に対応するため、併設大学との単位互換、他学科履修、入学前に修得した単位の認定、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位の認定及び大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定等を実施している。(資料 5-C)

資料 5-C 大妻女子大学短期大学部学則（抜粋）

第 7 条の 2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 7 条の 3 教育上有益と認めるときには、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条及び第 22 条の 2 第 3 項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせ 30 単位を超えないものとする。

第 7 条の 4 教育上有益と認めるときには、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

併設大学との単位互換は、平成 19 年度入学生から、大学開設の教養科目を「特別聴講学生」として履修することができるようになっている。

他学科科目の履修は、家政科、国文科、英文科の学科教育の特色を活かした科目を自由科目として設定し、他学科学生の履修を認め、それぞれ履修単位を卒業に必要な単位数に算入できる制度を設定し運用している。

大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定（資料 5-D）については、振り替え認定基準に定める検定または試験に合格した学生及び一定の成績を得た学生には単位の認定及び授業科目への振り替え認定を行って

いる。

資料 5-D 大学以外の教育施設における学修に対する単位認定に関する細則（抜粋）

短期大学部英文科				
振り替え認定基準に定める検定または試験に合格した者、及び一定の成績を得た者には、本人の申請により、申請科目の配当年次に限り、単位の認定及び授業科目への振り替え認定を行う。				
振り替え認定基準と認定単位				
※① 専門科目（前期）リーディング・ストラテジーズ（1 単位）及びリスニング・ストラテジーズ（1 単位）				
※② 専門科目（後期）アドバンスト・リーディング（1 単位）及びアドバンスト・リスニング（1 単位）				
	単位認定	実用英語技能検定	TOEIC (IP テストも含む)	TOEFL
※①	2	2 級以上	520 点以上	480 点 (CBT157 点) 以上
※②	2	準 1 級以上	700 点以上	520 点 (CBT190 点) 以上

また、図書館学課程の単位を修得することにより図書館司書の資格を取得することができ、家政科では、衣料管理士 2 級とフードスペシャリストの資格を得ることができる専門教育課程を編成している。

家政科食物栄養専攻では、全国栄養士養成施設協会認定「実力試験」の対策として、全試験科目についての対策講座を実施している。

課外講習として、「パソコン講習」、「課外英語力強化プログラム」を設けて、関連する授業の学修に役立つように補完している。

事務部キャリア支援センターにおいて、インターンシップが企画・実施されており、平成 18 年度には 3 人の学生が実施した。（資料 5-E）

資料 5-E 平成 18 年度インターンシップ実施状況

実施企業等	実施期間	学科・専攻	人数
国際観光(株) 小田急山のホテル	H18. 8. 1 ～ H18. 8. 14	家政科食物栄養専攻	1 人
(株) プリンスホテル 品川プリンスホテル	H18. 8. 8 ～ H18. 8. 21	国文科	1 人
(株) 日本航空インターナショナル クアラルンプール国際空港（海外）	H19. 3. 1 ～ H19. 3. 25	英文科	1 人

【分析結果とその根拠理由】

併設大学との単位互換、他学科履修、既修得単位の認定、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位認定、大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定、資格取得および補完教育等を、学生の多様なニーズに応えとともに学科教育の充実を図るために実施している。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に適切に配慮していると判断できる。

観点 5－1－⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業時間数については、短期大学部設置基準を遵守し、学年暦で定期試験以外に半期 15 週を確保し、さらに厚生労働省関係の授業では法律で定められた授業時間を確保している。半期 15 週を確保するために、在学生にはガイダンスを前年度の 3 月から実施し、新入生については、履修ガイドやシラバスを事前に送付するなどの工夫がなされている。

また、過剰な履修登録や単位不足を未然に防ぎ、単位を充実したものとして計画的に取得できるように、各学科・専攻で各年次の履修登録単位数の上限（資料 5-F）を設定し、また、「標準履修単位数」（資料 5-G）を示している。

資料 5-F 1 年間の履修登録単位数の上限

学科専攻		履修登録単位数の上限	
		1 学年	2 学年
家政科	家政専攻	44	50
	食物栄養専攻	47	45
国文科		44	50
英文科		42	45

資料 5-G 標準履修単位数および卒業必要単位数

家政科家政専攻

学年 \ 区分	教 養 選択必修	教養選択	小計	専門必修	専 門 選択必修	専門選択	小計	合計
1 年	12	2	14	12	4	6	22	36
2 年	14	4	18	12	4	30	46	64

家政科食物栄養専攻

学年 \ 区分	教 養 選択必修	教養選択	小計	専門必修	専 門 選択必修	専門選択	小計	合計
1 年	12	2	14	31	0	2	33	47
2 年	14	4	18	54	0	2	56	74

国文科

学年 \ 区分	教 養 選択必修	教養選択	小計	専門必修	専 門 選択必修	専門選択	小計	合計
1 年	14	2	16	8	10	10	28	44
2 年	16	4	20	14	18	16	48	68

英文科

学年 \ 区分	教養 必修	教養 選択必修	教養選択	小計	専門必修	専門 選択必修	専門選択	小計	合計
1 年	4	10	2	16	10	8	8	26	42
2 年	4	12	2	18	14	14	16	44	62

本学では、学習支援としてクラス指導主任制をとり、できるかぎり個々の学生の学修状況を把握し、個別に支援できるように努めている。これを有効にするため各教員が授業のない日時を「オフィスアワー」として設定し、自由に相談できる体制を整えた。

なお、学生の1年間の単位取得状況（資料5-H）は、1年次では41～50単位が51.1%、31～40単位が39.7%で、2年次では、21～30単位が72.3%と2年次では1年次の取得単位の半数となっている。こういった学修実態をもとに一層の支援体制をとる必要があるとの判断から、平成19年度入学生からGPA制度を導入し実施している。これによって、クラス指導主任制を活用し、個々の学生の学習指導に役立てられている。

このGPA導入では、成績評価を、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（出席不足のため評価を受ける資格なし）とN（単位認定のみ）として、S（4.0点）、A（3.0点）、B（2.0点）、C（1.0点）、D（0点）に換算し、各成績の単位数を乗じた和を履修登録単位数で除した計算値を学業成績通知書に記載する。成績は学期ごとにクラス指導主任やゼミ指導教員から学生に直接渡される。

優秀な学生への支援とするだけでなく、成績が優れず学修上の支援が必要な学生へも迅速に対応できるような体制を整える必要があり、全学的な学習サポートセンター構想の準備を始めた。

資料5-H 平成18年度学年別の学生の単位取得状況（%）

学年	0単位	1～10単位	11～20単位	21～30単位	31～40単位	41～50単位	51単位以上
1	0.2	1.7	1.9	3.5	39.7	51.1	2.0
2	0.6	1.8	8.4	72.3	14.7	1.5	0.6

【分析結果とその根拠理由】

授業時間数は、学年暦で定期試験以外に半期15週を完全に確保し、さらに厚生労働省関係の授業では法律で定められた授業時間を確保している。1年間の履修登録単位数の上限や標準履修単位数の設定、クラス指導主任制度、GPA制度など、学生の主体的な学習への支援体制を整備している。

以上のことから、単位の実質化についての配慮がなされていると判断できる。

観点5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

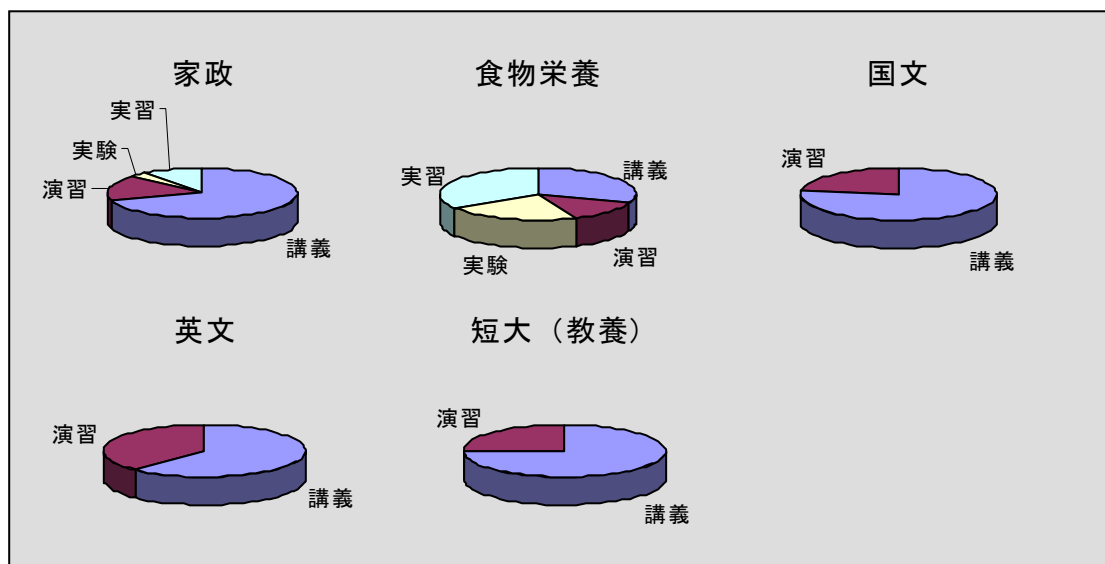
観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点到係る状況】

本学の開講科目における授業形態のバランス（資料5-I）は、講義科目が約65%、演習科目が約28%、実験・

実習・実技科目が約 8%で、各学科のカリキュラムの状況に応じて適切に配置している。また、教室施設の関係で一部の科目について受講者数の制限を実施しているが、受講者 50 名未満の授業が全体の約 60%、50～100 名未満が約 37%であり、100 名以上の授業は全体の約 3%とごく少数である。

資料 5-I 授業形態のバランス



本学では、実践の場で求められる理論、実技力を養成するために、日常的に学生自らが立案、実践し、答えを導き出すことを意識させる教育を実施している。

家政科では、専門職としての基礎能力を習得させるために講義、演習、実験・実習を段階的に編成している。実験・実習は、少人数グループ編成で行われ、助手が授業に加わることで、きめ細かな指導が行われており、実技能力が身に付くよう配慮されている。家政特別講義では、家政専攻の教員全員が携わるオムニバス方式の形態がとられている。

国文科では、文学教育のみでなく現代日本文化の理解を目的とするそれぞれの文化科目を設定し、「卒業研究」いわゆるゼミは、20 名を目安とする少人数授業であり、演習科目では対話・討論型授業を実施している。

英文科では、英語力を伸ばすために少人数の習熟度別クラスを編成し、知識・教養を身に付けるためにレクチャーⅠ～Ⅴの講義科目及びセミナーⅠ～Ⅵの演習科目を開講し、国際社会で意見を発信するために卒研セミナー及び英語Ⅰを開講し、少人数授業、対話・討論型授業を実施している。

また、多くの授業において多様なメディア、情報機器が積極的に活用されている。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態の組合せは各学科において工夫されており、家政科では実験・実習・演習科目が重点的に配置され、国文科や英文科では、少人数教育による卒業研究ゼミ、対話・討論型授業、情報機器活用による授業が展開されている。多人数の講義授業においては、学生のニーズに対応したDVDやビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによる授業を実施する等、情報機器が有効に活用され、多人数授業でありながらも、授業アンケートにおける満足度が高く評価されている。

以上のことから、本学の講義、演習、実験・実習等の授業形態の組合せ・バランスは適切で、学習指導法も少人数授業、多人数授業に適した工夫がなされていると判断できる。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点に係る状況】**

学生の学修の活性化を促進する履修指導の一環として毎年度、シラバス（別添資料 5-1-③-1）を作成し、全学生に配付している。シラバスには、授業科目名、単位数、対象学年、担当教員名といったカリキュラム上の基礎情報の他に、1. 授業のねらい、2. 授業内容とスケジュール、3. 評価の方法、4. 教科書・参考書、5. その他（注意事項等）の各項目が 1 ページにまとめられている。授業構成を明確にすることで、授業の予習、復習、試験対策に役立ち、学生の学習意欲を喚起するよう配慮されている。その他の欄には、学生とのコミュニケーションを図るために、オフィスアワーなどを記載し、実験・実習等で教材費が必要な科目や合宿など経費が必要な科目については、具体的に費目、金額が記載されている。

なお、このシラバスは、Web システムにより、学生は学内外からインターネットでその内容や、授業の進行状況、教員からの指示を確認することができる。

学生による授業評価アンケートでは、シラバスが授業科目選択のための判断材料となったか、実際の授業内容とシラバスの記載内容とが合致していたかを問う項目があり、その結果、シラバスが学生に活用されていることが窺える。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されており、学生が活用できる環境を整えていると判断できる。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**【観点に係る状況】**

学生が自主学習を行う施設としては、図書館、情報処理自習室、情報処理教室がある。図書館の開館時間は、平日が 9 時から 19 時まで、土曜日が 17 時まで開館している。学生のため閲覧時間の延長は検討されているが、女子学生の安全警備の問題も絡み対応に苦慮している。一つの方策として教員研究室での長期借り出し図書を利用したり、個人研究図書費による購入図書を整備するなど、学生の便宜を図っている。情報処理自習室については、平日 19 時まで、土曜日が 17 時まで開放しており、学生が自由に利用できるようになっている。また、情報処理教室も、授業が実施されていない時間に学生が自由に利用できる体制を整えている。この他、校舎にはインターネットの利用が可能なパソコンが学生の集まりやすいラウンジ等に多数設置されており、本学図書館、国会図書館、NACSIS 等へのアクセスを容易にしている。

クラス指導主任や家政科では助手による副担任も配置され、また、全教員のオフィスアワーを設定し自主学習の援助、基礎学力不足学生への助言等が行われている。

さらに基礎学力不足の学生に対しては、平常の授業時間外にも補講を行うなど、きめ細かに指導を行い、学生間の学力水準の均一化に努めている。担当授業で基礎学力不足の学生が認められれば、教員相互で連絡し、連携して早期のうちに適切な支援が行われるように努めている。また、欠席の多い学生については、授業担当者は「欠席の多い学生（連絡用メモ）」を教育支援グループに提出し、その情報はクラス指導主任に報告され、個別指導を行っている。

家政科では、資格取得（衣料管理士、フードスペシャリスト、栄養士）を目指す学生に、基礎学力及び専門的知識が身につくように授業以外に集中講義などの学習支援を実施しており、国文科では、漢字能力養成を目的として、年2回統一漢字テストを実施した後、(財)日本漢字能力検定協会の漢字検定を受検する制度があり、英文科では、基礎科目及び英語Ⅰを少人数制の習熟度別クラス編成にして、基礎学力不足の学生へ対応している。

その他、補完教育として、課外英語力強化プログラムと課外パソコン講習を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、女子大学には安全・警備の課題があるが、それに対応しながら自主学習及び学力不足の学生への配慮等は組織的に行われていると判断できる。

観点5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準（資料5-J）は、「学則」及び「試験に関する内規」で、卒業認定基準は「学則」で規定し、履修ガイド（別添資料1-2-①-1）で詳細に説明し学生に周知している。

履修ガイドは新入生にも分かるように授業科目や履修登録の方法・成績・卒業要件等（資料5-K）について詳しく説明し、Q&A方式で初歩的な疑問にも対応できるよう作成している。また、各学科の教務ガイダンスで、教務委員等から説明を行い、履修登録手順とともに学業成績や卒業要件について周知している。

各授業の成績評価方法は、シラバス及びWebシラバスに授業形態の特性に従った評価の方法を明示し、学生に周知している。

資料5-J 成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	合否
100 ～ 90 点	S	合格
89 ～ 80 点	A	
79 ～ 70 点	B	
69 ～ 60 点	C	
59 ～ 0 点	D	不合格
試験時欠席又は 出席不足のため、評価を受ける資格なし	E	

資料 5-K 各学科の卒業必要単位数

区 分		教 養 科 目	専 門 科 目			合 計
卒業必要単位数		18~20	家政専攻	46		64
			食物栄養専攻	56		74
			国文科	48		68
			英文科	44		62
			必修	選択必修	選 択	
家政科	家政専攻	18	12	4	30	64
	食物栄養専攻	18	54	—	2	74
国文科		20	14	18	16	68
英文科		18	14	14	16	62

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び卒業認定基準については、「学則」や「試験に関する内規」等で規定されており、その内容を詳細に記載した履修ガイドを全学生に配付し、ガイダンス時において説明がなされ、学生に周知している。

以上のことから、教育目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

観点 5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各授業担当者は、学則等に従って成績評価を行っている。また、複数教員が担当する科目については、教員間の協議によって成績評価が行われている。

多くの科目においては定期試験の成績、平常の成績（例えば、レポート課題や中間試験等）、出席状況により総合的に評価されているが、演習や制作に関わる科目では日常学習や提出物・作品による評価が加味されている。成績評価は、授業担当教員が所定の期間内に「S」「A」「B」「C」及び「D」の5段階評価で行う。

単位修得要件は、「それぞれの授業の出席がその授業日数の2/3に達していない場合は、その科目の評価を受ける資格を失い、単位が修得できなくなる」と「履修ガイド」に明記し、学生に周知している。

全ての成績は、教育支援グループにおいて学籍簿に転記され、単位認定、卒業認定については、教務委員会で個人別の単位認定、卒業認定の審議を行い、教授会で最終判定を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断できる。

観点 5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の公平性については、教育支援グループでまとめた学科別成績評価等の資料により、同一科目の担当者間やFD委員会で協議されており、評価の公平性が図られている。

過去3年間の成績評価（資料5-L）及び平成18年度の学科別成績評価（資料5-M）の状況は、A評価約46%、B評価約29%、C評価約13%で、D評価（不合格）約4%、E評価（再履修）約6%、F評価（未受験）約2%である。

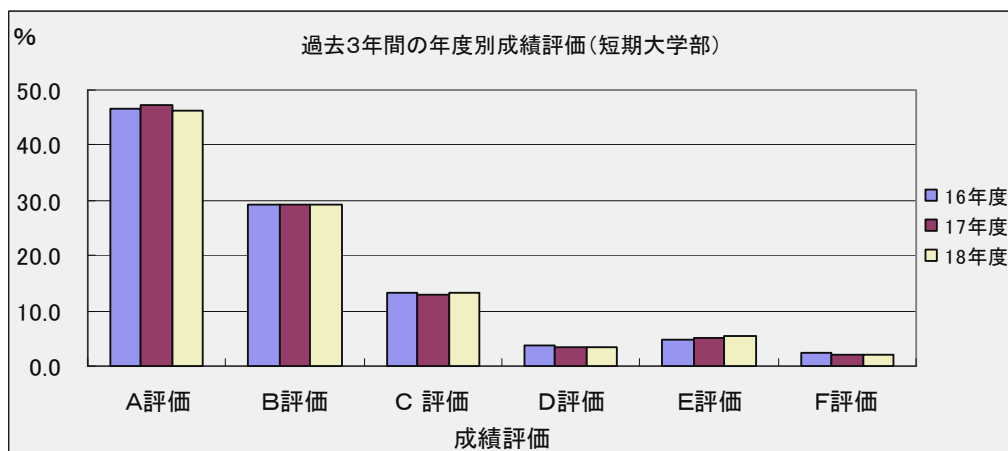
また、各授業科目の成績評価を点数化（A評価5点、B評価3点、C評価1点、D評価0点、E・Fは除外）（資料5-N）すると短大全授業科目の平均は3.63となる。3.00～3.99が全体の48%と約半分を占めるが、2.99以下が17.9%、4.0以上が34.1%となっている。

学生から成績評価に関して異議申し立てがあった場合には、成績確認申込書に必要事項を記入し、成績評価を行った担当教員が事実確認を行い、対処している。

資料5-L 過去3年間の年度別成績評価（各授業科目の成績評価の割合）

短大	平成16年度から平成18年度		A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	F評価
	平成16年度	割合(%)	46.5	29.2	13.3	3.8	4.8	2.4
	平成17年度	割合(%)	47.4	29.3	12.8	3.4	5.0	2.1
	平成18年度	割合(%)	46.3	29.4	13.2	3.5	5.5	2.1

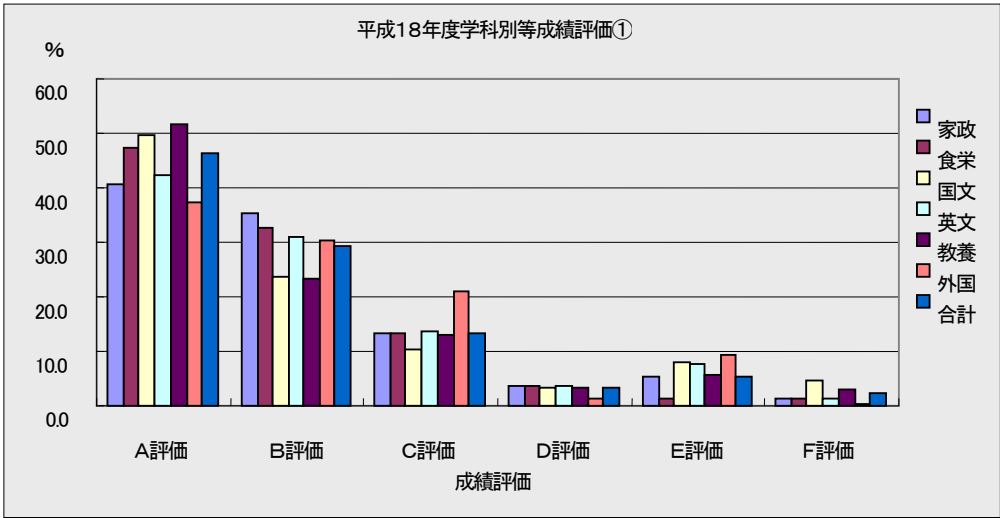
諸課程の授業科目を含む



資料5-M 平成18年度 学科別成績評価（各授業科目の成績評価の割合）

平成18年度			A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	F評価
短大	家政科家政専攻	割合(%)	40.8	35.4	13.3	3.8	5.5	1.2
	家政科食物栄養専攻	割合(%)	47.5	32.7	13.2	3.8	1.5	1.3
	国文科	割合(%)	49.7	23.7	10.4	3.5	8.0	4.7
	英文科	割合(%)	42.3	31.1	13.8	3.8	7.7	1.3
	教養科目(除外国語)	割合(%)	51.7	23.2	13.0	3.4	5.7	3.0
	教養科目(外国語)	割合(%)	37.5	30.3	21.1	1.2	9.5	0.4
	合計	割合(%)	46.3	29.3	13.2	3.5	5.5	2.2

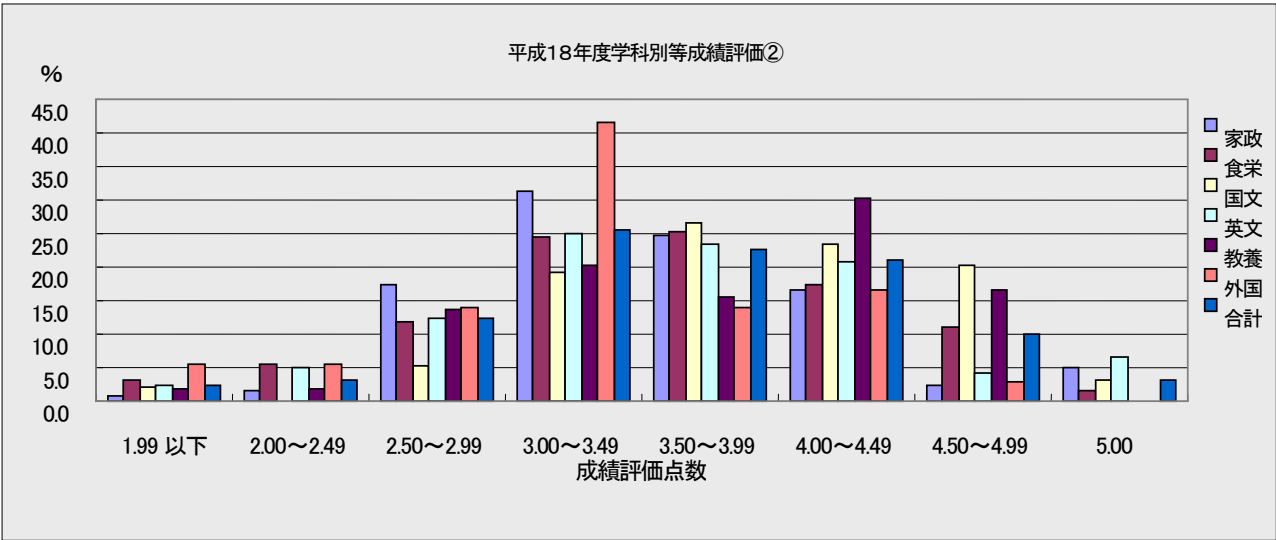
諸課程の授業科目を除く



資料5-N A : 5点 B : 3点 C 1点 D : 0点として各授業科目の成績評価を点数化した場合の授業科目数の割合

			1.99 以下	2.00～ 2.49	2.50～ 2.99	3.00～ 3.49	3.50～ 3.99	4.00～ 4.49	4.50～ 4.99	5.00	平均
短 大	家政科家政専攻	割合(%)	0.8	1.6	17.4	31.4	24.8	16.5	2.5	5.0	3.53
	家政科食物栄養専攻	割合(%)	3.2	5.5	11.8	24.4	25.2	17.3	11.0	1.6	3.57
	国文科	割合(%)	2.1	0.0	5.3	19.2	26.6	23.4	20.2	3.2	3.90
	英文科	割合(%)	2.5	5.0	12.5	25.0	23.3	20.8	4.2	6.7	3.57
	教養科目(除外国語)	割合(%)	1.8	1.8	13.8	20.2	15.6	30.3	16.5	0.0	3.76
	教養科目(外国語)	割合(%)	5.5	5.5	13.9	41.7	13.9	16.7	2.8	0.0	3.31
	合計	割合(%)	2.3	3.1	12.5	25.4	22.6	21.1	9.9	3.1	3.63

諸課程の授業科目を除く



【分析結果とその根拠理由】

成績評価の公平性については、同一科目の授業担当者で協議するなどFD委員会において全学科における組織的な統一を検討しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

＜専攻科課程＞

観点 5－4－① から 観点 5－7－③

該当なし

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 女性の自立する力を育成するため、教養科目、専門科目及び諸課程科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。
- ・ 併設大学との単位互換、他学科履修、入学前に修得した単位の認定、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位の認定及び大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定を実施している。
- ・ 学科教育の特色を活かした科目を自由科目として設定し、他学科学生の履修を認め、卒業に必要な単位数に算入できる制度を設定し運用している。
- ・ 授業時間数を確保するため、在学生は年度初めのガイダンスを３月から実施し、新入生については、履修ガイドやシラバスを事前に送付するなどの工夫がされ、短期大学設置基準等の法令に則り、定期試験等以外の授業回数を半期 15 週完全確保している。
- ・ シラバス Web システムを導入し、学生はインターネットでその内容や教員からの指示を確認することができ、授業進行状況を把握した上での予習・復習の一助となっている。
- ・ 校舎にはインターネットの利用が可能なパソコンが学生の集まりやすいラウンジ等に設置されており、本学図書館、国会図書館、NACSIS 等へのアクセスを容易にしている。
- ・ 英文科では、基礎科目及び英語Ⅰを少人数制の習熟度別クラス編成にして、基礎学力不足の学生へ対応している。

【改善を要する点】

- ・ 自主学习に欠かせない図書館については、閲覧時間の延長も検討されているが、女子学生をかかえる大学として厳しい安全警備問題も絡むため、社会情勢に応じた現実的な対応を模索している。

（３）基準 5 の自己評価の概要

本学では、関連諸法令等及び本学の教育目的に基づいて各学科・専攻の教育課程を編成しており、女性の自立する力を育成するための教養教育と専門教育がバランスよく配置されている。

教養科目は幅広い教養と豊かな人間性を備え、現代社会の中での的確な判断力をもって行動できる資質を養うことを目的とし、専門科目は、それぞれの学科・専攻の教育理念を達成するため、諸課程科目はその目的に応じて資格取得に必要な科目を設けている。教養科目、専門科目及び諸課程科目とも講義、演習、実習・実験・実技等の科目、必修科目、選択必修科目及び選択科目を設置し、それぞれの学科・専攻の目的に応じてバランス良く教育を実施している。教養科目及び専門科目の履修には、1 年次・2 年次における履修登録単位数の上限を設定す

るとともに、標準履修単位数を設定し、単位の実質化を図っている。

専門科目を中心に担当教員の研究分野を前提としている授業科目が多く、それぞれの科目の基礎となる研究成果を反映した教材（テキスト）や参考文献が用いられている。

学生のニーズや学術研究の動向に対応するため、併設大学との単位互換、他学科履修、入学前に修得した単位の認定、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位の認定、大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定等を実施している。

授業時間数については、短期大学設置基準等の法令に則し、半期 15 週を確保するため、在学生はガイダンスを 3 月から実施し、新入生には事前にガイダンス資料を送付しておくなどの措置がとられている。また、学習成果を確認するため、GPA 制度が導入され、学習指導に役立てている。

授業形態の組み合わせは、各学科で工夫されており、家政科では実験・実習・演習科目が重点的に配置され、国文科や英文科では、少人数教育による卒業研究ゼミ、対話・討論型授業、情報機器活用による授業が展開されている。多人数の講義授業においては、DVD やビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによる授業を実施する等、情報機器が有効に活用されている。

シラバスには、授業のねらい、授業内容とスケジュール、評価の方法、教科書・参考書、その他履修に際しての注意事項等の他、オフィスアワーの設定時間を記載している。さらに、シラバス Web システムを導入し、インターネットでその内容を確認できる他、担当教員が授業の進行状況や受講している学生への指示を随時書き加えられるようになっている。

学生の自主学習施設は、図書館、情報処理自習室、情報処理教室がある。図書館の開館時間は、平日が 9 時から 19 時まで、土曜日が 17 時までとなっている。情報処理自習室については、平日 19 時まで、土曜日が 17 時まで開放しており、学生が自由に利用できるようになっている。また、情報処理教室でも授業が実施されていない時間に学生が自由に利用できる体制を整えている。この他インターネットの利用が可能なパソコンが学生の集まりやすい場所に多数設置されており、本学図書館、国会図書館、NACSIS 等へのアクセスを容易にしている。

また、基礎学力不足の学生へ補完教育として、課外英語力強化プログラムと課外パソコン講習を実施し、英文科では、入学時の到達度が異なるため、基礎科目及び英語 I を少人数制の習熟度別クラス編成にして対応している。

組織的な自主学習体制として、オフィスアワーの設定の他、各クラスにクラス指導主任、家政科では助手による副担任も配置され、自主学習の援助、基礎学力不足の学生への助言等、細かな学生指導ができる環境が整えられている。

成績評価基準、卒業認定基準については、学則等に基づき実施しており、その内容は学生に配付される履修ガイドに掲載し、わかりにくいと想定される事項については Q&A を付している。また、ガイダンスにおいて履修登録手順とともに学業成績や卒業要件について周知している。

多くの科目においては定期試験の成績、授業課題の成績、出席状況により総合的に評価され、「S」「A」「B」「C」「D」の 5 段階で評価し、単位を与えている。成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績評価の公平性についての検証を FD 活動の一環として実施する他、各学科において同一科目の担当者間で協議がなされ、さらに、学生から成績評価に関する申し立てを受けるシステムがある。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①: 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

本学では、それぞれの学科・専攻に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針（資料 6-A）を、総合ガイド、短期大学部ガイド、ホームページ等で公表し、年 6 回開催されているオープンキャンパスにおいても、職員による入試の説明とは別に学科の専任教員が来訪者（受験希望者、保護者を含む）に説明している。また、履修ガイドにも掲載し、学生にも周知している。

資料 6-A 学生が身に付ける学力、資質、能力

○ 家政科家政専攻

家政学の基本の衣・食・住生活・保育と家政論を中心に人間生活全般を研究し、実践的知識・教養と技術力を身につけます。

○ 家政科食物栄養専攻

食と栄養の専門家である栄養士の育成をめざし、「食」や「健康」にかかわる専門知識や理論を深めると同時に、社会で通用する高い技術を身につけます。

○ 国文科

正しい日本語を身につけ、文学・文化の探求を通して思考力と教養を高めます。

○ 英文科

英語力を伸ばし、国際社会で自己表現できる力を身につけます。

（出典 短期大学部ガイド）

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等の方針について、その達成状況を検証・評価するための適切な取組としては、学生による「授業に関するアンケート」や卒業時の「満足度調査」を実施し、その結果を「FD活動報告書」（別添資料 3-2-②-1）にまとめ、2 年間の教育の成果の達成状況を検証・評価している。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、本学の目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針、教育の目的が明らかにされ、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断できる。

観点 6-1-②: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を

課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学全体で入学生が卒業する割合（卒業率）（資料 6-B）は、平成 17 年度は 93.0%、平成 18 年度は 94.0%であった。

また、資格の取得状況（資料 6-C）は、家政科家政専攻では衣料管理士、フードスペシャリストの資格取得を希望する学生に向けて集中講座を授業以外に設定するなどし、平成 18 年度において、衣料管理士は受験者 61 名全員が合格、フードスペシャリストは受験者 70 名に対し 64 名が合格し、合格率 91.4%であった。家政科食物栄養専攻は、単位取得、進級・卒業の状況がほぼ 100%であり、平成 18 年度において、卒業予定者 201 名に対し 197 名が卒業し、その全員が栄養士の免許を取得した。

図書館司書資格は、家政科家政専攻、国文科、英文科で取得可能であり、平成 17 年度において、履修者 58 名に対し、53 名が図書館司書資格を取得し、取得率は 91.4%であった。

資料 6-B 学科専攻の入学者数と卒業生数（平成 17・18 年度）

学科専攻		入学 定員	平成 17 年度卒業			平成 18 年度卒業		
			16 年度の入学 者 (a)	16 年度に入学した 者のうち 17 年度 に卒業した者 (b)	卒業率 b/a *100	17 年度の 入学者 (a)	17 年度に入学した 者のうち 18 年度 に卒業した者 (b)	卒業率 b/a *100
家 政 科	家政専攻	200	241	228	94.6	238	219	92.0
	食物栄養専攻	200	250	242	96.8	200	195	97.5
国文科		150	177	163	92.1	178	165	92.7
英文科		150	193	168	87.0	180	169	93.9
合計		700	861	801	93.0	796	748	94.0

資料 6-C 資格取得者等一覧

学科専攻		取得資格等	卒業年 度	取得予定 者数(a)	取得者数 (b)	b／a *100
家政科	家政専攻	衣料管理士 2 級	16	46	46	100
			17	42	42	100
			18	61	61	100
		フードスペシ ャリスト	16	102	101	99.0
			17	105	99	94.3
			18	70	64	91.4
		図書館司書	16	11	9	81.8
			17	0	0	0
			18	8	6	75.0
	食物栄養専攻	栄養士免許	16	216	214	99.1
			17	244	242	99.2
			18	201	197	98.0
国文科		図書館司書	16	26	24	92.3
			17	26	25	96.2
			18	37	35	94.6

英文科	図書館司書	16	3	1	33.3
		17	3	1	33.3
		18	13	12	92.3

また国文科・英文科で、各学生が作成し発表した卒業研究は「卒業研究要録集」や「OTSUMA REVIEW」に掲載され、2年間の教育成果を公表している。

【分析結果とその根拠理由】

入学した学生が卒業する割合は、毎年90%を超え、学科の教育内容に関連した資格や図書館司書資格の取得率もほぼ90%以上と高い取得率となっている。

以上のことから、各学年や卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学では、年次ごとにFD委員会による「FD活動報告書」（別添資料3-2-②-1）を刊行している。

学生による「授業に関するアンケート」において、教員による授業の進め方、授業科目の内容、授業への学生自身の取り組み及び総合評価等を、5段階評価した結果、短期大学部全体で平成17年度は3.93、18年度後期においては、3.96であった。（資料6-D）

資料6-D 「授業に関するアンケート」集計結果（平成17・18年度）

「教員による授業の進め方、授業科目の内容、授業への学生自身の取り組み及び総合評価」5段階評価

年度	短大全体	教養科目	家政科		国文科	英文科
			家政専攻	食物栄養専攻		
17年度	3.93	4.02	3.75	4.00	3.81	3.87
18年度前期	3.91	3.93	3.78	3.87	3.98	4.06
18年度後期	3.96	3.93	4.00	3.82	4.08	4.04
平均	3.93	3.96	3.84	3.90	3.96	3.99

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価の5段階評価では、平成17年度3.93、18年度後期3.96、と向上がみられ、教員は学生による授業評価を真摯に受け止め検討し、授業の向上に役立てており、教育成果や効果が上がっていると判断できる。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果

や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

就職や進学といった卒業後の進路状況等の実績や成果については、平成 17 年度卒業生における就職決定率は 93.3%、平成 18 年度卒業生では 92.6%であった。(別添資料 6-1-④-1) 短期大学部全体における進学者(資料 6-E) は、大学編入・専門学校入学を合わせて、平成 17 年度では 12.2%、平成 18 年度では 12.7%であった。

資料 6-E 卒業生進路一覧

平成 17 年度卒業生進路一覧(平成 18 年 3 月 31 日現在)

学科専攻		卒業生数	就職希望者数(a)	決定者(b) (b/a %)	未決定	進学者数		その他	
						大学	専門学校	海外語学学校	就職の意志なし
家政科	家政専攻	231	183	169 (92.3%)	14	9	17	0	22
	食物栄養専攻	242	197	183 (92.9%)	14	11	15	0	19
国文科		165	115	108 (93.9%)	7	19	4	0	27
英文科		171	118	112 (94.9%)	6	14	10	2	27
合計		809	613	572 (93.3%)	41	53	46	2	95

平成 18 年度卒業生進路一覧(平成 19 年 3 月 31 日現在)

学科専攻		卒業生数	就職希望者数(a)	決定者(b) (b/a %)	未決定	進学者数		その他	
						大学	専門学校	海外語学学校	就職の意志なし
家政科	家政専攻	220	167	154 (92.2%)	13	14	4	0	35
	食物栄養専攻	197	168	162 (96.4%)	6	18	7	0	4
国文科		166	109	96 (88.1%)	13	31	6	0	20
英文科		173	137	126 (92.0%)	11	12	4	2	18
合計		756	581	538 (92.6%)	43	75	21	2	77

【分析結果とその根拠理由】

就職決定者は、希望者に対して、平成 17 年度 93.3%、平成 18 年度 92.6%であり、それぞれ全国平均とほぼ同様の決定率となっている。就職先は多種多様であるが、教育の成果と伝統を活かし、優良企業等に就職している卒業生が多い。また、四年制大学への編入及び専門学校への進学は、平成 17 年度は 99 名で卒業生の 12.2%、平成 18 年度は 96 名で卒業生の 12.7%であり、短期大学部を卒業後、更なる高等教育や幅広い技術修得へと向かっている。

以上、就職・進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果についての定量的な面から判断して、一定の教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点 6-1-⑤: 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

同窓会（大妻コタカ記念会）で実施した卒業生によるアンケート結果（別添資料 6-1-⑤-1）によると、短期大学部における「母校で学んだことや体験したことの実社会での役立ち度（卒業学科別）」（資料 6-F）では、5段階評価で教養科目は3.59、専門科目では3.67であった。

語学力では、家政系と文系とでは、その開きは大きいといえるが、授業内容を反映したものといえる。

専門科目及び実験・実習で修得した技術では家政系と文系とでは、やはりカリキュラムを反映した数値を示しているといえる。すなわち、家政系がよりカリキュラムで修得した学修と技術に高い数値があるのは、そうした学修と技術を活かした環境に身を置いていることの表れといえる。特に、食物栄養専攻では、専門科目と修得した技術及び取得資格に高い数値を示していることが特徴である。

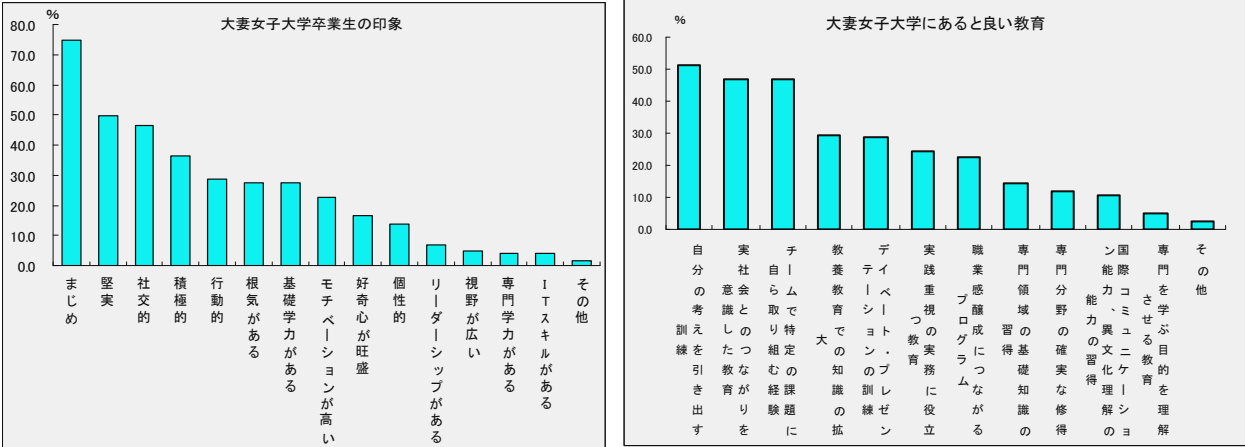
卒業生のアンケートは有効回答率が低い（6％）という問題点は残るが、本学の建学の精神をはじめ、教員や授業についても満足度が高く、本学に入学したことは86.7％が満足・どちらかといえば満足と非常に高い評価で、勉学を含め充実したキャンパスライフを過ごして卒業したことが明瞭にわかる。

資料 6-F 「母校で学んだことや体験したことの実社会での役立ち度（卒業学科別）」（5段階評価）

学科専攻		一般教養科目	語学力	専門科目	実験・実習で修得した技術	取得した資格	卒論研究・卒業制作等	課外活動	教員との交流
家政科	家政専攻 (n=115)	3.75	2.34	3.91	3.95	2.76	2.67	2.54	2.72
	食物栄養専攻 (n=63)	3.39	2.39	4.16	4.26	3.56	2.30	2.93	2.90
国文科 (n=41)		3.78	3.17	3.27	2.87	2.64	3.02	3.00	2.65
英文科 (n=24)		3.42	3.33	3.33	2.58	2.71	2.38	2.79	2.48
平均		3.59	2.81	3.67	3.42	2.92	2.59	2.81	2.69

また、キャリア支援センターにおいて「平成 18 年度 企業から見た本学及び本学卒業生（大学・短大）についてのアンケート」（別添資料 6-1-⑤-2）を実施し、企業 312 社に依頼し、189 社から回答を得た結果（資料 6-G）をみると、本学の卒業生は、まじめ、堅実、社交的で、安心して仕事を任せられると評価された。

資料 6-G 就職先等の関係者からの意見



（出典：「平成 18 年度 企業から見た本学及び本学卒業生についてのアンケート調査結果」）

【分析結果とその根拠理由】

卒業生アンケートの結果は、5段階評価で教養科目は3.59、専門科目では3.67であり、教育の成果は概ね評価されたと言える。

また、就職先の企業からは安心して仕事が任せられると評価されており、毎年多数の大手企業から本学指定で学内推薦の依頼を受けていることがその証しである。

以上、卒業生の意見聴取の結果及び企業における本学への評価から判断して、一定の教育の成果や効果があがっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 衣料管理士は受験者全員合格、フードスペシャリストの合格率は90%以上、食物栄養専攻では、単位取得・進級・卒業の状況がほぼ100%であり、卒業生全員が栄養士の免許を取得した。

【改善を要する点】

- ・ 卒業生アンケートの回収率が低いと、卒業生の意見が十分に把握できていない。この点が今後の検討課題である。

(3) 基準6の自己評価の概要

短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、それぞれの学科・専攻によって、総合ガイド、短期大学部ガイド及び各学科のホームページで公表し周知している。その達成状況については、FD委員会が中心となり、学生による授業評価、卒業生によるアンケート調査等によって適切に検証し評価する取組がなされ、機能している。

学生による授業評価、卒業時の「満足度調査」等の結果が、全体的に満足度の高いことなどから、十分な教育の成果・効果が上がっていると言える。

就職決定者は、希望者に対して、平成18年度は92.6%であり、全国平均の94.3%とほぼ同等の決定率となっている。就職先は多種多様であるが、教育の成果と伝統を活かし、優良企業等に就職している卒業生が多い。また、四年制大学への編入及び専門学校への進学は、平成18年度は96名で卒業生の12.7%であり、短期大学部を卒業後、更なる高等教育や幅広い技術修得へと向かっている。

また、入学生が卒業する割合は毎年90%以上であることや、衣料管理士受験者は全員合格、フードスペシャリストの合格率は90%以上、食物栄養専攻では、単位取得・進級・卒業の状況がほぼ100%であり、卒業生全員が栄養士の免許を取得していることから、十分な教育の成果や効果があると言える。

卒業生アンケートの回収率は低いものの、在学中に取得した資格が役立っていることや資格を活かした職に就けたといった回答が6割を占め、在学中に取得した資格を活用していることが理解でき、今後も時代のニーズに対応した資格の取得を継続的に支援していくことが重要であると再認識するところである。また、就職未決定者については卒業後も就職活動への支援を行っている。

以上、一層の教育の質の向上を図るため、授業評価、満足度調査、卒業生アンケート、就職先への意見聴取などによって、教育の成果を継続的に検証する取組を進めている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

毎年、新学期に新入生及び在学生全員を対象に 7 日～10 日間にわたり、教務委員、クラス指導主任、事務職員から、学科・専攻の教育理念、授業の履修方法、学習に関する問題への相談・助言など学生生活についてのガイダンス（資料 7-A）を学科・専攻・学年・クラス別にそれぞれ実施している。特に新入生対象のガイダンスを有効に実施するため、入学予定者には、履修ガイド（別添資料 1-2-①-1）・シラバス（別添資料 5-1-③-1）・授業時間割表（別添資料 7-1-①-1）などの資料を 3 月中旬に自宅宛へ送付し、事前によく読むよう案内している。また、クラス指導主任と率直に話し合ったり、友達を得る好機となるオリエンテーション、クラス懇親会を実施し、きめ細かな指導を行っており、履修指導・生活指導がスムーズに行われている。また、在学生に対しても、クラス指導主任から前年度の成績評価表を個人別に配付し、卒業年次での履修指導・進路相談などにあたっている。

また、図書館学課程等、諸課程の履修指導については、別に日にちを改め、履修希望者を対象に実施している。

資料 7-A 例 国文科 平成 19 年度ガイダンス日程及び内容

月 日 (曜日)	対象学年	事 項	内 容
3/26 (月)	2 年	科別ガイダンス	・学科長挨拶 ・クラス指導主任の紹介 ・履修指導（教務委員） (1) 履修ガイドの解説 (2) 授業計画について (3) 教科書の購入について (4) 卒業研究について
		クラス別ガイダンス	(1) クラス指導主任の自己紹介 (2) 履修指導（学業成績通知、授業計画について） (3) クラス役員の選出 (4) 提出書類について (5) 修得単位調査書について
3/27 (火)	2 年	再履修、配当学年外（クラス外）履修登録	教育支援グループによる履修登録
3/28 (水)	2 年	クラス別ガイダンス・履修登録	
4/1 (日)	1 年	科別ガイダンス	・学科長挨拶 ・クラス指導主任の紹介 ・履修指導（教務委員） (1) 履修ガイドの解説 (2) 授業計画について (3) 教科書の購入について

			(4) 卒業研究について
		クラス別ガイダンス	(1) クラス指導主任の自己紹介 (2) 履修指導（授業計画について） (3) クラス役員の選出 (4) 提出書類について (5) OCRシート記入までの履修指導
		新入生歓迎会	クラブ等紹介
4/2 (月)	1年	入学式	
4/3 (火)	1年	クラス別ガイダンス・履修登録	
		教務、図書館、学生生活ガイダンス	(1) 教務関係について (2) 学生生活について (3) 図書館の利用について (4) 情報メディアセンターについて
		新入生オリエンテーション	
4/4 (水)	1年	図書館学課程ガイダンス	図書館学課程履修希望者への説明
4/5 (木)	1・2年	健康診断（短期大学部）	
4/6 (金)	1年	図書館学課程履修者発表及び履修指導	
		第1回進路総合ガイダンス	就職活動について
		履修抽選結果発表及び履修登録確認表配付	詳細はクラス別ガイダンスで連絡
	2年	履修抽選結果発表及び履修登録確認表配付	詳細はクラス別ガイダンスで連絡
4/7 (土)	1年	調整受付	詳細はクラス別ガイダンスで連絡
	2年	調整受付	詳細はクラス別ガイダンスで連絡
4/9 (月)	授 業 開 始		

【分析結果とその根拠理由】

新入生及び在学学生に向けて、学科・専攻・学年・クラス別にきめ細かく多岐にわたる内容でガイダンスを実施するとともに、新入生にはオリエンテーションを設定し、学習環境を整備するなど、授業の履修・学生生活がスムーズに行われるよう、ガイダンスが適切に実施されていると判断できる。

観点7-1-②： 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学科・専攻・学年ごとにクラス編成を行い、各クラスにクラス指導主任の教員を置き、学生に対して勉学や生活についての指導や助言を行っている。家政科では、大妻女子大学の卒業生である助手を副担任として置き、常に学生の相談相手になるとともに、クラス指導主任と連携をとりながら、適切にアドバイスを行っている。

オフィスアワーは、全教員が週に最低1コマ設定し、毎年配付するシラバス、ホームページ、掲示板で周知し、学生に対する支援体制を整えている。

全学生には学内での情報システム利用のためのメールアカウント（ユーザIDとパスワード）が与えられ、大妻 Web メール（本学で使用する電子メールで学外、携帯電話からの利用も可能）を利用することができる。この Web メールにより、クラス指導主任や授業担当者とメールで連絡を取ることができ、学習相談や履修指導等の助言に役立てるとともに、事務部からの連絡や就職活動で企業等との連絡用にも利用している。

また、教育支援グループの職員が学習相談に応じるなどの支援の他、情報メディアセンター職員が情報処理・語学学習の自学自習を支援するとともに、キャリア支援センター職員が就職活動、キャリアアップ、資格試験の相談や進路相談に応じるなどの支援をしている。

【分析結果とその根拠理由】

クラス指導主任や助手、事務職員の他、大妻 Web メールや事務職員によるきめ細かな学習指導等が行われていることから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断できる。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到係る状況】

毎年、卒業時に授業や教員などについての満足度調査（別添資料 3-2-②-1）を実施しており、本学に入学してからの満足度や不満足度を把握している。また、平成 18 年度には学生生活の実態や意識・動向を把握するため、学生生活実態調査（別添資料 7-1-③-1）を実施した。学生の要望を把握するため、16 年間継続して実施している学長と学生の代表である学友会会長との懇談会やクラス指導主任と各クラスの学生との懇談会を開催したり、26 年間継続して実施している学友会主催のリーダーズキャンプに教職員が毎年参加し、学生の意見を聞く体制を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業時に行う満足度調査、在学の学生生活実態調査や学長と学友会会長との懇談会などを通して、学習支援に関する学生のニーズを多方面から適切に把握している。

観点 7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

現在、本学には留学生、社会人学生、障害のある学生は在籍していないが、クラス指導主任、学科の助手及び事務職員により、一人ひとりの状況に応じて学習相談、学習支援等を実施できる体制を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことができると判断できる。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

I T環境下での学生の利便性を確保するため、入学時に学生全員にメールアカウントが与えられ、大妻 Web メールを利用して学内外からのメール送受信を可能にしている。また、統合認証システムの採用により、学生は所属するキャンパス以外のキャンパスからでも学内ネットワークにアクセスすることが可能であり、一人ひとりの学生のために、学内のサーバー上に各 100MB の保存領域を設けている。自学自習用には 100 席を超す情報処理用自習ブースを設置、その他、284 席の情報処理実習室内の座席を授業で使用しない時間は開放し、学生のニーズに対応している。学寮にも情報処理自習室を設置し、寮生への配慮も行っている。視聴覚設備を整えた教室は 34 室あり、授業での使用時間を除き、ビデオ、OHP、スライドなどが自由に利用できるようにしている。また、情報メディアセンターには学習支援部門、教材制作部門、計算機部門があり、情報処理関係施設を利用する学生からの様々な質問にも専門のスタッフが適宜対応するなど、学生の自主的学習のための支援体制を整えている。

図書館は通常 9 時から 19 時まで（土曜日は 17 時まで）開館している。（資料 7-B）

資料 7-B 図書館の開館時間、情報処理自習室及びパソコン設置場所と利用時間

○ 千代田校・狭山台校・多摩校図書館の開館時間

	平日	土曜日
千代田校	9:00～19:00(17:00)	9:00～17:00(15:00)
狭山台校	9:00～17:50(17:00)	9:00～13:30
多摩校	9:00～19:00(17:00)	9:00～17:00(15:00)

（ ）は授業のない日の閉館時間

○ 情報処理自習室及びパソコン設置場所と利用時間（千代田キャンパス）

情報処理教室も授業で使われていない時には、自由に利用できます。

校舎	設置場所等	教室名等	利用時間
大学校舎 B 棟	2 階 232	情報処理教室	必要に応じて開放
	2 階 235	情報処理教室	
大学校舎 C 棟	3 階 370	情報処理教室	必要に応じて開放
	3 階 373	情報処理教室	
本館	地下 2 階 012	情報処理自習室	月～金 9:00～20:00 土 9:00～13:00
	8 階 801	教材制作コーナー	月～金 9:00～17:00

			土 9:00~12:30
図書館棟	地下1階	AV/情報メディア ルーム	月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00
別館2	5階	就職資料室	月~金 8:30~16:30 土 8:30~13:00
大学校舎	地下1階アトリウム 3階エントランス	ネット・ステーシ ョン	月~土 9:00~20:00 (インターネットのみ利用可)

なお、図書館閉館後の対応として、各教員の個人研究図書については、保管リストを作成し、教員が保管している研究室で常時閲覧できるよう補っている。また、AV・情報メディアルーム等で、インターネット検索や論文作成などに自由に利用できるよう、学内のネットワークと接続したパソコンやビデオ、DVD、CD、AVシアターなどが利用できる体制を整えているとともに、共同で調査や討論ができるグループ閲覧室、学習室の他、一般雑誌、新聞などの閲覧室や個人用閲覧席のキャレル室も完備されている。

併設大学の多摩キャンパス及び狭山台キャンパスにも図書館が設置されており、本短期大学部の学生も常時利用できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

情報処理教室はもちろんのこと、学生が集まるラウンジや情報処理自習室へのパソコン配置などIT環境は十分に整っており、有効に活用されている。情報メディアセンターによる学習支援及び図書館の施設・設備とも学生の自主的学習に必要な環境は十分に整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学には学生全員で組織する学友会があり、学生の自主的な運営によって種々の活動（春季・秋季年2回の学友会総会、新入生歓迎会、リーダーズキャンプ、文化祭・体育祭の主催）を行っている。また、文化祭実行委員会・体育祭実行委員会が組織されている。本学では、課外活動に積極的に参加することを勧めており、平成18年度文化部連絡協議会に参加している団体は44団体で部員数は72名、体育部連絡協議会に参加している団体は26団体で部員数は44名で、課外活動への参加者総数は、116名である。各団体の活動にあたっては、専任教員が顧問を務め、学生への指導助言を行っている。また、新入生に課外活動団体を紹介するため、小冊子「課外活動のすすめ」（別添資料7-2-②-1）を作成して全員に配付している。

課外活動への支援は、主に学生委員会及び学生支援グループが担当し、学友会、課外活動等各種団体に対するアドバイスや文化祭・体育祭等学生主催の行事の運営、準備・実施を支援している。学友会をはじめ課外活動団体に対し、校舎内に学友会活動室及び部室を設けている。

各団体に対する経済的支援は、学友会費からの助成金以外に、父母を会員とする「千鳥会」から助成金がある。助成金以外には、1年間の活動結果が優秀と認められた団体に対して、学長が表彰するとともに、褒賞金（5万円）を支給しており、平成18年度は8団体がこれを受けた。

学生生活に必要な情報を周知するため、学生生活の手引き（別添資料 7-2-②-2）を作成し、新入生全員に配付している。学生委員会では、学生に関わる様々な問題が発生した場合の対応について担当するとともに、必要に応じて学生委員会と学生代表の学友会執行部との懇談会を行うなど、学生の意見等を汲み取って適切に支援している。

また、学友会主催により 2 日間の日程で毎年夏季休業期間中に実施しているリーダーズキャンプに、平成 18 年度は教職員 20 名がオブザーバーとして参加した。

【分析結果とその根拠理由】

学生の課外活動に必要な施設・設備は十分に整えられている。また、指導・助言には学生委員会、学生支援グループの教職員及び各団体の顧問教員が協力してあたり、財政的な支援も学友会費及び父母会である千鳥会からの助成金により行われており、課外活動への支援は適切に行われていると判断できる。なお、課外活動への参加学生は全学生の 7 % と低くなっているため、今後、参加学生が増加し、課外活動の活性化が図られるよう、更なる支援の検討が必要である。

観点 7-3-①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生の心身の健康保持増進のため健康センター及び学生相談センターを設け、大妻女子大学健康センター規程、大妻女子大学学生相談センター規程を制定し、学生の保健管理や学生相談の方針を審議するため、教職員による保健管理委員会及び学生相談委員会を組織している。学生の心身上の問題については、保健管理委員会及び学生相談委員会を中心に対応しており、その活動内容は、毎年「健康センター活動報告」（別添資料 7-3-①-1）、「学生相談センター活動報告」（別添資料 7-3-①-2）として学生委員会及び教授会に報告している。

健康センターには常勤の医師、専任及び非常勤の看護師、学生相談センターには専任及び非常勤のカウンセラーを配置し、各種相談、助言、支援体制を整備し、連携しながら運営されている。

また、学生が気軽に自由に利用できる学生談話室を学生相談室に隣接して設置し、学生の年齢に近いカウンセラーを配置し、悩みをもつ学生に対する支援体制を整えている。

各種ハラスメントについては、大妻学院セクシュアル・ハラスメント等防止対策に関する指針、同防止対策規程、同相談員設置内規、同調査委員会規程に基づく体制が整えられている。具体的には、相談窓口として、大妻学院セクシュアル・ハラスメント相談員を置き、学生・教職員からの相談、苦情に対応する体制が整備され、問題が生じた場合には、大妻学院懲戒審査委員会規程により当該事項を審議する委員会が設置されている。

就職支援については、専任職員による窓口相談のほか、キャリア支援講座、企業研究会、各種就職対策講座などを実施し、就職活動の支援体制の整備・充実を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、学生に必要な相談・助言体制は十分に整備され、機能していると判断できる。

観点 7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学長と学友会長との懇談会、学生委員会と学友会執行部との懇談会、学生支援グループの職員と学生の代表者である学友会執行部・文化部連絡協議会及び体育部連絡協議会との意見交換やリーダーズキャンプなどの機会をとらえて、学生からの意見を把握している。

学生生活実態調査（別添資料 7-1-③-1）でも、生活面に関する学生の状況を調査・分析し、学生の要望の把握に積極的な取組を行っている。

学寮は、希望する学生は全員入寮できる体制を整え、寮生活についてのアンケート調査（別添資料 7-3-②-1）を実施し、また、教職員と寮生代表の懇談会等により、より快適な学寮生活の支援体制を整えている。

また、一人暮らしを希望する学生に対しては、(株)大妻サポート（平成 18 年 6 月大妻学院の全額出資会社）が厳選した学生会館や学生マンションの斡旋サービス等の生活支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

多様化する学生のニーズについて、各方面から情報を収集しており、学生の生活支援等に関するニーズは適切に把握されていると判断できる。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

現在、本学には留学生等は在籍していないが、クラス指導主任、学科の助手及び教育・学生支援センター職員が、個別に種々の生活支援を行う体制を整えている。経済的な面では、私費外国人留学生の学生納付金減免制度を設け、年間授業料の 30%を限度として減免する制度が設けられている。また、文部科学省の「私費外国人留学生学習奨励費」あるいは民間団体の奨学金の斡旋を行っている。

また、障害のある学生への支援として、車いす専用トイレを本館、図書館棟には設けているが、校舎には未整備である。

【分析結果とその根拠理由】

外国人留学生等の生活面における支援は、学費減免制度の実施、奨学金の斡旋、教員・助手・職員による個別の支援が行える状況になっており、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援は適切に行われる体制が整えられている。しかし、障害を持つ学生に対して、施設面の充実が必要である。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学独自の奨学金制度として、大妻女子大学育英奨学金（給与額 2 万円／月）、学校法人大妻学院特別育英奨学金

(給与額2万円/月)、財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金(給与額2万円/月)があり、各奨学金奨学生選考委員会において審議のうえ、平成18年度は奨学金受給希望者16名に対して、11名を採用した。(資料7-C) また、協定校への海外留学をする学生を対象として、大妻女子大学短期大学部海外留学奨学金(本学授業料の90%・教育充実費の全額相当額)が設けられている。日本学生支援機構の奨学金受給者(資料7-D)は、平成18年10月31日現在291名であり、学生全体の18.4%となっている。その他、各自治体や民間団体が募集している奨学金についても、学生支援グループが情報提供や出願手続き等に関して積極的に支援している。

授業料の免除、減免に関しては、大妻女子大学学生納付金減免規程、災害罹災学生に対する学生納付金減免規程、私費外国人留学生の学生納付金減免規程により、水害、地震等により被災した学生、私費外国人留学生への経済的支援等を行っている。なお、様々な事由により学費の納入が困難な学生には学費延納願により納入時期を延期できるように配慮している。

資料7-C 本学独自の奨学金 奨学生数 (平成18年4月～19年3月)

奨学金の名称	学科専攻		人数
大妻女子大学育英奨学金	英文科		2
大妻学院特別育英奨学金	家政科	家政専攻	2
		食物栄養専攻	4
	国文科		1
	英文科		1
大妻コタカ記念会育英奨学金	家政科	家政専攻	1
合 計			11

(平成18年11月教授会配布資料、11月14日)

資料7-D 日本学生支援機構奨学金 奨学生数 (平成18年10月31日現在)

学科専攻		第一種	第二種
家政科	家政専攻	25	50
	食物栄養専攻	29	60
国文科		20	47
英文科		12	48
小 計		86	205
合 計		291	

遠隔地出身者のために入寮を希望する学生は全員入寮できる学寮を設置し、居住費、光熱費、食費等を含め月約5万円と市場価格より低い価格で生活できるよう支援をし、現在94名の学生(全学生数の5.9%)が在寮している。

【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構や民間団体などの各種奨学金制度を学生に推奨するとともに、本学独自の奨学金制度についても奨学生選考委員会において審査のうえ受給学生を決定し、全学生の約19.2%の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。授業料の減免・免除については、災害等の被災を受けた学生、私費外国人留学生に対し減免・免除規程により支援体制が整えられている。

また、学寮が設置されており、希望する学生は全員入寮できる体制を整備している。

以上のことから、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 新入生に対するガイダンスを有効に実施するため、履修ガイド、シラバス等のガイダンス資料を入学前に送付するとともに入学後、学科・専攻・学年・クラスごとにガイダンスをきめ細かく実施している。
- ・ 新入生オリエンテーションを実施し、学科・専攻の教員、クラス指導主任と学生との懇親や友人を得る好機としてきめ細やかな指導を行っている。
- ・ 26 年間続いているリーダーズキャンプでの学生との意見交換や 16 年間継続して実施している学長と学友会会長との懇談会等、学生の意見を積極的に汲み入れる体制を整えている。
- ・ 学生全員に大妻 Web メールアドレスを与え、インターネットの活用等、IT 環境の充実に積極的に取り組んでいる。
- ・ 本学独自の学生寮を設置し、希望する学生は全員入寮できる体制を整え、寮生からのアンケートや懇談会等により意見を把握し、学生生活を積極的に支援している。
- ・ 学生が気軽に自由に利用できる学生談話室を学生相談室に隣接して設置し、学生の年齢に近いカウンセラーを配置し、悩みを持つ学生に対する支援体制を整えている。
- ・ 3 種類の本学独自の奨学金制度を設け、入学後経済的に困窮した学生に対して積極的に支援をしている。
- ・ 学生納付金減免制度を設けて災害被災者や外国人留学生等の経済的に困窮した学生の支援をしている。

【改善を要する点】

- ・ 障害を持つ学生を支援するためのバリアフリー化が十分でないため、今後整備する必要がある。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

学生の学習支援に関しては、各年度の授業開始前のガイダンス期間に学科・専攻・学年・クラス別に、建学の理念、カリキュラムの内容、学習目標、履修方法等について、教務委員、クラス指導主任、教育・学生支援センター職員から適切な指導が行われている。授業開始後の学習支援については、大妻 Web メールなどを利用して、クラス指導主任、学科の助手、教育・学生支援センター職員が個別に対応しているほか、各教員が設けているオフィスアワーにより適切に支援している。

学生の多様な意見を汲み上げるため、昭和 56 年から実施している学友会主催のリーダーズキャンプに教職員も毎年参加し学生との意見交換を行ったり、学長と各キャンパスの学友会長との懇談会を平成 3 年から毎年実施している。また、学生のニーズを把握するため、学生生活実態調査を実施し、その結果を学生支援に反映させている。

学生の自主的な学習を支援するため、ラウンジ、自習室、情報処理実習室等にパソコンを 380 台以上設置し、学生がインターネット検索や論文作成などに自由に利用できるような環境を整えているとともに、図書館や情報メディアセンターなど、学生が自学自習を行う場所も設置され十分に活用されている。課外活動への支援は、顧問教員を置くほか、各課外活動団体へ活動場所の提供、活動に対する助成金を交付している。学生委員会、学生支援グループの教職員が、学友会、文化部・体育部連絡協議会と情報・意見交換会を実施して、課外活動がスムーズに行えるよう助言するとともに、体育祭・文化祭等学生主催の行事の運営、準備、実施を支援している。

学生生活への支援については、健康センター、学生相談センターを設置し、学生の様々な心と体の悩みの相談に

対応できる体制を整えている。特に学生相談室に隣接して学生談話室を設け、悩みを持っている学生に対してカウンセラーが適切にアドバイスしている。また、クラス指導主任と学生との懇談会を実施している。

就職支援に関しては、キャリア支援センターを設置し、専任職員による窓口相談を常時実施するとともに、キャリア支援講座、各種就職対策講座を入学直後から実施するなど、学生生活に関する必要な相談・助言体制は整備され、機能している。

経済面の支援については、本学独自の奨学金制度を設けているほか、日本学生支援機構や各種民間団体の奨学金を推奨し、全学生の約2割が奨学金の貸与若しくは給付を受けている。また、災害等の被災を受けた学生、私費外国人留学生に対しては、学費の減免を行い、支援をしている。

学寮については、希望する学生は全員入寮ができる体制を整えている。

以上のことから、履修指導、相談・助言体制等の学習支援、課外活動等に対する支援、生活、経済援助等に関する相談・助言、支援及び就職やキャリアアップに関する相談・助言、支援は適切に行われており、学習環境は整備され機能している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到る状況】

本学の校地面積（別添資料 8-1-①-1）（資料 8-A）は、千代田校地 11,369.47 m²、狭山台校地 98,602.00 m²、多摩校地 83,802.00 m²で、合計 193,773.47 m²（内、運動場用地 138,449.09 m²）を有し、短期大学設置基準及び大学設置基準の規定により算出される必要な面積（短大：収容定員 1,400 人×10 m²+大学：収容定員 5,600 人×10 m²=70,000 m²）を大幅に上回っている。この他に千代田キャンパスに収益事業敷地 3,130.66 m²、加賀寮敷地 3,490.30 m²を、狭山台キャンパスに狭山台寮敷地 11,362.00 m²を有している。

資料 8-A 校地面積の概要一覧

区分	地 区	短大専用(m ²)	大学と共用(m ²)	大学専用(m ²)	計(m ²)	設置基準(m ²)
校舎 敷地	千代田	0	10,773.38	0	10,773.38	短・大合計 70,000 m ²
	狭山台	0	0	15,201.00	15,201.00	
	多 摩	0	0	29,350.00	29,350.00	
運 動 場	千代田	0	596.09	0	596.09	
	狭山台	0	83,401.00	0	83,401.00	
	多 摩	0	0	54,452.00	54,452.00	
小計		0	94,770.47	99,003.00	193,773.47	
その他	収益事業	0	3,130.66	0	3,130.66	
	寄宿舍	0	3,490.30	11,362.00	14,852.30	

また、校舎面積（別添資料 8-1-①-2）（資料 8-B）は、千代田校舎 38,740.99 m²、狭山台校舎 13,508.02 m²、多摩校舎 32,125.14 m²（大学専用）で、合計 84,374.15 m²を有し、短期大学設置基準及び大学設置基準の規定により算出される必要な面積（短期大学部：家政科 5,350 m²、国文科・英文科 3,050 m²、大学：家政学部 10,910 m²、文学部 5,123 m²、社会情報学部 6,280 m²、人間関係学部 4,462 m²、比較文化学部 2,974 m²、合計 38,150 m²）を大幅に上回っている。

この他に千代田キャンパスには講堂 1,870.72 m²、体育施設 2,128.79 m²、加賀寮 8,949.80 m²が、また併設大学施設として狭山台キャンパスに体育施設 2,224.79 m²、狭山台寮 9,327.52 m²が、多摩キャンパスに体育施設 1,118.30 m²を有している。

資料 8-B 校舎等面積の概要一覧

区分	地 区	短大専用(m ²)	大学と共用(m ²)	大学専用(m ²)	計(m ²)	設置基準(m ²)
校 舎	千代田	2,546.03	29,381.30	6,813.66	38,740.99	短・大合計 38,150 m ²
	狭山台	0	0	13,508.02	13,508.02	
	多 摩	0	0	32,125.14	32,125.14	
小計		2,546.03	29,381.30	52,446.82	84,374.15	
講堂・ 体育施 設等	千代田		3,999.51		3,999.51	
	狭山台			2,224.79	2,224.79	
	多摩			1,118.30	1,118.30	

教育研究施設（別添資料 8-1-①-3）としては、併設大学と共用で講義室（44 室）・演習室（7 室）は 3,883.75 m²、収容人数 4,807 人である。このうち 34 室に視聴覚関係の設備を整え、多様な方法により授業が実施できるようにしている。

学生 1 人あたりの校舎面積は約 1.2 m²で、1 人あたり座席数は約 1.5 席である。実験・実習室(38 室)は 4,363.79 m²で、家政科で主に利用する被服・デザイン関係、調理・食品・栄養関係、生物・化学関係の実験・実習室並びに全学で利用する情報処理教室、LL 教室、CALL 教室などがある。特に情報処理関係については、102 席からなる情報処理学習用スペースがある。以上のように家政系の実験・実習科目、本学で取得できる栄養士の資格や語学教育・情報教育で必要とされる実習・実験の施設・設備は完備され、有効に活用されている。研究室は実験設備を備えている家政系の研究室、文系は教員 1 人に 1 研究室、各学科の助手がいる共同研究室があり、全体で 123 室、1,554.10 m²である。

図書館は 3,837.93 m²（併設大学と共用）で収容可能冊数 500,000 冊、蔵書数 170,640 冊、座席数 412 席で全学生数の約 12.5%の席が確保されているとともに AV・情報メディアルームにあるパソコンは、学内のネットワークにつながっており、学生・教職員がインターネット検索や論文作成などに自由に利用できるなど、情報リテラシー教育を支援している。（資料 8-C）なお、図書館は IC 学生証・教職員証により入館がスムーズに行える入館ゲートシステムを利用している。また、狭山台キャンパス及び多摩キャンパスにある図書館を短期大学部の学生も利用することができ、3 キャンパス合計の収容可能冊数は 811,500 冊、蔵書数は 386,660 冊、座席数は 949 席である。

資料 8-C 図書館における学生使用可能パソコン

場 所	台数	備 考
千代田校本館 1 室（AV 情報メディアルーム）	43 台	うち Microsoft Office 使用可能なのは 19 台
狭山台校分館 1 室（PC コーナー）	2 台	2 台とも Microsoft Office 使用可能
多摩校分館 1 室（メディアルーム）	12 台	Microsoft Office 使用不可

体育施設は 2,128.79 m²（併設大学と共用）で、体育館・トレーニングルームが設置され、体育の授業、課外活動等に、大妻講堂は 1,870.72 m²（併設大学と共用）で座席数 1,203 席、各種ガイダンスやパイプオルガンの定期演奏会等による情操教育にそれぞれ利用するなど、有効に活用されている。

学生寮は 8,949.80 m²（併設大学と共用）で収容人員 346 人、遠隔地出身の入学者で希望する学生は全員入寮することができ、現在 94 名の学生（全学生の約 5.9%）が入寮している。

バリアフリー化は、図書館から整備を始め、身障者用のトイレ、車いす用のスロープ、エレベーター、自動扉などの設備が整っているが、今後、校舎についても順次バリアフリー化の充実に努めて行く予定である。

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積は設置基準面積の約3倍、校舎面積は設置基準面積の約2倍あり、基準を大幅に上回っている。教育・研究の施設・設備については、講義・演習室の半数以上に視聴覚関係機器が設置され、多様な授業に対応できるようにしてある。家政科で主に利用する実験・実習室の施設・設備や語学・情報処理教育で利用するCALL教室、情報処理で利用する情報処理教室など多様な方法で授業ができるよう施設・設備は充実している。また、自習室、図書館、体育施設、研究室、学生寮なども完備されている。短期大学教育をより充実させるための附属施設の設置や施設のバリアフリー化にも取り組み始めており、本学の教育・研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断できる。

観点8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

マルチメディアやコンピュータを利用した教材・資料の提示など、多様化する授業方法に対応するため、また、情報処理関連の授業実践のため、視聴覚教室34室、情報処理教室4室、CALL教室1室と情報処理関連の自習専用スペースとして102席（大学と一部共用）、図書館に43席を確保している。なお、情報処理関連の施設は授業の空き時間に学生の自習用に開放されている。

これらの座席に設置された全てのコンピュータは、高速性を確保するために基幹部に光ケーブルを使い、外部インターネットへは100Mbpsの高速回線で接続するネットワークで結ばれている。また、本学ではコタカネットと呼ばれる短期大学部及び大学全体に跨るネットワーク（別添資料8-1-②-1）を学内に構築し、全教職員にメールアドレスを配付して利用に供している。学生には学内でのWeb閲覧はもとより、入学時に全員にメールアドレスが配付され、学内外からのメール送受信を可能にしている。その他、統合認証システムの採用により、学生は所属するキャンパス以外のキャンパスからでもネットワーク利用が可能であり、授業、自学自習の学習結果については、サーバー上設けられた学生1人に対して100MBの保存領域を利用できるようにしている。

なお、これらの情報処理関連施設・設備の運営に関しては、専門的知識を有するスタッフからなる情報メディアセンターを設置し、維持・管理及び相談業務を行っている。また、証明書自動発行機（パピルスメイト）を設置し、どのキャンパスからでも各種証明書や学割等が入手できるよう便宜を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

情報ネットワークの整備状況については、短期大学部及び大学全体に跨るネットワークが構築されており、全学生及び全教職員にメールアドレスが配付され利用に供している。また、情報ネットワークを利用可能な情報処理教室、自習室、図書館などに設置してあるコンピュータは、光ケーブルを使い外部インターネットへ高速回線で接続が可能であり、授業時間外にも使用できるように配慮を行っている。学生のニーズにも対応しているとともに、ラウンジにもパソコンを配置して利便性を図り、情報メディアの専門的知識を有するスタッフが利用者への支援を行うなど、学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

図書館は、図書館規則、図書館資料の収集及び管理に関する規程等により図書館の運営方針などが定められ、図書館運営委員会や図書委員会（資料 8-D）により運営が行われている。その運用・利用方法は学生に配付される図書館利用のしおり、各種冊子・パンフレットで明示され、運用に関する規定は図書館内掲示やホームページに掲載し、周知している。

資料 8-D 図書館関連規定

○ 図書館運営委員会の任務と組織（大妻女子大学図書館運営委員会規程）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館運営の方針及び大綱
- (2) 図書館に関する規則等の制定改廃
- (3) 図書館に関する予算の大綱
- (4) 図書館資料収集の基本方針
- (5) その他必要な事項

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部及び短期大学部から選出された専任教員 各 2 名
- (2) 附置研究所から選出された専任教員 1 名
- (3) 情報メディアセンター所長
- (4) 事務局長、教育・学生支援センター部長、多摩事務部長、狭山台事務室課長
- (5) その他必要に応じて館長の委嘱する者 若干名

（出典 図書館運営委員会規程）

○ 図書委員会の任務と組織（大妻女子大学図書委員会規程）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館資料の収集に関する予算
- (2) 図書館資料の選択
- (3) 購入雑誌の選定
- (4) 図書館資料の保存及び廃棄
- (5) 移管図書を選定
- (6) その他必要な事項

第 3 条 委員会は、各学部教授会から選出される図書委員各 6 名をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員の互選による。

（出典 図書委員会規程）

情報メディア関係施設・設備（情報処理教室・自習室・視聴覚教室・メディア制作実習室・メディア制作室・教材制作コーナー）に関しては、専門スタッフで構成される情報メディアセンターに計算機部門・学習支援部門・

教材制作部門を設置し、情報メディアセンター規程で運営方針などが定められ、情報メディアセンター運営委員会（資料 8-E）により運営がなされている。情報メディアセンターでは利用の案内などを作成し、学生・教職員に利用規定を周知している。

学生相談室、保健室、就職関係資料室、体育館施設、課外活動施設などの利用方法は、各種パンフレット、学生生活の手引き、履修ガイド、就職ガイド等の冊子で周知し、新入生ガイダンスで担当職員が各施設の利用方法・注意点などを説明している。なお、各種の規程については、本学のホームページ（本学教職員専用ページ）に掲載し、構成員に周知させている。

資料 8-E 情報メディアセンター関連規定

○ 情報メディアセンターの業務（大妻女子大学情報メディアセンター規程）

第 2 条 センターは、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部の共通の附属施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報処理及び情報メディアの教育に関する業務
 - (2) 教職員に対する情報処理及び情報メディアの教育に関する講習
 - (3) 学生に対する情報処理及び情報メディア等の補完教育に関する計画の立案並びにこれらに関する業務
 - (4) 情報処理及び情報メディアの教育に関する施設の維持管理
 - (5) 大妻女子大学学術情報ネットワークに関する業務
 - (6) その他学校法人大妻学院の要請による情報処理及び情報メディアに関する業務
- 2 センターに前項の業務を行うため、計算機部門、学習支援部門及び教材制作部門を置く。
- 3 センターは大妻学院多摩校に置くものとし、千代田校及び狭山台校にそれぞれセンター分室を置くことができる。

（出典 情報メディアセンター規程）

○ 情報メディアセンター運営委員会の業務と組織（大妻女子大学情報メディアセンター運営委員会規程）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報メディアセンター（以下「センター」という。）の運営の方針及び大綱
- (2) センターの運営に関する規程等の制定改廃
- (3) センターの運営に関する予算の大綱
- (4) 情報処理及び情報メディアの教育に関する施設設備の整備に関する事項
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 各学部及び短期大学部から選出された専任教員 各 2 名
- (3) 事務局長、教育・学生支援センター部長、多摩事務部長及び狭山台事務室課長
- (4) その他所長の委嘱する者 若干名

（出典 情報メディアセンター運営委員会規程）

【分析結果とその根拠理由】

各施設・設備については、その運用・利用方法が学生に配布されている各種冊子・パンフレットで明確に説明がされており、運用に関する規程についてもホームページに掲載するなど、構成員に周知されている。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に

活用されているか。

【観点に係る状況】

図書館は併設大学と共用で、司書資格を持つ職員が、図書、学術雑誌、視聴覚資料を収集・分類・整理し、利用者に効率的に提供し管理している。(別添資料 8-2-①-1) (資料 8-F)

本学に所蔵していない資料も、国立国会図書館や他大学との相互協力体制をとり閲覧可能になっている。図書館ホームページ (<http://www.lib.otsuma.ac.jp/>) では、学内・学外利用者が、図書館及びその所蔵資料を有効に利用できるよう、「利用案内」「蔵書検索」「各種データベース・電子ジャーナルへのリンク」の情報提供やガイダンス (別添資料 8-2-①-2) を実施し支援している。

また、図書館は、卒業生・元教職員も利用でき、千代田校図書館は教育・研究協定により千代田区民や他大学関係者に、多摩校図書館は単位互換協定により他大学の学生に開放している。

資料 8-F 蔵書数 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

	和図書	洋図書	図書合計	和雑誌	洋雑誌	雑誌合計	視聴覚資料
千代田	134,119 冊	36,521 冊	170,640 冊	3,156 種	702 種	3,858 種	1,587 点
狭 山	86,053 冊	20,147 冊	106,200 冊	1,130 種	503 種	1,633 種	830 点
多 摩	85,062 冊	24,758 冊	109,820 冊	1,356 種	431 種	1,787 種	3,409 点
合 計	305,234 冊	81,426 冊	386,660 冊	※4,675 種	※1,414 種	※6,089 種	5,826 点

※ 雑誌の合計は重複タイトルを除く

【分析結果とその根拠理由】

各学科予算で購入する資料については、教員が専門図書及び学術雑誌を選定し、図書館が購入する。教養・学習用資料については、主に図書館が選定し収集しており、図書、学術雑誌、視聴覚資料等が系統的に整備されているとともに、Web 版の蔵書目録により、自宅・研究室等からでも短期大学部のある千代田キャンパスはもちろんのこと多摩キャンパス及び狭山台キャンパスの資料を検索でき、他キャンパスの所蔵資料も迅速に入手できるよう便宜を図るなど、教育・研究上必要な資料は系統的に整備され、有効に活用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 遠隔地出身者で入寮を希望する場合は、全員入寮できる施設を備えている。
- ・ 大妻講堂にパイプオルガンを設置し、定期演奏会を開催するなど情操教育等に活用している。
- ・ 統合認証システムを採用し、学生は所属するキャンパス以外のキャンパスからでもネットワーク利用が可能となっている。
- ・ 自動証明書発行機を設置し、どのキャンパスでも学生は各種証明書や学割を入手することができるシステムを整備している。
- ・ 学生の集まるラウンジにもパソコンを配置して利便性を図っている。

【改善を要する点】

- ・ 図書館のバリアフリー化は整備されているが、校舎のバリアフリー化への改善が必要である。

- ・ 校舎は短期大学部と大学が共用しているため、教室等の稼働率が高いので、今後施設の拡充等が必要である。

（３）基準 8 の自己評価の概要

本学の校地面積は設置基準の約 3 倍、校舎面積は設置基準の約 2 倍あり、基準を上回っている。教育・研究の施設・設備については、講義・演習室の半数以上に視聴覚関係機器を設置、家政科で利用する実験・実習室の施設・設備や語学教育、情報処理教育で利用するCALL教室、情報処理教室など多様な方法で授業ができるよう施設・設備を整えている。また、自習室、図書館、体育施設、研究室、学生寮なども完備されるなど、本学の教育・研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備は整備され、有効に活用されている。さらには、施設のバリアフリー化にも取り組み始めている。

情報ネットワークは、短期大学部及び大学全体に跨るシステムが構築され、全学生・教職員は大学から与えられたアカウントにより、研究室、情報処理関係施設、自習室、図書館などのコンピュータを自由に利用し、教育、研究、授業、自学自習に活用している。各施設・設備の利用については、学生・教職員に配布している各種冊子・パンフレット・利用の手引きなどで説明がされており、運用に関する規程についてもホームページに掲載するなど、構成員に周知されている。

図書館については、自学自習のため施設・設備が整えられているとともに、専門図書、学術雑誌、教養・学習用資料、視聴覚資料等が系統的に整備されている。また、Web 版の蔵書目録により、自宅・研究室等からでも短期大学部のある千代田キャンパスはもちろん多摩キャンパス及び狭山台キャンパスの資料を検索できるなどの環境により有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

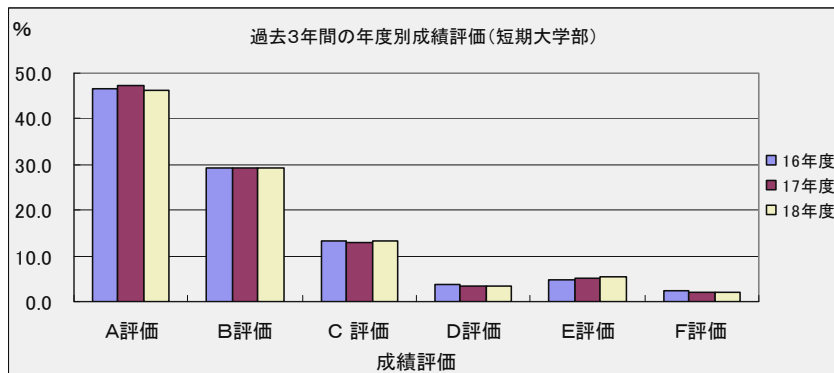
(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の状況を示す資料として、シラバス（別添資料 5-1-③-1）、出講一覧（別添資料 9-1-①-1）、休講情報（別添資料 9-1-①-2）、各教員による授業の記録等があげられる。学生の履修状況・単位取得状況及び成績はデータ化され、年度別成績評価（資料 9-A）や学年ごとの追跡調査（別添資料 4-2-④-1）各種の集計に利用することができる。また、具体的な授業内容を示すデータ（授業中に配付したプリント）等（別添資料 9-1-①-3）は担当教員によって適宜蓄積されている。さらに、学生による授業評価をはじめ教育活動の実態は「FD活動報告書」（別添資料 3-2-②-1）（資料 9-B）に記述し保存され、教員の閲覧に供している。

資料 9-A 過去 3 年間の年度別成績評価



資料 9-B 平成 18 年度「FD活動報告書」概要目次

報告書の刊行にあたって—教育活動の点検と評価—	
目 次	
I	平成 18 年度短期大学部 FD 活動全般について
II	「授業に関するアンケート」について
	1. アンケートの実施・回収・集計および今後の課題について
	2. 評定平均および自由記入欄について
	3. 教員に対するアンケート結果について
III	オフィスアワーについて
IV	父母懇談会について
V	ホームページについて
VI	授業公開について
VII	成績評価の公平性について
VIII	学習支援活動について
IX	満足度調査について
	<資料編>
X	おわりに

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動の状況を示す資料やデータは、教育支援グループ及び個々の教員によって収集、蓄積されている。さらに、学生による授業評価をはじめ教育活動は年度ごとの「FD活動報告書」にまとめられており、教育活動の実態を示すデータ、資料が収集、蓄積されていると判断できる。

観点 9-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到に係る状況】

教育・授業の改善・向上を図るために、短期大学部FD委員会と全学FD委員会が中心となり、授業に関するアンケート（資料 9-C）を実施し、個別の授業について学生の意見・要望を汲み上げている。また、その結果を担当教員にフィードバックし、教員の自主改善を促している。さらに、クラス指導主任制度やオフィスアワーの設定等により学生の学習に関する質問を受け、授業と関わりの深い施設・設備について学生の意見・要望を聞く機会は日常的に設けられている。これらは、各学科会議や教授会、拡大常任理事会などを通じて、大学にフィードバックしている。なお、プライバシーポリシーの制定やハラスメント対策制度で、率直な意見を提出した学生が保護されるよう配慮されている。

学生の意見聴取や調査等の分析が、自己点検・評価に適切な形で反映できる体制にあり、その中で、携帯電話情報サービス（スマートフォン）の導入、履修結果の Web メール配信、受講者数の適正化、視聴覚機器設備のある教室の拡充、パソコンの増設、自習室の充実、図書館の利便性の向上等、学生や時代のニーズを踏まえた教育体制の設備に努めており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。

授業評価の結果を、次の授業に活かしている具体例には、①「板書が見にくい」という指摘について、書き方に留意して改めるように努力したい、②「話し方」「質問や意見を引き出す」「私語を注意する」という設問の評価が低かったので改善に努めたい、③「分かりにくい」という指摘については、板書やプリント使用など授業の方法を再検討したい、などがある。（別添資料 3-2-②-1 P. 24）

資料 9-C 学生による授業に関するアンケート実施状況（平成 18 年度）

(1) アンケートの実施期間

前期は、授業回数 11～12 回目にあたる 6 月 26 日（月）～7 月 8 日（土）までの 2 週間。後期は、授業回数 8～9 回目にあたる 11 月 13 日（月）～11 月 25 日（土）の 2 週間。原則として、第 1 週目に実施し、第 2 週目は予備日とした。

(2) 前期アンケート対象科目

①専任教員は 2 科目。必修・選択、1 年次・2 年次の配当、演習・講義、受講生数の多い科目を勘案し、受講生数が 10 名以下およびセミナー科目は対象から外した。教養科目 7 科目、家政科家政専攻 18 科目、家政科食物栄養専攻 15 科目、国文科 13 科目、英文科 16 科目の合計 69 科目。

②兼任教員は 1 科目。受講生の多い科目を FD 委員が選定した。教養科目は 45 科目、家政科家政専攻 14 科目、家政科食物栄養専攻 20 科目、国文科 19 科目、英文科 13 科目の合計 111 科目。

③アンケート対象科目は、専任兼任合計で 180 科目、対象学生数（履修登録者数）10,209 名。

(3) 後期アンケート対象科目

①専任教員は、前期後期共にアンケートを取るということで、後期は1科目に変更し、兼任教員と同様に受講生の多い科目をFD委員が選定した。教養科目5科目、家政科家政専攻7科目、家政科食物栄養専攻12科目、国文科8科目、英文科8科目の合計40科目。因みに16年度は78科目、17年度は76科目、18年度前期は69科目。

②兼任教員は、教養科目46科目、家政科家政専攻16科目、家政科食物栄養専攻16科目、国文科18科目、英文科9科目の合計105科目。因みに16年度は120科目、17年度は107科目、18年度前期は111科目。

③アンケート対象科目は、専任兼任合計で145科目、対象学生数（履修登録数）8,437名。因みに、16年度は対象科目数198科目、対象学生数11,151名、17年度は183科目、対象学生数10,235名、18年度前期は180科目、対象学生数10,209名。

（出典 平成18年度『FD活動報告書』P.3～4）

【分析結果とその根拠理由】

学生からの意見の聴取は、「授業に関するアンケート」をはじめ、様々な形で実施しており、その結果を踏まえ教員が改善の努力をしていることから、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断できる。

観点9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

同窓会（大妻コタカ記念会）で実施した「卒業生による大学評価アンケート」（別添資料 6-1-⑤-1）を同窓会誌「ふるさと」（別添資料 9-1-③-1）に掲載し、卒業生の意見・要望等を集約している。また、年2回、父母・教員懇談会を開催し、授業関係・学生生活・就職・寮関係についての意見・要望等を得る機会を設け、就職先関係者にも「企業から見た本学及び本学卒業生についてのアンケート調査」（別添資料 6-1-⑤-2）を行い、集計し学内に公表している。さらに、年1回非常勤講師と本学教職員との授業担当者懇談会及び懇親会（別添資料 9-1-③-2）を開催し、学生や父母の意見を反映した授業改善等の協議をしている。

これらを踏まえ、FD委員会や教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会などで検討している。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されていると判断できる。

観点9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価の結果は、FD委員会が集計し、分析したものを授業担当者に返却するとともに、教養科目及び各学科の専門科目の平均値をグラフ化し、まとめた「FD活動報告書」（別添資料 3-2-②-1）を教員全員に配付し、自主改善を促している。また、アンケートには自由記入欄を設けて学生の意見聴取を行い、教育の改善に役立てている。例えば、家政科では、「受講生が多すぎる」との意見が多数あり、教育効果を考慮して、選択

科目数を増加した。国文科では、文芸作品を作成したいとの声を汲み、「小説を書く」という科目を設定した。英文科では、授業が分かりにくいとの意見が多く見られ、「リーディング・ストラテジーズ」等を習熟度別授業とした。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果を授業担当者にフィードバックし、教員個人の教育の質的向上を促すとともに、学科では学生の評価を教育課程の改善に役立てており、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断できる。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到係る状況】

教員は、授業アンケートの評価結果等に基づいて、教育の質の向上を図る環境にあり、各教員は、評価結果に基づいて、担当科目の授業内容の向上、教材の選択、教授技術等に関する改善策を具体化する努力を行っている。

平成 18 年度「FD 活動報告書」（別添資料 3-2-②-1）における授業評価の自由記入欄の概評での、学生の評価で良かったと思う点には、教材の使い方がよい、時間のペース配分がよい、黒板の使い方がよい、声が大きく聞きやすいなどがあげられ、これらは学生の意見により改善が図られたことを示している。一方、授業のペースが速すぎてついていけない、黒板の字がきかない、私語には毅然とした態度を示すべきである、といった意見もあり、教授技術等の、今後の改善点への具体的な指摘として受け止め、改善したいという教員の意見も示されていた。評価が低かった理由の一例として、教材（テキスト・ビデオ等）選択の不適切性、該当科目への学生ニーズと担当者の考えの不一致、話し方や声の大きさ、板書の仕方や工夫不足、教室の物理的な条件不備などが挙げられており、これらに対しては、ほぼ自主的に改善されている。

また、予算化が必要な場合は、次年度事業計画（資料 9-D）に採用して改善している。

資料 9-D 平成 19 年度事業計画（視聴覚・情報処理関連設備等）

項 目	金 額
1. 千代田校 370・373 情報処理教室、自習室(20 台)更新	117,589,500 円
2. 多摩校 学部等間 LAN 回線増速	2,127,930 円
3. 千代田校 232・235 情報処理教室更新、情報処理自習室(40 台)更新	112,213,500 円
4. 千代田校 A 棟視聴覚教室 6 教室(266・366・450・464・564・664) 視聴覚設備更新工事	59,952,900 円
5. 多摩校 図書館棟情報処理教室(4264) アプリケーションソフト増設	6,554,100 円
6. 千代田校 本館 8 階スタジオシステム改修	24,032,400 円
7. 教員用ウィルス対策ソフトの全学的導入、スパムメール対策	2,682,750 円
8. 千代田校 プリント管理システム導入	29,452,500 円
9. コタカネット Web サーバの更新	4,259,325 円

【分析結果とその根拠理由】

個々の教員は、授業評価での受講生の意見を参考に、評価の結果に基づき、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、授業技術等の継続的な改善を行っているとは判断できる。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

全学FD委員会（資料 9-E）及び短期大学部FD委員会を設置して、FD研修会をはじめとする教員相互の公開授業やオフィスアワー等が全学的かつ組織的に展開され、学生による授業評価結果に対する教員の意見や改善策等が「FD活動報告書」（別添資料 3-2-②-1）にまとめられている。さらに、授業アンケートの方法や分析方法等について検討がなされ、平成 19 年度からは、併設大学も含め、全学共通の評価項目・様式による授業評価（資料 9-F）の実施を開始した。その中で、教員からの意見により、授業形態によっては回答しにくい設問について再検討し、必修科目、実習・実技科目の設問の改善を図った。

資料 9-E 大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程(抜粋)

（設置）

第 1 条 大妻女子大学及び短期大学部(以下「本学」という。)に、本学の教育の内容及び方法の検討、さらにそれらの組織的な研修、研究及び改善(以下「FD」という。)を推進するため、大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（審議事項）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1) FD の企画及び実施に関する事項
- 2) FD に関する情報の収集及び提供に関する事項
- 3) FD の実施に係わる支援及び評価に関する事項
- 4) 各学部等における FD 活動に関する事項
- 5) その他、委員会が必要と認める事項

資料 9-F 統一した授業評価項目例示

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 先生のこの授業の進め方について |
| ① | 先生の話し方は明瞭で聞き取りやすかった |
| ② | 教材資料提示（板書、プリント、OHP、ビデオ等）は授業の理解に役立った |
| ③ | 私語等の授業の妨げる行為に対して先生は適切な措置をした |
| ④ | 授業は学生の理解度を考慮しながら進められた |
| ⑤ | 質問や意見を引き出し、学生の積極的な参加を促した |
| ⑥ | 先生の学生に対する接し方は公平だった |
| ⑦ | 授業は先生の十分な準備と熱意をもって行われた |
| 2 | この授業の内容について |
| ⑧ | 授業は目標がはっきり示された |
| ⑨ | 授業の構成は体系的で把握しやすくまとまっていた |
| ⑩ | 授業の内容はわかりやすく興味深いものだった |
| ⑪ | 授業の内容はよく理解できるものであった |

⑫	授業は自分の将来にとって意味があると思う
⑬	授業科目の選択や学習時に「授業内容」（シラバス）は役立った
3	あなたのこの授業への取り組みについて
⑭	この授業にはつねに出席した
⑮	この授業のために予習または復習を欠かさなかった
⑯	授業中は私語をせず、携帯電話を切り、真剣に授業を受けた
⑰	授業中は質問したり、考えを述べたりして、積極的に参加した
⑱	この授業によって、未知の分野だったことへの関心が広がった
4	総合的な印象
⑲	総合的に見て、この授業を受けてよかったと思う
5	自由設定欄（学部独自：ex 担当教員がその場で設定する質問）
①	自由設定 1
②	自由設定 2

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、FD活動は全学FD委員会及び短期大学部FD委員会で行っており、基本的な授業評価等を実施し、それらの結果に対する改善策等は適切な方法で実施していると判断できる。

観点 9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

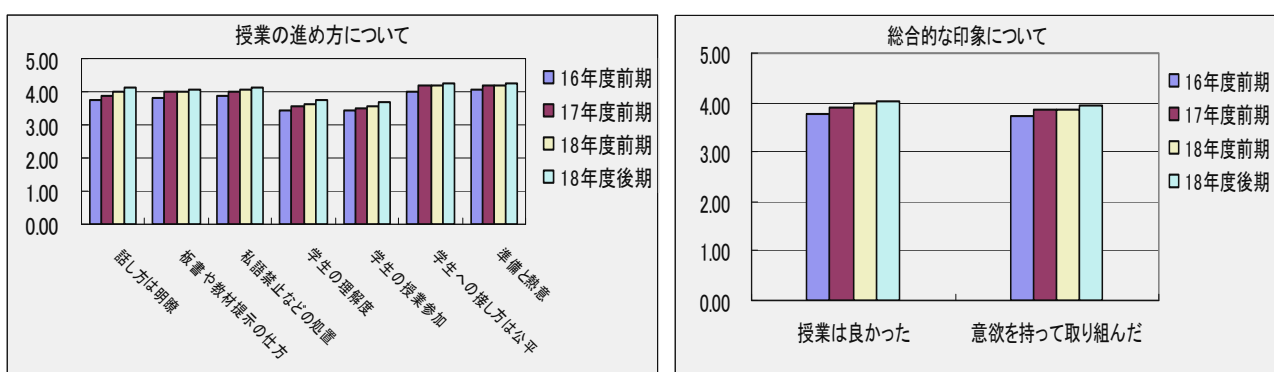
本学は、全学FD委員会、短期大学部FD委員会、教務委員会、教養教育委員会、教育・学生支援センターが連携をとりながら教育の推進を図っている。現在、さまざまな機会によって集められた意見や評価結果を整理・解析し、授業内容や方法とともに学習環境の改善やカリキュラム改訂の検討など、工夫しながらFD活動を行っている。

平成18年度「FD活動報告書」には、「これまでのアンケート結果を踏まえ、プリントの充実や楽しく授業をする工夫など様々な改善努力をしてきた」とする事例や、学生によるアンケート結果が有益な点として「自分の授業を相対的に客観視することができる」という教育の質の向上への評価がみられる。

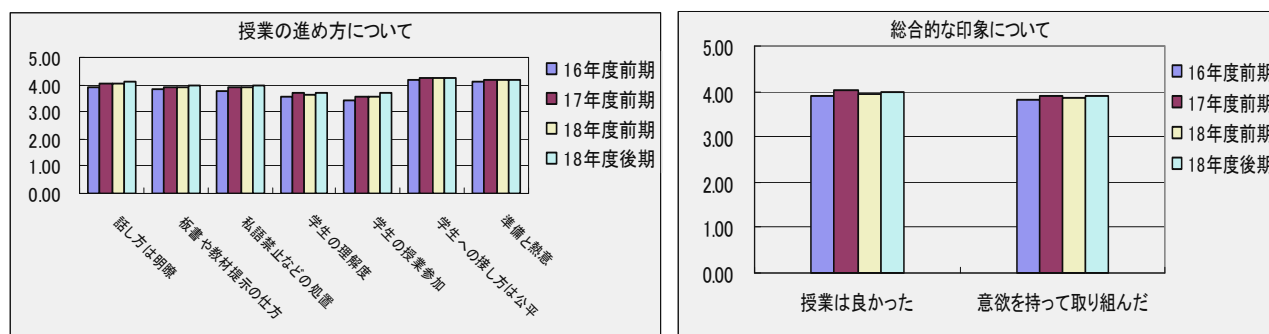
公開授業週間には、学長・副学長や教職員が随時授業参観をするなど、効果ある取組を実施している。

年度ごとの授業評価の結果を参考に出来るよう、資料は事務局から提供されている（別添資料9-2-②-1）。例えば専任教員の改善努力は見て取れるが、非常勤講師の授業評価の結果からは、その改善が認められがたい結果が窺われ、今後の検討が必要である。（資料9-G, 9-H）

資料9-G 授業評価の年次変化 短期大学部専任教員



資料9-H 授業評価の年次変化 短期大学部非常勤講師



【分析結果とその根拠理由】

全学的なFD活動による教育の質の向上や授業の改善を行うシステムの構築が、継続的に進められていることは「FD活動報告書」から読み取れ、FD活動の取組が授業の改善や教育の質の向上に効果的に反映している。

また、学生による授業評価アンケートの「総合的に見て、この授業はよかったと思うか」の設問に関して、平成15年度の短大全体の平均が3.77であったのが、平成16年度は3.84、平成17年度は3.98、平成18年度は3.97と、評価の数値が上昇傾向にある。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが教育の質の向上、授業の改善に結びついていると判断できる。

観点9-2-③： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

教育研究の補助を主な業務とする助手をはじめ、教育支援を行う教職員に対し、学内外の講師による講演会等（資料9-I）への参加を促し、啓発している。実験・実習に係る助手には、研修費等の予算が確保されており、学会、大学セミナーハウス、日短協、東短協の研修会への参加を奨励している。

資料9-I FD講演会

No.	日 時	講演題目	講 演 者	資 料
①	平成15年5月21日(水) 16時30分～17時45分	本学のFD活動の充実のために	服部孝彦(社会情報学部教授、ケンタッキー州立ミューラー大学1年勤務、FD活動実施)	大妻学院報第48号・51号、その他資料有
②	平成15年6月17日(火) 17時30分～19時	組織の力を向上させるために	佐野博敏(本学学長、前大学評価・学位授与機構大学評価委員会専門委員)	
③	平成15年10月21日(火) 17時～18時30分	大学の力量	佐野博敏(本学学長、前大学評価・学位授与機構大学評価委員会専門委員)	大妻学院報第52号
④	平成15年11月18日(火) 17時～18時30分	教育の場の切磋琢磨	佐野博敏(本学学長、前大学評価・学位授与機構大学評価委員会専門委員)	

⑤	平成 18 年 3 月 14 日(火) 13 時～14 時 30 分	F D・S Dとは何かーこれからの 私立大学ー	寺崎昌男(立教大学総長室調査役、東 京大学・桜美林大学名誉教授)	
⑥	平成 19 年 1 月 17 日(水) 17 時 30 分～19 時	強い女子大への戦略 ～F D&S Dの効果的なシステム づくりとその課題について～	藤本元啓(金沢工業大学教授、学生部 長)	

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者に対し、全学的なF D研修が実施されると同時に、学外における教育の質の向上を図るための研修への参加機会が設けられ、その資質の向上を図るための取組が適切にされていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ クラス指導主任制度やオフィスアワーの設定により学生の学習に関する質問を受けるとともに、授業評価により学生の意見・要望を聞く機会を設け、それを反映し改善している。
- ・ 年1回、本学専任教員と非常勤講師とで授業担当者懇談会及び懇親会を開催し、授業改善などの協議をしている。
- ・ 全学科(家政科・国文科・英文科)からの委員によって構成されるF D委員会が設置されている。教育の質の向上及び改善のためのシステムとして、特に「学生による授業評価」、「授業公開」、「成績評価の公平性」を柱に、継続的に活動し、点検・評価を行っている。

【改善を要する点】

- ・ 実験・実習に係る助手には、教育活動の研修機会や予算が確保されているが、さらに制度の活用検討の余地がある。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

教育活動の状況に関わるデータは、個々の教員や教育支援グループにより蓄積されている。さらに、学生による授業評価は「F D活動報告書」にまとめられており、教育活動の状況を示すデータが蓄積されている。

学生の意見聴取に関しては、「学生による授業に関するアンケート」、「満足度調査」が定期的に行われており、クラス指導主任制、オフィスアワーも設置されており、そうしたデータに基づいて全学的な授業改善システム等の取組が図られている。その体制の中で、携帯電話情報サービス(スマートフォン)の導入、履修結果等の Web メール配信、受講登録者数の制限による受講生数の適正化、視聴覚機器設備のある教室の拡充、パソコンの増設、自習室の充実、図書館の利便性の向上等、学生や時代のニーズを踏まえた教育体制の整備に努めており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されている。

学外関係者の意見を反映させるため、年2回、父母・教員懇談会を開催し、授業・学生生活・就職・寮関係の相談・意見・要望等を得る機会を設けている。また、年1回、専任教員と非常勤講師との授業担当者懇談会及び懇親会を開催し授業改善などの協議をしている。

授業内容、教材等の改善については、個々の教員が学生からの評価結果に基づいて、改善を施し、授業内容の向上、教材の選択、教授技術等に関する改善策を具体化する努力がされている。

FDに基づく全学的な教育改善の統一を図るため、全学FD委員会、短期大学部FD委員会、教務委員会、教養教育委員会、教育・学生支援センターが連携をとりながら教育の推進を図っている。

教育支援者や教育補助者に対する取組として、学長のFD講演会をはじめ、学内外の講師を招いた講演会への参加を促すなど啓発に努めている。

基準 10 財務

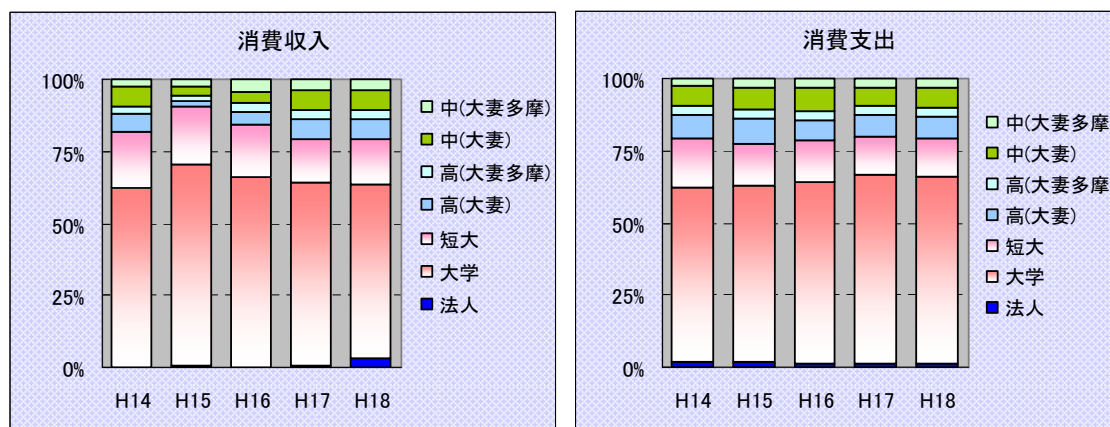
(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

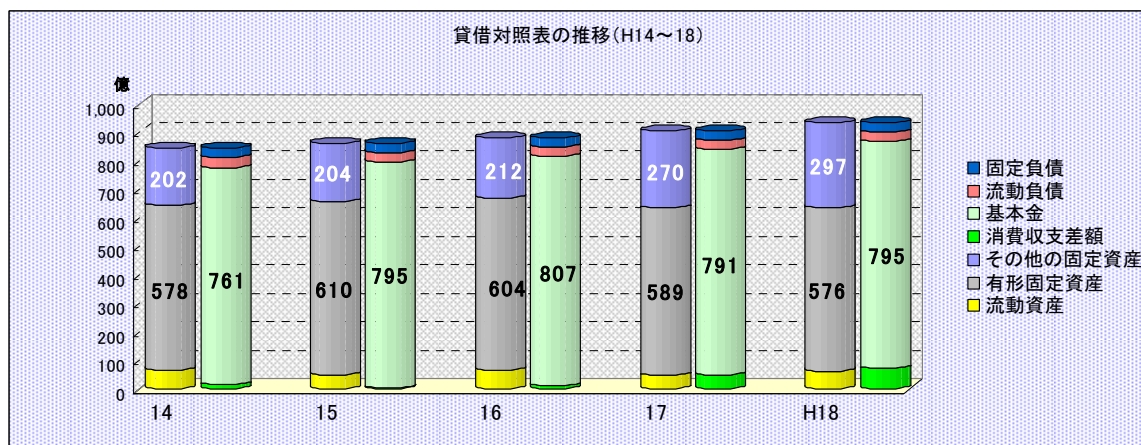
大妻女子大学短期大学部を設置している学校法人大妻学院は、大妻女子大学の他、高等学校2校と中学校2校を設置しているが、部門別内訳（資料10-A）からすると消費収入の約90%、消費支出の約80%を大学・短期大学部が占めている。このことから、本法人の財務の大部分は、大学及び短期大学部の影響によるものと考えられる。

資料 10-A 過去5年間の消費収入と消費支出の部門別内訳



平成18年度末現在における法人資産は、固定資産 87,232,101 千円、流動資産 6,109,181 千円、資産合計 93,341,282 千円を有している。負債については、固定負債 3,120,387 千円、流動負債 3,406,324 千円、合計 6,526,711 千円である。基本金合計は 79,532,148 千円である。(別添資料 10-1-①-1) 毎年、資産は徐々に確実に増加しており、負債額は一定の範囲に止まっている。(別添資料 10-1-①-2) 平成17年度に基本金が減少しているが、これは学校会計基準の一部変更に伴う基本金の取り崩しによるものである。(資料 10-B, 10-C)

資料 10-B 貸借対照表の推移 (平成14年度～平成18年度)



資料 10-C 学校法人大妻学院 資産推移

(単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
資 産 合 計	84,557	86,222	88,201	90,518	93,341
負 債 合 計	6,936	6,499	6,451	6,371	6,527
基 本 金 合 計	76,116	79,506	80,674	79,199	79,532

【分析結果とその根拠理由】

施設設備については、校地、校舎とも一部において併設大学との共用部分もあるが、短期大学及び大学のそれぞれの設置基準面積合計を十分に満たしている。

負債には、長期借入金と短期借入金が含まれているが、この借入金は短大とは関係なく、いずれも東京都補助金による高等学校入学支度金である。

第3号基本金は1,266,130千円であり、その果実による奨学金は近年の低利回りの影響で潤沢とはいえない。現在は対象計画が無いので第2号基本金は積んでいないが、全体として、債務は無い。

観点 10-1-②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

帰属収入の約82%を占める学生生徒等納付金は、平成11年度における学部増(人間関係学部・比較文化学部)、平成12年度からの短期大学部の臨時的定員の削減、平成14年度における短期大学部からの定員シフトによる学部の学科増(家政学部ライフデザイン学科、文学部コミュニケーション文化学科)が軌道に乗ったことなどが寄与し、平成14年度の約142億円から平成18年度の約152億円と安定した収入を保っている。(資料10-D)

資料 10-D 学校法人大妻学院 収入推移

(単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
帰属収入	14,200	14,817	14,794	14,976	15,262
学生生徒等納付金収入	12,257	12,485	12,509	12,617	12,543

【分析結果とその根拠理由】

過去5年間の法人の帰属収入は、約140億円で安定しているが、平成18年2月20日に千代田校地と地続きの土地とテナントビルを取得し、収益事業を開始し、学生生徒等納付金収入以外の財源確保を図っている。平成17年度はわずか40日のため営業利益は生じなかったが、平成18年度は約2億円を学校会計に繰り入れ、安定した財源を得ている。なお、将来的には校地・校舎へ転換することで千代田キャンパスの拡張に繋がるものとも考えられる。

以上のことから、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断できる。

観点 10－2－①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

予算計画については、常任理事会、拡大常任理事会で事業計画を策定し、それに基づき常任理事会で原案作成した予算案を理事会及び評議員会で決定する。その収支計画は、理事である学部長や事務局長から教授会又は月例連絡会を通して、それぞれの構成員に報告されている。

創立以来創立者大妻コタカは、学生及び保護者に寄付を要請しないことを学院の方針としてきた。このことは、大学・短大・中学・高校でも受け継がれていて学院による強制的寄付は勿論、一切寄付の要請はしていない。ただし、小規模ではあるが、(財)大妻コタカ記念会や父母会である千鳥会、(株)大妻サポートなどからの善意的な寄付の申し入れは受けている。

【分析結果とその根拠理由】

今後、学生生徒等納付金などの増収が大きくは期待出来ないことから、外部資金の導入を具体的に図っていくことが必要と考えられる。ただし現状、本学における受託研究事業は、予算編成段階では視野に入っていない。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成18年度の資金収支状況における次年度繰越支払資金は5,874,836千円で、ここ数年の平均額に達している。他方、平成18年度消費収支は2,254,972千円の収入超過であり、翌年度繰越消費収入超過額は7,282,422千円が計上されており、概ね収支均衡がとれた収入超過の状況にある。(資料10-E)

資料 10-E 学校法人大妻学院 次年度繰越金 (過去5年間)

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
次年度繰越支払資金	3,395	4,471	6,316	4,362	5,875
翌年度繰越消費収入超過額	1,505	0	1,076	5,027	7,282

【分析結果とその根拠理由】

長期借入金が無いことや、大妻女子大学短期大学部への根強い入学希望者が継続していることにより、単年度収支の均衡状態を保っていれば過大な支出超過は生じないと考えられる。しかし、今後の諸施設の増改築や学生生徒納付金の減収が起こる場合には、その危険性が生じるので、十分な計画を練らなければならない。

観点 10－2－③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

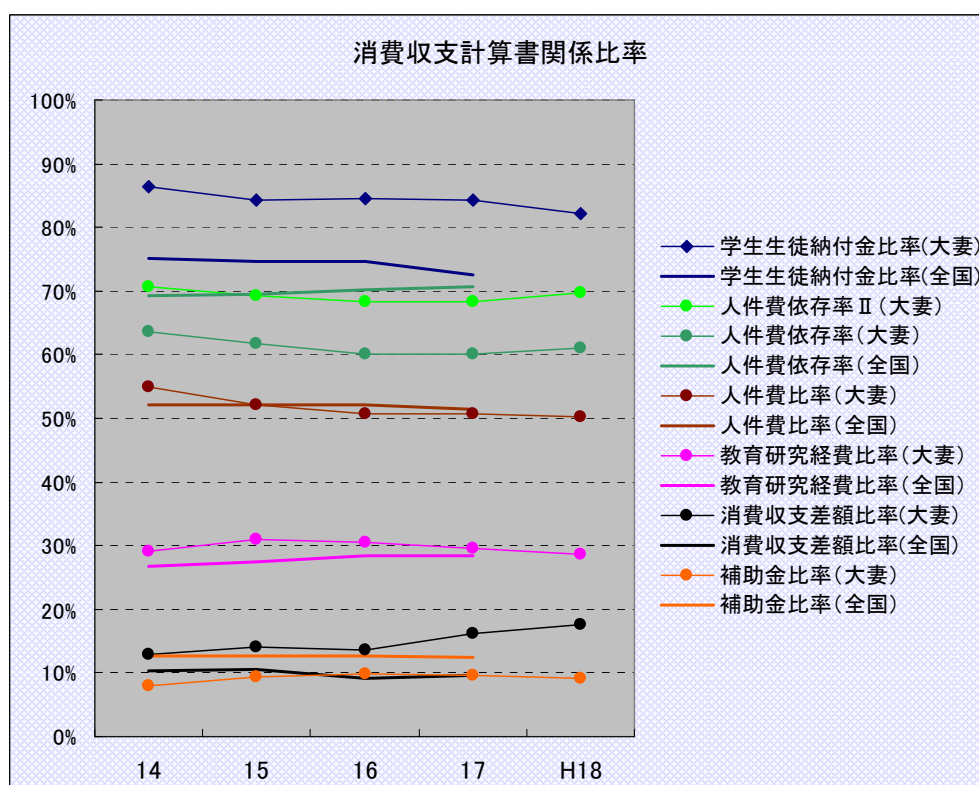
【観点に係る状況】

経常的な教育費、研究費、図書費については、部門別の学生生徒等納付金に対する割合を考慮しながら、学生数、専任教員数を基礎とした積算単価により算出し、常任理事会、拡大常任理事会で審議・決定している。学会旅費、個人研究図書費については、個人への一律配分としている。

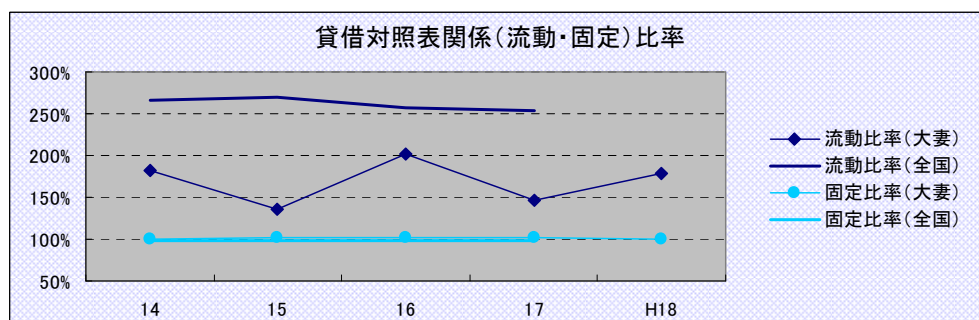
経常的な費用に含まれない高額な施設・設備等については、前年9月末に提出された各学部等からの事業計画調書に基づいた見積金額と希望順位を参考にしながら、常任理事会、拡大常任理事会で審議・決定する。

経常的な教育費等の積算単価は、総務省統計局による東京都区部の総合物価指数に原則として比例させている。経常的な教育・研究及び学生の図書に関する部門別予算額は、当該年度の学生生徒等納付金収入の3%台となっている。また、法人全体としては、毎年度、日本私立学校振興・共済事業団から公表される財務比率と、本学の決算時及び予算時の財務比率とを比較・分析し、その原因について追及し、無理な資源配分となっていないかどうかをチェックしている。(資料10-F, 10-G, 10-H, 10-I)

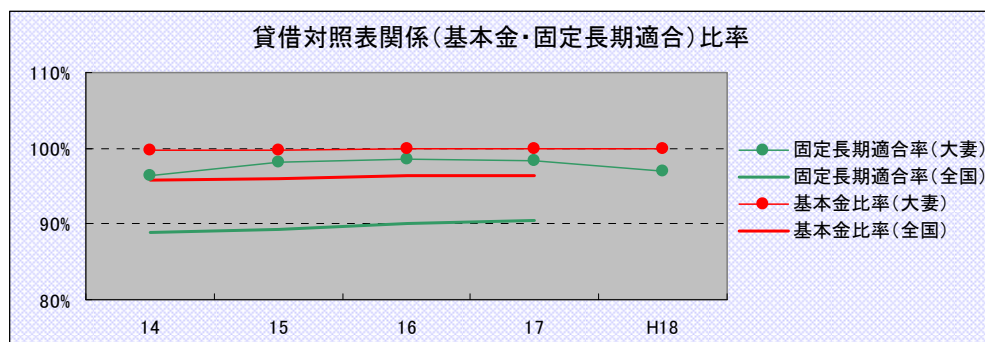
資料 10-F 消費収支計算書関係比率



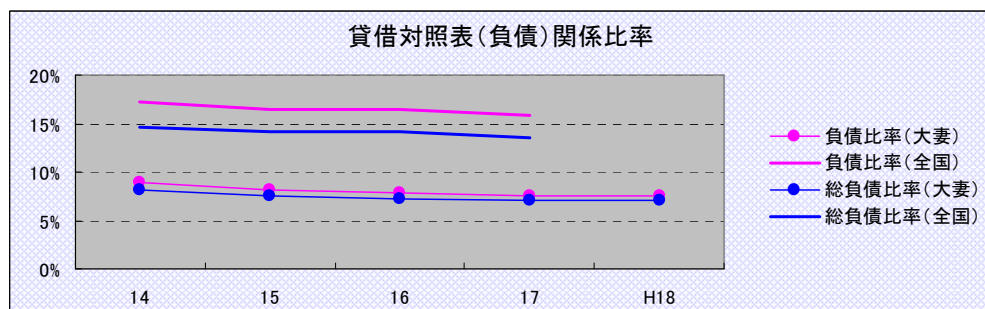
資料 10-G 貸借対照表関係(流動・固定)比率



資料 10-H 貸借対照表関係（基本金・固定長期適合）比率



資料 10-I 貸借対照表関係（負債）比率



【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、短期大学部の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされていると判断できる。

観点 10－3－①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

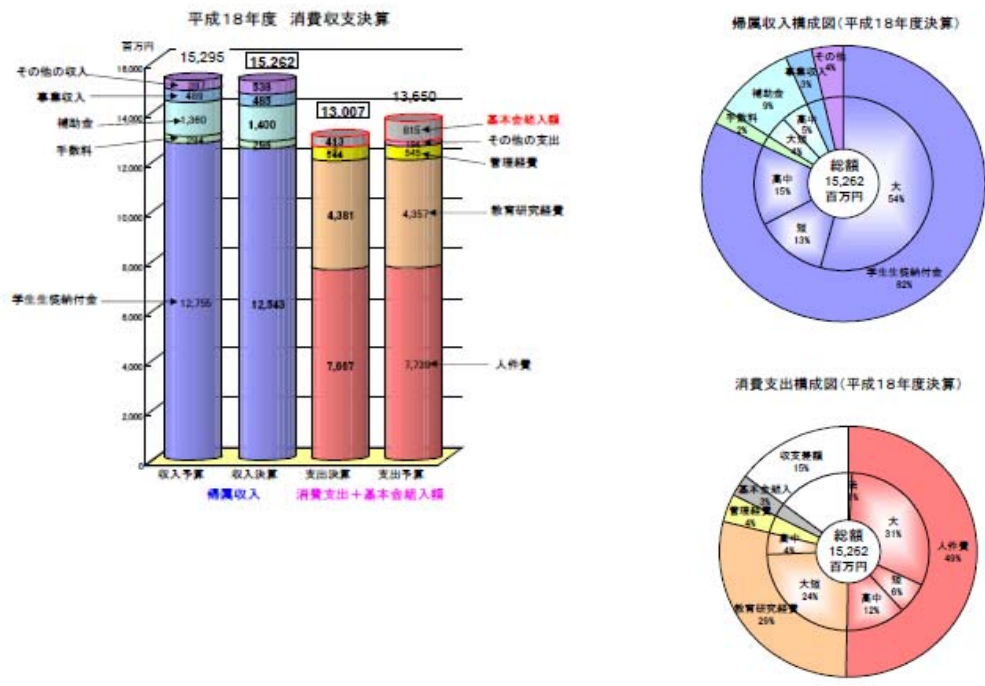
3キャンパス（千代田、多摩、狭山台）の事務部に、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事の作成する監査報告書を備え置いている。在学者及びその利害関係人からの請求があった場合、学校法人大妻学院財務情報開示規程に従い、身分証の確認などにより利害関係の有無を確認のうえ、財産目録等を閲覧に供している。

また、本学ホームページ上で、貸借対照表と収支計算書及び事業報告書を掲載するとともに、直近の決算について概要を説明している。さらに、在学生の父母等に対し、7月発刊の千鳥会報に財務状況を掲載している。

学校法人会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分である旨を財務諸表等に注記したり、財務状況の公開にあたっては、単なる数字の公開に留まらず概要を説明するなどしている。

さらに分かりやすくするため、財務比率表やグラフの公開などについて、他大学の例なども参考に、より有効な公表方法を検討し、公表している。（資料 10-J）

資料 10-J



【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断できる。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

監査法人による会計監査を定期的に年4回、その他にも必要に応じて実施している。その都度、より適切な会計処理に向けた取組が実施されているかについても、点検を受けている。

決算時には、監査法人から監査報告書の提出を受けている。あわせて、年度末には監事による監査が実施され、監査報告書が提出されている。

経理規程や運用規程などを整備し、財務事務の適正さを確保している。

【分析結果とその根拠理由】

監査法人及び監事による監査によって、年度ごとの収支計算、費用収益の対応など学校法人会計上の適正さが証明されている。期中でも監査法人との連絡を密に取っており、法令などの改定時には迅速に対応策を打てる体制となっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為や学校法人大妻学院経理規程等に則り、適切におこなっている。会計の一般原則である、真実性の原則、正規の簿記の原則、明瞭性の原則及び継続性の原則に従い、日々の会計処理を行うとともに予算を作成し、決算を行っている。
- ・ 起票者と電算入力者を分けるなど内部的な牽制を図っており、財務事務上の適正さを確保している。

【改善を要する点】

- ・ 少子化の進行などにより、学生生徒等納付金の伸びが鈍る可能性があることを踏まえ、外部資金の確保や収益事業の展開、さらに有利な資産運用などを着実に進め、収入の安定的な確保を図り、教育研究の充実に努める。

（3）基準 10 の自己評価の概要

財務については、過去からの堅実な運営基盤に立ち、引き続き堅調な内容で推移している。

従来より、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示され、それらに沿った適正な財務運用が行われている。また、監査法人や監事との緊密な連携により、財務の適正さを担保するとともに、学校法人会計基準の変更など大学を取り巻く諸情勢にも柔軟に対応している。

学校法人の高い公共性を認識し、決算資料などの開示を行っている。千鳥会報や本学ホームページに掲載し、積極的な財務内容の説明責任を果たすことにより、在学生やその父母等関係者の理解と協力が得られている。

学生生徒等納付金は、現状安定的に確保できているが、それ以外の外部資金の導入には目立った実績は見られない。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本学は、学長の下に副学長、短期大学部長、学科長、図書館長、情報メディアセンター所長、生活科学資料館長等を置き、それぞれの部門における管理運営の責任を担っている。また、事務局は、総務センター、財務センター、IT化推進室、アドミッションオフィス、教育・学生支援センター、キャリア支援センターの各組織を配し、人員構成もバランスがとれている。

私立学校法に定められている理事会は、年6回の定例会議のほか、緊急の案件がある場合必要により開催され、法人全体の予算、決算をはじめ、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している各学校の学部・学科の構成等について審議・決定を行うほか、学則に定める学部・学科の入学定員、授業料改訂等の重要事項の審議決定を行っている。

評議員会は、毎年3回の定例会議のほか、必要に応じて理事長が招集する場合と、3分の1以上の評議員から請求された場合に招集する臨時評議員会がある。評議員会は寄附行為に規定する予算、事業計画、寄附行為の変更、私立学校法施行規則に定める届出事項、合併等について、あらかじめ理事長の諮問に応ずることと、(資料 11-A) 役員、評議員の解任、解散等の議決機能を果たしている。

資料 11-A 評議員会への諮問事項（寄附行為）

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(出典 学校法人大妻学院寄附行為)

常任理事会(資料 11-B)は、理事会業務のうちの本法人の通常業務の運営を担い、迅速化を図るため随時(年間約70~80回)開催されている。理事長、学長、副学長、常任理事及び事務局長で構成する常任理事会によって策定された経営方針に沿った運用計画は、拡大常任理事会において審議・報告し、全学への徹底が図られている。

資料 11-B 常任理事会の構成員と任務（常任理事会運営内規）

第2条 常任理事会は、理事長、学長、副学長、常任理事及び事務局長をもって構成する。

第3条 常任理事会は、この法人の常務の重要事項を審議する。

（出典 学校法人大妻学院常任理事会運営内規）

拡大常任理事会は、8月を除く毎月1回開催され、理事長、学長、副学長、常任理事、大学の各学部長、短期大学部長、中学高校の各校長及び事務局長をもって構成され、常任理事会から提出された議案について審議を行うとともに、報告を受ける。拡大常任理事会には、図書館長、情報メディアセンター所長、狭山台校主幹及び事務局各部長等が陪席し、必要に応じて意見を述べている。その結果、管理運営等に係る情報の共有化が図られ、その情報は教授会や各部門の運営委員会等で報告され、管理運営方針の徹底が図られている。

月例連絡会（資料 11-C）は、事務部の各部課長等が出席し、8月を除く毎月、各センター・グループ等における業務連絡や、会議等の報告、財務計画、人事計画など必要な情報が連絡されている。

資料 11-C 月例連絡会の構成員

○ 月例連絡会運営要領（抜粋）

2. 構成員

① 事務局長

② 総務センター、財務センター、アドミッションオフィス、教育・学生支援センター、キャリア支援センター、多摩事務部の各部長

③ 総務グループ、人事グループ、企画室、財務グループ、管財グループ、IT化推進室、入試グループ、募集広報グループ、教育支援グループ、学生支援グループ、キャリア支援グループ、就職グループ、大妻中高事務室、図書館、情報メディアセンター、狭山台事務室、多摩事務部総務・財務センター、多摩事務部アドミッションオフィス多摩、多摩事務部教育・学生支援センター、多摩事務部キャリア支援センター、多摩中高事務室（以下「各部署」という。）の各事務責任者
但し、グループリーダー以上の代理出席を認める。

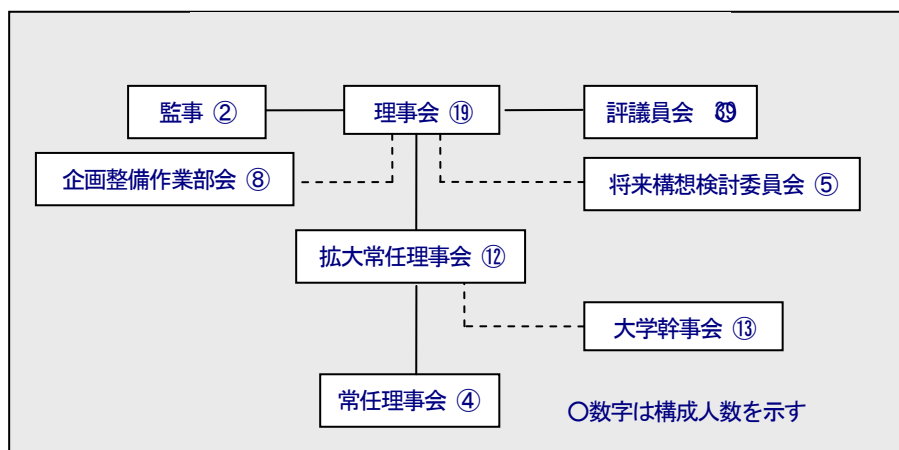
（出典 月例連絡会運営要領）

以上のように、本学の管理運営については、法人部門と教学部門とは互いに方針の徹底並びに各部門の連携協力が図られており、また、事務組織（別添資料 11-1-①-1）についても、必要な情報が連絡されている。

通常の管理運営とは別に、本学の緊急課題、将来構想及びそれらに係る基盤の整備等について検討し提言するために、大妻学院企画整備作業部会が平成 16 年 11 月に設置され、大学の学部長、短期大学部長で構成され、毎月 2 回程度の検討会議を持ち、結果がまとまり次第、理事長宛に答申や提言を行っている。

また、平成 18 年 2 月 24 日発足の大妻学院将来構想検討委員会は、本学の特色ある教育体制を確立するための諸問題を、法人全体の視野からと、大学教学部門に関するものとに有機的に識別し、改革を推進する機関として機能を果たすものと期待されている。（資料 11-D）

資料11-D 管理運営組織の概観図（平成19年3月現在）



【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、管理運営の組織及び事務組織が短期大学の目標達成支援の任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っていて、必要な職員が配置されていると判断できる。

観点 11－1－②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

現在、理事長は学長を兼務し、経営の責任と、教育・研究に関する運営を総括する責任を担っている。短期大学の教育・運営に関する案件は、教授会において審議・決定されるが、法人部門と教学部門間の連携については、常任理事会、拡大常任理事会で審議され、各部署が相互に具体的に問題を把握し、適切な判断が可能に行われている。教授会においては、学長、副学長が出席し、併設大学間とのバランスや、相互に必要な事情を理解の上、実質的で厳正な調整や判断が可能になるなど、その連携が効果を発揮している。

また、管理部門の案件審議は、学長、副学長が構成員の常任理事会を経て拡大常任理事会で審議され、拡大常任理事会には、教学部門の各学部長が理事として出席し、事務局各センター等の部長が陪席し、管理部門の状況の把握や情報の提供、意見の開陳に努めている。このように管理部門と教学部門の連携は、各部署に浸透しており、日常的に両者の連携は円滑、かつ適切に行なわれている。

学長主催のFD講演会、全学FD委員会、全学教務委員会、全学教養教育委員会、入学者選抜施策委員会などで、学長、副学長が説明、意見交換、資料作成にも率先して参画している。

法人部門と教学部門の役割については、相互理解や内部調整や意思の疎通の場が多数設けられており、双方を尊重しつつ協議、調整が行われており、適切に機能している。

教育機関を取り巻く社会の変化は著しく、少子化に伴う志願者減、社会構造の変化等の問題に直面している。このような現状に十分対応できる法人の体制や教育面の強化を図ることが重要である。法人は適切な管理運営のため平成17年4月1日施行の私立学校法の改正に沿った形で寄附行為の変更を行った。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、短期大学の目的達成のために学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組

織形態となっていると判断できる。

観点 11－1－③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学のクラス指導主任による個別面談は、学生生活の実態を把握し、学生のニーズの把握や教育目的を実現するための有効な役割を果たしている。また、ゼミ担当教員、教育・学生支援センター、学生相談センターなども学生の要望を把握している。さらには、学生生活のニーズ把握を目的として、学生生活実態調査、学寮生活についてのアンケートを実施し、学生委員会や学寮委員会等で報告され、適切に反映するよう努めている。

教員からのニーズについては、教授会、各種委員会、学科会議などの議論や要望書等から把握される。事務職員は、月例連絡会及び各センター・グループのミーティングの他、人事考課目標管理制度における評価者と被評価者との面談において把握されている。内容に応じ、常任理事会、企画整備作業部会、教授会、事務局部長会等で取り上げ、検討されている。

学生の父母のニーズを把握するために、その組織である千鳥会でアンケート調査を行うとともに、千鳥会の総会後に行われる父母・教員懇談会や、学部ごとに教員と父母との授業や就職状況などについて意見交換できる交流の場を設けている。また、千鳥会父母役員と学長、副学長、学部長、短期大学部長、事務局部長、千鳥会担当教職員等が年1回意見交換会を開催し、要望等の反映に努めている。

卒業生の組織である財団法人大妻コタカ記念会総会で大学の役職者が卒業生と懇談・意見交換を行っている他、附属中学高校教員との懇談会、指定校訪問、実習校や施設訪問などで、学生や受験生等の要望を把握し、各委員会等で検討し、反映するよう努めている。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズは定期的に把握し、適切な形で管理運営に反映していると判断できる。

観点 11－1－④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

平成17年4月1日の私立学校法の改正に伴い、いち早く寄附行為を改正し、監事の職務を明確に規定した。

監事は、常に理事会及び評議員会に出席し、寄附行為第15条（資料11-E）に定められている法人業務の監査等を行っている。また、決算時においては、監査法人の公認会計士と意見交換をしたうえで、監事の監査報告書を作成している。決算審議の理事会・評議員会における監査報告のみならず、常に有益な多くの助言及び指導を受けている。

監事の定数は2名であり、平成19年6月現在2名とも非常勤ではあるが、理事、評議員、職員との兼職はなく、任期は1期4年である。

資料 11-E 監事の職務（寄附行為）

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

（出典 学校法人大妻学院 寄附行為）

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、監事が適切な役割を果たしていると判断できる。

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

管理運営のため、所轄庁等の行う役員研修会には理事・監事が積極的に参加している。また、研修福祉会が加盟団体の協力で開催する研修会（経理事務等研修会、教務担当者研修会、就職担当者研修会、図書館情報担当者研修会、学生生活指導担当者研修会等）にその該当部署の担当者が積極的に参加し、管理運営の資質向上を図っている。

学内では、新任の教職員については、就任初日に建学の精神、校訓をはじめ、学内組織、法人組織、IT 環境、勤務規定、個人情報保護の他、私学を取り巻く環境等について説明を行っている。さらに、事務職員は、研修福祉会が加盟団体の協力で開催する研修会等にその該当部署の担当者が積極的に参加している。また、管理者を対象にメンタルヘルス研修、全教職員を対象に個人情報取扱に関する研修を開催している。

さらに、年頭所感など機会あるごとに理事長・学長からの学院運営の方針や教育環境の時代の流れなどをホームページに掲載し、周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たし得るよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上の取組が組織的に行われていると判断できる。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本法人の管理運営方針は、大妻学院寄附行為及び学則等に定められ、理事会を中心とした管理運営組織が教育組織と連携し、毎年の事業計画に基づく業務を推進し、目的達成のための体制が整えられている。

理事（資料 11-F）は寄附行為第 6 条において、第 1 号から第 4 号理事まで明確に定められている。特に第 2 号理事は、各教育組織の長と事務組織の長が任じられており、理事会の機動的、戦略的な大学運営を推進するのに適した組織形態である。

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、理事のうち 2 人以内の常任理事も同様の議決により選出されるよう定められている。また、本学では、理事長以外の理事は、本法人の業務について法人を代表しないこととし、理事の代表権の制限をしている。平成 19 年 6 月 1 日現在の理事は 19 人で、うち常勤は第 1 号理事、第 2 号理事及び常任理事に任命された第 3 号理事 1 名、計 12 人である。これら役員の責務と権限については寄附行為に明確に示されている。理事・監事の任期（資料 11-G）は第 1 号、第 2 号理事を除き 4 年とされ、再任は妨げないと寄附行為では規定されているが、理事会活性化のため、2 期 8 年で交替することを学校法人大妻学院役員の任用期限に関する内規により申し合わせている。

資料 11-F 理事の定数、理事長及び理事の選任方法

○ 大妻学院寄附行為（抜粋）

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 19 人以上 21 人以内
- 二 監事 2 人

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち 2 人以内を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

第 6 条 理事は、次に掲げる者とする。

- 一 大妻女子大学の学長
- 二 大妻女子大学の副学長、家政学部長、文学部長、社会情報学部長、人間関係学部長、比較文化学部長、大妻女子大学短期大学部の短期大学部長、大妻高等学校の校長、大妻多摩高等学校の校長及び事務局長

三 学識経験者 8 人

学識経験者のうちから、理事会において選任し、評議員会の意見を聞いて、理事長が委嘱する。

四 この法人の設置する学校の卒業者 1 人

この法人の設置する学校の卒業者たる評議員の互選に基づいて、理事長が委嘱する。

2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する理事がこれらのいずれかを兼務するときは、第 5 条第 1 項第 1 号の理事の定数から兼務数を減じた数を定数とする。

第 8 条 役員(第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定によって理事となった者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(出典 学校法人大妻学院寄附行為)

資料 11-G 理事及び監事の任用期限

○ 理事及び監事の任用期限に関する内規（抜粋）

第1条 寄附行為第6条第3号及び第4号の理事並びに第7条第1項の監事（以下「役員」という。）の再任については、1期4年を限度とする。なお、補欠役員の再任についても1期4年を限度とする。

2 前項における再任の任期満了時において理事長の職にある者については、さらに1期4年を限度として再任することができる。

第3条 役員は、満80歳に達した場合には、当該任期末に退任する。

（出典 学校法人大妻学院理事及び監事の任用期限に関する内規）

評議員の定数（資料 11-H）は、理事の倍数以上の 39 人以上 43 人以内と定められている。寄附行為第 23 条第 1 号から第 5 号評議員までは、それぞれの選出母体において寄附行為で定められた人数を適切な方法で選出している。

評議員会の議長は、評議員会において選任される。平成 19 年 6 月 1 日現在の現員は 39 人であり、評議員の任期は理事者として評議員になった者を除き 4 年で再任は妨げない。評議員の責務についても寄附行為に明確に示されている。

資料 11-H 評議員の人数、議長及び選任方法

○ 大妻学院寄附行為（抜粋）

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、39 人以上 43 人以内の評議員をもって組織する。ただし、第 6 条第 2 項の規定により理事の定数を減じた場合には、その減じた兼務数を評議員会の定数から減ずるものとする。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

一 この法人の設置する学校の教員 7 人以上 9 人以内

この法人の設置する大学から 2 人以上 4 人以内、その他の学校から 1 人ずつ、各学校教員の推薦した倍数の者について、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

二 この法人の設置する学校の事務職員 2 人

この法人の設置する学校の事務職員の推薦した倍数の者について、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

三 学識経験者 5 人

学識経験者のうちから理事会において選任し、評議員の意見を聞いて、理事長が委嘱する。

四 この法人の設置する学校の卒業者 4 人

この法人の設置する学校の卒業者で、年齢 25 年以上の者の中から、同窓会長が推薦した倍数の者について、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

五 この法人の設置する学校の在学者の保護者又は保証人 3 人

全教職員の協議によって選定した倍数の者について、理事会において選任し、評議員の意見を聞いて理事長が委嘱する。

六 第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の理事 18 人以上 20 人以内

ただし、第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する理事がこれらのいずれかを兼務するときはその兼務した数を減じた数とする。

第 24 条 評議員（理事として評議員になった者を除く。本条中以下同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(出典 学校法人大妻学院寄附行為)

短期大学運営の核となる学長、副学長の選考方法は、学長選考規程(資料11-I)、副学長選考規程(資料11-J)で整備されており、また、理事である短期大学部長選考規程(資料11-K)も整備されている。

資料11-I 大妻女子大学学長選考規程(抄)

第2条 学長があらかじめ辞意を表したとき又は欠けたときは、理事長は後任の学長候補者を選考するため学長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理事長及び常任理事
- (2) 各学部長及び短期大学部長
- (3) 第1号及び第2号以外の理事のうちから理事長の指名した者2名
- (4) 理事を兼ねる評議員を除く評議員のうちから評議員会議長の指名した者2名

3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 委員会は、学長候補者を選考し、理事長に答申する。

第3条 理事長は、前条により選考された学長候補者について大妻女子大学幹事会及び評議員会の意見を聴いたうえ、理事会の審議決定を求めるものとする。

2 理事長は、学長候補者について、あらかじめ候補者本人の同意を得ておかなければならない。

3 候補者が同意しないときは、当該候補者を除き、改めて学長候補者を選考する。

第4条 理事長は、前条の規定により学長が決定したときは、直ちにその旨を学内に公示しなければならない。

第5条 第3条により決定された場合は、理事長が学長を任命する。

第6条 前条により任命された大妻女子大学学長は、大妻女子大学短期大学部学長を兼ねるものとする。

第7条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、通算して8年を超えて在任することができない。

2 第2条第1項又は第3号に該当する場合に選考され、年度の途中で任期満了となる者は、前項の規定に係わらず、当該年度末まで任期を延長するものとする。

(出典 大妻女子大学学長選考規程)

資料11-J 大妻女子大学副学長選考規程(抄)

第1条 大妻女子大学の学長の職務を助けるため副学長を置くことができる。

第2条 学長は副学長候補者を選考するため副学長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長及び短期大学部長
- (3) 理事長、常任理事、事務局長

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員会は、副学長候補者を選考し、理事長に答申する。

第3条 理事長は、前条により選考された副学長候補者について大妻女子大学幹事会及び評議員会の意見を聴いたうえ、理事会の審議決定を求めるものとする。この場合、理事長は、あらかじめ候補者本人の内諾を得ておかなければならない。

第4条 理事長は、前条の規定により副学長が決定したときは、直ちにその旨を学内に公示しなければならない。

第5条 第3条により決定された場合は、理事長が副学長を任命する。

第6条 第5条により任命された大妻女子大学副学長は、同短期大学部副学長を兼ねるものとする。

第7条 副学長の任期は、学長の在任期間を超えないものとし、再任を妨げない。

(出典 大妻女子大学副学長選考規程)

資料 11-K 短期大学部長、学科長及び主任に関する規則（抄）

第2条 短期大学部長は、教授のうちから学長が委嘱する。

2 短期大学部長は、学長を補佐し、教授会の進行、全学的に設置されている委員会における短大の代表その他学長から委任された事項を掌る。

3 短期大学部長の任期は、2年とする。

(出典 大妻女子大学短期大学部長、学科長及び主任に関する規則)

さらに、理事会下部組織として企画整備作業部会や将来構想検討委員会を設け、教学系の全学統一方針や法人の将来ビジョンなどを検討し、改善を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、管理運営方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内諸規定が整備され、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用の規定や方針、各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断できる。

観点 11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

管理運営の連絡確認手段として、本学ホームページの「学内教職員のお知らせ（学内専用）」サイトの学院諸規程や理事会・評議員会・部局長連絡会・拡大常任理事会・その他の議事要録等に自由にアクセスができ、各種情報を確認することができる。現在、事務局長直轄の部署としてIT化推進室を設置し、学内情報のデータ化などについて整備、検討を進めている。

本学院の専任教員及び事務職員は全員がEメールアカウントを取得しており、ホームページの閲覧のみならず、メーリングリストや個人メールによる情報の伝達などのシステムが確立されている。例えば、学長や副学長その他関係者に相互のメールで意見や質問を交換することもでき、署名入り目安箱として効果を発揮している。

また、事務的な蓄積データのまとめとして、毎年、大妻学院沿革史（別添資料 11-2-②-1）を作成し、学内に配布している。教授会や各種委員会の議事要録については、それぞれの委員会等の規定に定められた庶務担当部署で整理・保管され、閲覧することが可能である。（資料 11-L）

資料 11-L 委員会の担当部署

担当部署		委員会等名
総務センター	総務グループ	理事会、評議員会、拡大常任理事会、懲戒審査委員会、個人情報保護委員会、セクシュアル・ハラスメント等防止対策委員会、衛生委員会
	企画室	企画整備作業部会、将来構想検討委員会、自己点検・評価委員会
財務センター	財務グループ	育英奨学金基金委員会
	管財グループ	環境安全委員会
アドミッシ ョン ン オフィ ス	入試グループ	入学者選抜施策委員会、大学入試センター試験実施委員会 短期大学部入試委員会
教育・学生 支援センター	教育支援グループ	短期大学部教授会、公開講座委員会 ファカルティ・ディベロップメント委員会 短期大学部教養教育委員会 全学教養教育委員会、全学教務委員会、 短期大学部教務委員会
	学生支援グループ	保健管理委員会、学生相談委員会、私費外国人留学生の学生納付金減免特 別委員会、学寮委員会、学生国際交流委員会、音楽委員会、 短期大学部学生委員会
図書館		図書館運営委員会、図書委員会
情報メディアセンター		情報メディアセンター運営委員会

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、大学が意思決定を行うための目的、計画、活動データが蓄積され、短期大学部の構成員がアクセスできるシステムが構築され機能していると判断できる。

観点 11-3-①： 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

学校法人大妻学院自己点検・自己評価委員会は平成4年12月に設置され、平成6年度と平成12年度に自己点検・自己評価報告書「大妻女子大学の現状と課題」を公表した。その後、教授会の常設委員会としてFD委員会が設置され、FD活動報告書が各学部の実質的な自己点検評価資料となってきた。その後、平成15年3月に併設大学と統一されたFD活動を実施するため、大妻女子大学FD委員会（資料11-M）が設置され、改善などの根拠となる資料や情報を提供し、相互に点検し、協議してきた。

資料 11-M FD委員会の組織（ファカルティ・ディベロップメント委員会規程）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校法人大妻学院理事長及び常任理事
- (2) 学長

(3) 副学長

(4) 家政学部長、文学部長、社会情報学部長、人間関係学部長、比較文化学部長及び大妻女子大学短期大学部長

(5) 各学部及び短期大学部(以下「学部等」という。)から選出された教員各1名

第7条 次の各号の者は委員会に出席して意見を述べることができる。

(1) 事務局長、教育・学生支援センター部長、多摩事務部長及び狭山台事務室課長

(2) 委員会の同意を得て委員長が必要と認めた者

(出典 大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程)

平成18年6月には自己点検・評価対象を大学・短大に特化し、学校法人大妻学院自己点検・自己評価委員会を解消し、大妻女子大学自己点検・評価委員会(資料11-N)を発足させた。各大学との自己点検・評価報告書交換は資源とエネルギーの浪費との世評や反省に基づき、要点のみをホームページなどへの公開に限定してきた。

平成16年11月に設置された大妻学院企画整備作業部会は、理事でもある各学部長及び短期大学部長で構成し、副学長や事務局長が随時陪席して、学部・短大間の実状を持ち寄り、調整改善案を協議し、法人部門と教学部門との調整も含め、大学の総合的な視点から問題点があれば改善している。

資料 11-N 自己点検・評価委員会の設置、任務、組織等(大妻女子大学自己点検・評価委員会規程)

第1条 大妻女子大学(大学院を含む。)及び大妻女子大学短期大学部(以下「本学」という。)に、大妻女子大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、大妻女子大学大学院学則第1条の2、大妻女子大学学則第2条の2及び大妻女子大学短期大学部学則第2条の2の規定に基づき、本学の教育研究活動等の状況並びに組織、施設の運営状況及び財務状況について、自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教育研究に関する活動状況並びに組織の運営状況及び財政状況について、全学的観点に立って自己点検・評価を行うこと。
- (2) 認証評価機関の選定及び実施計画の立案を行い、評価機関が定める評価基準に基づき、資料の収集・分析及び自己評価報告書の作成にあたること。
- (3) 自己評価報告書を公表し、改善計画を推進すること。
- (4) その他、委員会が必要と認めた事項。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長、常任理事
- (2) 学長、副学長、大学院研究科長、学部長、短期大学部長
- (3) 人間生活科学研究所長、図書館長、情報メディアセンター所長
- (4) 事務局長、総務センター部長、財務センター部長、企画室部長、アドミッションオフィス部長、教育・学生支援センター部長、キャリア支援センター部長、多摩事務部長
- (5) 各学部及び短期大学部から選出された教員各1名

附則 この規程は、平成18年6月6日から施行する。

「学校法人大妻学院自己点検・自己評価委員会規程」(平成4年12月18日制定)は廃止する。

(出典 大妻女子大学自己点検・評価委員会規程)

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、短期大学の活動の総合的な状況について、根拠資料や情報等が得られ、それらに基づいて自己点検・評価が行われていると判断できる。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

教育の状況を把握するため、FD委員会が授業に関するアンケート(対象:学生)を実施し、その結果をFD活動報告書にまとめて教職員に配付している。FD活動報告書は学内に配布され、学内において改善の参考としているが、学外には配布していない。過去2回の自己点検・評価報告書については全く社会からの反応はなく、このような公開は大学の費やしたエネルギーの浪費という「自己評価」もある。今回の第三者機関による評価結果がもつ効果を期待している。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、自己点検・評価の結果が学内及び社会に対して広く公開された例はあるが、その効果への疑問から毎年は行われず、毎年の学内での公開による改善に力が注がれている。

観点 11－3－③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

財団法人大妻コタカ記念会が「卒業生による大学評価アンケート」を、キャリア支援センターが「企業からみた本学及び本学卒業生についてにアンケート」を実施しているが、その他の外部による大学評価は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

上記状況のとおり、自己点検・評価については、今回の第三者評価による検証に期待して、従来は特定の外部者による検証は実施していない。

観点 11－3－④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

大妻女子大学自己点検・評価委員会、大妻女子大学FD委員会、大妻女子大学教養教育委員会及び大妻女子大学教務委員会は、学長、副学長のリーダーシップのもとに運営されており、評価結果は速やかにカリキュラム改革や制度改革に直結している。また、管理運営等に関する事項や併設大学との調整事項については、企画整備作業部会や拡大常任理事会での審議体制が整っている。

さらに同窓会組織である財団法人大妻コタカ記念会、父母会である千鳥会、さらに評議員会にも大学の動向を随時説明し、意見収集に努め、改善に向けて努力している。

【分析結果とその根拠理由】

大妻女子大学FD委員会、企画整備作業部会、拡大常任理事会は、短期大学部長が構成員であるので、非常にスムーズに改善にとりかけられるシステムが構築されているといえる。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営のための取組が行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大妻女子大学自己点検・評価委員会、大妻女子大学FD委員会、企画整備作業部会、拡大常任理事会は、短期大学部長が構成員となっており、非常にスムーズに改善にとりかけられるシステムが構築されているといえる。

【改善を要する点】

- ・ 全学組織としては充実していると考えられるが、キャンパスが3つに分散されている併設大学と組織を共有する部分が多いので、通常の授業期間に全学の会議を開催することは、非常に困難である。休講しないことを原則としており、キャンパス移動時間を節約するために、通信回線を利用したテレビ会議システムが整備されているが、連絡事項ならともかく、重要且つ慎重な審議内容においては、限界がある。

(3) 基準11の自己評価の概要

本学の管理運営の体制について、法人部門における組織と教学部門における組織は密接に連携しており、各部署はそれぞれの業務の責任を果たしており、法人全体としての組織運営は適切かつ円滑に行われていると考えられる。

教員組織では、定例の教授会が毎月（除8、9月）開催され、その下部組織として設置されている各種委員会が具体的課題を取り上げ、検討している。教授会のもとより、それぞれの委員会には、事務局担当グループの職員が陪席し、議事要録の作成、その他庶務を掌っている。

本学の特徴としては、学長及び副学長が教授会に陪席するとともに、併設大学の各教授会に陪席しており、大学運営の機動性を確保しており、理事長、学長、副学長、常任理事、事務局長で構成されている日々の執行機関である常任理事会で、効果的な意思決定が行える組織となっている。

管理面と連携して、理事である短期大学部長、副学長、大学の各学部長、事務局長とで構成されている企画整備作業部会は月2回程度開催されており、学内外のニーズを把握し、理事長・学長からの諮問を受け、経営戦略観点を含めながら、適切な形で管理運営に反映されている。

また、短大の教育研究水準の向上に資するため、短大の教育研究、組織及び運営並びに施設・設備などの状況についての点検・評価に取り組み、管理運営体制は社会に対しての責任を果たしていると考えているが、今後は外部の評価結果を形式的な成果に終わらせないよう、積極的にフィードバックしていくシステムの構築に繋げたいと考えている。

別添資料一覧

基 準	資料No.	根拠資料・データ名
基準 1	1-1-①-1	総合ガイド 2007
	1-2-①-1	履修ガイド 2007 短期大学部
	1-2-①-2	「ごもくめし」CD
	1-2-②-1	短期大学部ガイド 2007
	1-2-②-2	「千鳥会報」(父母の会 会報)
基準 3	3-2-②-1	平成 18 年度 FD 活動報告書
	3-3-①-1	大妻女子大学家政系研究紀要
	〃	大妻女子大学紀要一文系一
	〃	大妻国文 (学会誌)
	〃	OTSUMA REVIEW (学会誌)
基準 4	4-2-①-1	平成 19 年度 学生募集要項 [アドミッション・オフィス入試]
	4-2-①-2	平成 19 年度 学生募集要項 [公募推薦入試 同窓会員子女推薦入試]
	4-2-①-3	平成 19 年度 学生募集要項 [指定校推薦入試]
	4-2-①-4	平成 19 年度 学生募集要項 [一般入試A方式 B方式]
	4-2-①-5	平成 17, 18, 19 年度 公募推薦入試問題
	4-2-①-6	アドミッション・ポリシーに基づいた面接における評価項目
	4-2-③-1	入学者選抜実施マニュアル
	4-2-④-1	大学入学後の成績との関連を調査した追跡調査
	4-2-④-2	入学者選抜施策委員会議事要録 (平成 16 年度第 1 回、第 2 回)
基準 5	5-1-③-1	授業内容 SYLLABUS 平成 19 年度 大妻女子大学短期大学部
	5-1-③-2	研究成果を反映したテキスト
基準 6	6-1-④-1	就職の手引き「統計編」JUMP UP 2007
	6-1-⑤-1	卒業生による大学評価 2006 アンケート結果報告
	6-1-⑤-2	平成 18 年度 企業から見た本学及び本学卒業生についてのアンケート結果
基準 7	7-1-①-1	平成 19 年度 授業時間割表
	7-1-③-1	平成 18 年度 学生生活実態調査結果
	7-2-②-1	平成 19 年度 課外活動のすすめ
	7-2-②-2	平成 19 年度 学生生活の手引き
	7-3-①-1	平成 18 年度 健康センター活動報告
	7-3-①-2	平成 18 年度 学生相談センター活動報告
	7-3-②-1	平成 18 年度 寮生活についてのアンケート結果
基準 8	8-1-①-1	校地面積一覧
	8-1-①-2	校舎面積一覧
	8-1-①-3	施設関係面積一覧
	8-1-②-1	コタカネット構成図
	8-2-①-1	蔵書構成と利用実績

	8-2-①-2	図書館利用指導のご案内
基準9	9-1-①-1	平成19年度 出講一覧
	9-1-①-2	平成18年度 休講状況報告
	9-1-①-3	具体的な授業内容を示すデータ
	9-1-③-1	「ふるさと」(同窓会誌)
	9-1-③-2	平成19年度 授業担当者懇談会関係資料
	9-2-②-1	授業評価結果の推移(教育・学生支援センター集計)
基準10	10-1-①-1	過去5年間の貸借対照表
	10-1-①-2	過去5年間の財産目録
基準11	11-1-①-1	学校法人大妻学院の事務組織
	11-2-②-1	大妻学院沿革史